

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和３年３月31日
【発行者名】	クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド （Credit Suisse Management (Cayman) Limited）
【代表者の役職氏名】	取締役　ブライアン・バークホルダー （Director, Brian Burkholder）
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、K Y 1 - 1104、グランド・ケイマン、ジョージ・ タウン、ウグランド・ハウス、私書箱 309 （P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　安　達　理 同　橋　本　雅　行
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目１番１号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士　菊　地　雄　太 同　渡　邊　玄　輝 同　中　山　希 同　秋　田　拓　真 同　杉　本　梨　緒
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目１番１号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03（6775）1000
【届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）　－ オーストラリア・リート・ファンド （Credit Suisse Universal Trust (Cayman)　－ Australia REIT Fund)
【届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券の 金額】	日本円投資コース： 500億円を上限とします。 豪ドル投資コース： 6億豪ドル（約480億円）を上限とします。 （注）豪ドルの円貨換算は、2021年１月29日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行 の対顧客電信売買相場の仲値（１豪ドル＝80.08円）によります。以 下、別段の記載がない限り、豪ドルの円貨表示はすべてこれによるも のとなります。
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - オーストラリア・リート・ファンド
(Credit Suisse Universal Trust (Cayman) - Australia REIT Fund)

(注) オーストラリア・リート・ファンド(以下「ファンド」といいます。)は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) (以下「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストです。

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、日本円投資コースおよび豪ドル投資コース(それぞれ以下「コース」といいます。)の2種類があります(個別にまたは総称して「受益証券」または「ファンド証券」といいます。)。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

受益証券は追加型です。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

日本円投資コース

500億円を上限とします。

豪ドル投資コース

6億豪ドル(約480億円)を上限とします。

(注1) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、日本円投資コースの受益証券は円建て、豪ドル投資コースの受益証券は豪ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限りそれぞれ円貨および豪ドル貨をもって行います。なお、かかるコースの表示通貨を「基準通貨」といいます。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4) 【発行(売出)価格】

各受益証券1口当たりの発行価格は、関連する取引日(以下に定義されます。)に適用される各コースの基準価額

(注) 別段の記載がない限り、本書において「基準価額」とは、該当する受益証券1口当たり純資産価格をいいます。発行価格は下記(8)記載の申込取扱場所に照会することができます。

(5) 【申込手数料】

日本円投資コース

購入時の申込口数	申込手数料
5 万口未満	購入金額の3.30% (税抜3.00%)
5 万口以上、50万口未満	購入金額の1.65% (税抜1.50%)
50万口以上、100万口未満	購入金額の1.10% (税抜1.00%)
100万口以上	購入金額の0.55% (税抜0.50%)

豪ドル投資コース

購入時の申込口数	申込手数料
5,000口未満	購入金額の3.30% (税抜3.00%)
5,000口以上、5 万口未満	購入金額の1.65% (税抜1.50%)
5 万口以上、10万口未満	購入金額の1.10% (税抜1.00%)
10万口以上	購入金額の0.55% (税抜0.50%)

(6) 【申込単位】

1 口以上 1 口単位

(7) 【申込期間】

2021年 4 月 1 日 (木曜日) から2021年 9 月16日 (木曜日) まで

(注 1) 申込みの取扱いとは各取引日 (以下に定義します。) の前国内営業日 (以下に定義します。) に行われ、日本における販売会社の申込締切時間 (日本時間午後 5 時) までとします。

(注 2) 上記時刻以降の申込みは、翌国内営業日の申込みとして取り扱われます。

(8) 【申込取扱場所】

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

(以下「大和証券」または「日本における販売会社」といいます。)

(注) 日本における販売会社の本店および支店において、申込みの取扱いを行います。

(9) 【払込期日】

投資家は、国内約定日から起算して 4 国内営業日までに、販売会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとします。なお、販売会社の定めによるところより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いが求められることがあります。

「国内約定日」とは、購入または買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認した日 (通常、取引日の翌国内営業日) をいいます。以下同じです。

「取引日」とは、各ファンド営業日および / またはファンドもしくは各コースの受益証券について管理会社が随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「国内営業日」とは、東京の銀行が営業を行う日 (土曜日および日曜日を除きます。) および / またはファンドに関して管理会社が随時決定することのできるその他の日をいいます。以下同じです。

「ファンド営業日」とは、オーストラリア証券取引所が取引を行う日およびオーストラリア、ニューヨークおよび東京の銀行が営業を行う日 (土曜日および日曜日を除きます。) ならびに / またはファンドに関して管理会社が随時決定することのできるその他の日およびその他の場所におけるその他の日をいいます。以下同じです。

(10) 【払込取扱場所】

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項ありません。

(1 2) 【その他】

(イ) 申込証拠金はあります。

(ロ) 引受等の概要

大和証券は、管理会社との間の、2016年8月付で締結の日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、受益証券の募集を行います。

管理会社は、クレディ・スイス証券株式会社(以下「代行協会員」といいます。)をファンドに関して代行協会員に指定しています。

(注) 「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、基準価額の公表を行い、またファンドに関する財務書類その他の書類を受益証券を販売する日本の証券会社または銀行に配布する等の業務を行う協会員をいいます。

(ハ) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額は、日本円投資コースは円貨、豪ドル投資コースは豪ドル貨により支払うものとします。ただし、豪ドル投資コースでは、円貨での申込みも可能です。

この場合における外貨と円貨との換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによります。

(ニ) 日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ファンドの投資目的は、価格騰落のあるオーストラリアのREIT指数(以下「本指数」といいます。)に投資を行う名目的な取引戦略(以下「本戦略」といいます。)に対するエクスポージャーを提供することです。当初は、本指数はS&P/ASX 200 A-REIT指数(ブルームバーグ社のティッカーは「AS51PROP Index」)(以下「当初指数」といいます。)とします。

信託金の上限額は、原則として、豪ドル投資コースは上限12億豪ドル、日本円投資コースは上限1,000億円です。管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により上記の金額に達してない状況でも募集の停止を行う場合があります。

b. ファンドの特色

本ファンドは、受託会社および管理会社の間で締結された2013年12月2日付の基本信託証書(その後の改正を含みます。)(以下「基本信託証書」といいます。)および2016年8月5日付の補遺信託証書(以下「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて「信託証書」といいます。)に従い組成されたユニット・トラストです。本ファンドは、ケイマン法に基づき組成されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。

信託証書に基づき、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に異なるコースの受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

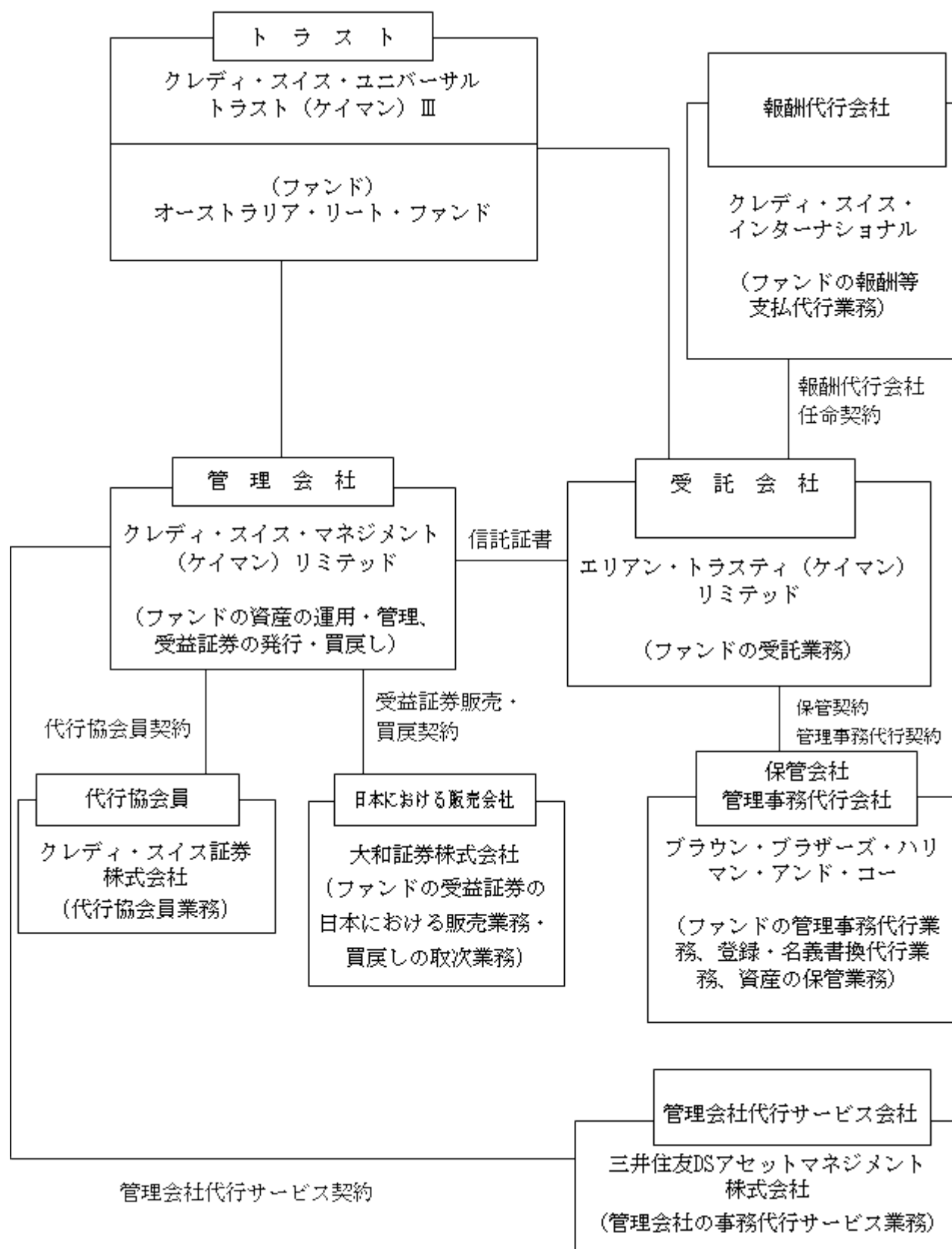
管理会社はケイマン諸島の会社法(その後の改正を含みます。)(以下に定義されます。)に従って、2000年1月4日に登記および設立されました(登記番号95497)。管理会社は無期限に設立されています。

(2)【ファンドの沿革】

2000年1月4日	管理会社の設立
2013年12月2日	基本信託証書締結
2014年7月1日	修正信託証書締結
2014年11月24日	修正信託証書締結
2014年12月29日	修正信託証書締結
2016年8月5日	補遺信託証書締結
2016年9月26日	ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.)	保管会社 管理事務代行会社	2016年8月付で受託会社との間で締結の保管契約（注 ¹ ）において、保管会社の業務について規定しています。 2016年8月付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約（注 ² ）において、ファンドの管理事務について規定しています。
クレディ・スイス証券株式会社	代行協会員	2016年8月付で管理会社との間で締結の代行協会員契約（注 ³ ）において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
大和証券株式会社	日本における販売会社	2016年8月付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約（注 ⁴ ）において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International)	報酬代行会社	2016年8月付で受託会社との間で締結の報酬代行会社任命契約（注 ⁵ ）において、ファンドの継続・運営費用の支払業務について規定しています。
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	管理会社代行サービス会社	2016年8月付で管理会社との間で締結の管理会社代行サービス契約（注 ⁶ ）において、管理会社の事務代行サービス業務について規定しています。

（注¹）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

（注²）管理事務代行契約とは、管理事務代行会社がファンドに関する日々の管理事務業務を提供することを約する契約です。

（注³）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社への送付、基準価額の公表ならびに日本法および／または日本証券業協会により要請されるファンドの財務書類の備置等の業務を提供することを約する契約です。

（注⁴）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻業務を提供することを約する契約です。

（注⁵）報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの設立費用、管理会社報酬、受託会社報酬、登録・名義書換代行報酬および管理事務代行報酬、保管会社報酬、管理会社代行サービス会社報酬、監査報酬の支払代行業務について規定した契約です。

（注⁶）管理会社代行サービス契約とは、管理会社と管理会社代行サービス会社との間で、管理会社の事務代行サービス業務を提供することを約する契約です。

管理会社の概況

管理会社：	クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド （Credit Suisse Management (Cayman) Limited）	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2021年1月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約7,679万円）です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立	
5. 大株主の状況	クレディ・スイス（香港）リミテッド （香港、クーロン、オースティン・ロード・ウェスト1番、 インターナショナル・コマース・センター88階）	735,000株 （100%）

（注）米ドルの円貨換算は、2021年1月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝104.48円）によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（ ） 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（その後の改正を含みます。）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（その後の改正を含みます。）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

（ ） 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができます、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

（５）【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにC I M Aに提出しなければなりません。

ファンドは、C I M Aが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはC I M Aに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 次項を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ・ ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
 - ・ ケイマン諸島金融庁法(その後の改正を含みます。)
 - ・ マネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含みます。)
 - ・ 免許の条件

ファンドの監査人は、ケーピーエムジー ケイマン諸島(KPMG, Cayman Islands)です。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年9月30日に終了します。ファンドの最初の会計年度は、2017年9月30日に終了する期間でした。監査済財務書類は、国際会計基準に従い作成され、通常、各会計年度末後に可能な限り速やかに受益者に送付されます。また、ファンドの未監査の財務書類は、会計年度の半期末後に可能な限り速やかに受益者に交付されます。投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。))に定義される運用報告書は、受益者に交付されます。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

- () 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社または取扱販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

- () 投資信託および投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投信法に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、

ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証券を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または取扱販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本における販売会社を通じて知れている日本の受益者に交付されます。また、運用報告書(全体版)は代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6)【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されます。受託会社の関連会社は(同関連会社はミューチュアル・ファンド・アドミニストレーターのライセンスを保有)、ケイマン諸島内にファンドの主たる事務所を提供することに同意しており、このため、ファンドはミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条に基づき規制されます。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類をCIMAに毎年提出することを求めています。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に応じない場合、受託会社は高額な罰金に服し、CIMAは裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的および投資方針

投資目的

ファンドの投資目的は、価格騰落のある本指数に投資を行う名目的な本戦略に対するエクスポージャーを提供することにより、投資者に中長期的な信託財産の成長と安定的な収益を提供することです。当初は、本指数は当初指数であるS&P/ASX 200 A-REIT指数とします。ただし、潜在的投資者は、管理会社は本指数を別の代表的なオーストラリアのREIT指数と入れ替えることがあるという点に留意すべきであり、この場合、管理会社は、このような入れ替えが受益者の最善の利益に適い、当該条件はファンドの投資目的に適っていると考えています。

当初指数は、S&P/ASX 200指数のセクター別サブインデックスの一つで、オーストラリアの不動産投資信託(A-REITs)へのアクセスを投資家へ提供します。S&P/ASX 200指数は、オーストラリア証券取引所上場の指数適格銘柄上位200銘柄の業績を浮動株調整時価総額指数により測定したものです。

本戦略に対するエクスポージャーを提供するために、受託会社は、ファンドの受託者としての立場で、クレディ・スイス・インターナショナル(以下「担保付スワップ・カウンターパーティー」といいます。)と担保付スワップ取引(以下「担保付スワップ」といいます。)を締結します。担保付スワップは、償還期限約1年以内であり、担保付スワップ・カウンターパーティーは、()市場参加者3社以上からの入札により、本指数にリンクするアンファンデッド・スワップの価格を募り、()本指数および本指数の構成要素により名目上支払われる配当等に対するエクスポージャーを提供します。結果として、ファンドに代って受託会社は、(a)担保付スワップ・カウンターパーティーから、本指数のパフォーマンスによる利益および本指数の構成要素により名目上支払われる配当等を名目上受け取り、(b)入札により決定された価格を名目上支払います。本戦略へのエクスポージャーは、原則、担保付スワップ締結時における純資産総額の100%を表すことになります。

本戦略は、四半期ごとに一定額の収益を発生させる場合があります。当該収益を分配日(下記「(4) 分配方針」に詳細を記載)ごとに受益者に分配することを意図しています。

ファンドの目的

実質的にオーストラリア・リートに投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

- 1 担保付スワップ取引を活用することで、オーストラリア・リートへの投資成果を享受することを目指します。
- 2 日本円投資コースと豪ドル投資コースの2つのコースがあります。
※対日本円での為替ヘッジは行いません。
- 3 毎年3月16日、6月16日、9月16日、12月16日（ファンド営業日ではない場合、翌ファンド営業日）の分配宣言日に分配方針に従い、分配を決定します。

ファンドの仕組み

1 オーストラリア・リート市場への投資

オーストラリア・リートへの投資成果を享受する担保付スワップ取引(以下「スワップ取引」)を行います。

- ・スワップ取引の対象は、原則としてS&P / ASX 200 A-REIT指数とします。将来、対象指数は、変更になる場合があります。
- ・スワップ取引の相手方は、原則としてクレディ・スイス・インターナショナルとします。将来、スワップ取引の相手方は、変更になる場合があります。

S&P / ASX 200 A-REIT指数の概要

S&P / ASX 200 A-REIT指数は、S&P / ASX 200指数のセクター別サブインデックスの一つで、オーストラリアの不動産投資信託(A-REITs)へのアクセスを投資家へ提供します。S&P / ASX 200指数は、オーストラリア証券取引所上場の指数適格銘柄上位200銘柄の業績を浮動株調整時価総額指数により測定したものです。

免責条項

S&P / ASX 200 A-REIT指数はS&P Dow Jones Indices LLC(「SPDJ」)の商品であり、これを利用するライセンスがファンドに付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスがファンドにそれぞれ付与されています。ファンドの受益証券は、SPDJ、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P / ASX 200 A-REIT指数の誤り、欠落、または中断に対して一切の責任を負いません。

クレディ・スイス・インターナショナルの概要

クレディ・スイス・インターナショナルは、チューリッヒに本拠をおく世界有数の金融グループであるクレディ・スイス・グループの一員で、イギリスおよびウェールズの会社法に基づき1990年に設立・登録されました。

主な業務は、金利、為替、株式、コモディティ、およびクレジット商品にリンクしたデリバティブ商品の取引を含む銀行業です。

クレディ・スイス・グループは世界50カ国以上に拠点を持ち、世界中の法人および富裕層個人顧客、またスイス国内の一般個人顧客に多彩な金融サービスを提供しています。

② 日本円投資コースと豪ドル投資コースの2つのコースがあります。

- ・（日本円投資コース）為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行わない為、基準価額は、為替変動の影響を直接受けます。
※本書において「基準価額」とは、1口当たり純資産価格をいいます。
- ・（豪ドル投資コース）ファンドの受益証券の基準価額は、豪ドル建てにより表示されるため、円貨から投資した場合には、円貨換算した基準価額は、円貨と豪ドルの間の外国為替レートの変動の影響を受けます。

③ 毎年3月16日、6月16日、9月16日、12月16日（ファンド営業日ではない場合、翌ファンド営業日）の分配宣言日に、分配方針に従い、分配を決定します。

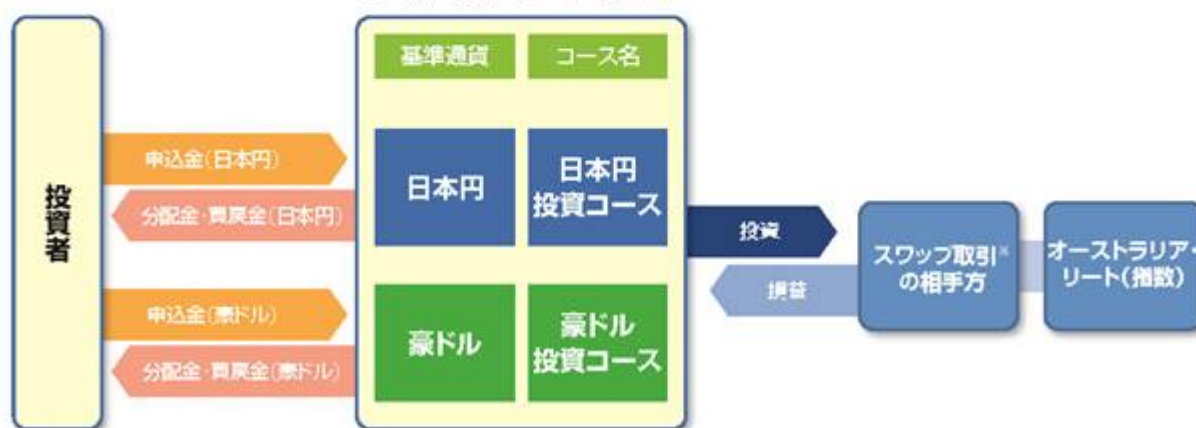
分配方針

- ・原則として、インカム等収益および売買益等から、管理会社が基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、管理会社の判断により分配を行わないことがあります。また、投資元本の一部から収益の分配を行う場合があります。将来の分配金の支払およびその金額について示唆、保証するものではありません。

<ファンドの仕組み>

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）III –

オーストラリア・リート・ファンド



※クレディ・スイス・インターナショナルを相手方とする担保付スワップ取引を通じて、オーストラリア・リート(指数)の損益を享受します。将来、スワップ取引の相手方は、変更になる場合があります。

免責事項

S&P/ASX 200 A-REIT指数（本免責事項において、以下「当インデックス」といいます。）はS&P Dow Jones Indices LLC（以下「SPDJI」といいます。）の商品であり、これを利用するライセンスがファンドに付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC（以下「S&P」といいます。）の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC（以下「Dow Jones」といいます。）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスがファンドにそれぞれ付与されています。ファンドの受益証券は、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」といいます。）によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、ファンドの受益証券の所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的にファンドの受益証券への投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追従するS&P/ASX 200 A-REIT指数の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。S&P/ASX 200 A-REIT指数に関して、S&P Dow Jones Indicesとファンドとの間にある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesまたはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。S&P/ASX 200

A-REIT指数はファンドまたはファンドの受益証券に関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S&P/ASX 200 A-REIT指数の決定、構成または計算においてファンドまたはファンドの受益証券の所有者の要求を考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、ファンドの受益証券の価格または数量、あるいはファンドの受益証券の発行または販売のタイミングの決定、ファンドの受益証券が将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&P Dow Jones Indicesは、ファンドの受益証券の管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P/ASX 200 A-REIT指数に基づく投資商品が、インデックスのパフォーマンスを正確に追従する、あるいはプラスの投資収益を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資顧問会社ではありません。インデックスに証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P DOW JONES INDICESは、当インデックスまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信(電子通信も含みます。)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる誤り、欠落または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックスまたはそれに関連するデータの商品性、特定の目的または使用への適合性、それらを使用することによってファンド、ファンドの受益証券の所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESとファンドとの間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

担保付スワップ

担保付スワップの取引日は2016年9月26日(以下「スワップ取引日」といいます。)です。各担保付スワップは豪ドル建ての約1年以内のストラクチャーとします(当該担保付スワップ・カウンターパーティーの裁量で延長できます)。

担保付スワップ・カウンターパーティーはイングランドおよびウェールズで設立された銀行です。2016年7月31日現在、クレディ・スイス・インターナショナルは以下の上位の長期債務格付けを受けています。「A(安定的見通し)」フィッチ・レーティングス・リミテッド、「A2(安定的見通し)」ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド、および「A-(安定的見通し)」スタンダード・アンド・プアーズ・クレジット・マーケット・サービス・ヨーロッパ・リミテッド。

担保付スワップの非公式に示された条件の概要は、英文目論見書補遺の別紙に規定されています。当該条件は、スワップ取引日に両当事者が締結した確認書に規定された最終的な条件(以下「最終条件」といいます。)にあらゆる点で服します。さらに、担保付スワップの条件は変更可能であり、または担保付スワップは管理会社が当該条件は受益者の最善の利益に適い、且つ当該条件はファンドの投資目的に適っていると考える場合に、担保付スワップは最終条件とは異なる条件で締結されることがある点に、潜在的投資者は留意すべきです。最終条件において、スワップの含み損益は月次で実現されます。

クレジット・サポート・アネックス

本ファンドの受託会社としての立場で受託会社および担保付スワップ・カウンターパーティーは、2016年9月26日(または同日頃)付けで、担保付スワップに関するクレジット・サポート・アネックスを締結し、これに基づき担保付スワップ・カウンターパーティーは、担保付スワップに基づく担保付スワップ・カウンターパーティーの義務の履行を確保するため、ファンドの受託会社としての立場にある受託会社に対し、適格資産を差し入れます。これに関する詳細は、クレジット・サポート・アネックスに記載され、その条件に従います。

(2)【投資対象】

上記「(1)投資方針」をご参照下さい。

(3)【運用体制】

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド、管理事務代行会社および保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー、報酬代行会社であるクレディ・スイス・インターナショナルならびに管理会社代行サービス会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社の社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下のとおりです。

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、クレディ・スイス・アジア・パシフィック・ストラクチャリング・チームの一員であり、香港のクレディ・スイスのディレクターです。パパベリン氏は、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在クレディ・スイスAPACにおける投資信託、SPVおよび保険商品を含む包括ソリューション開発の責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCIAAの資格も保有しています。

ヴィジャヤ balan(「 balan」)・ムルゲス氏

balan・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッドの取締役で、かつてはオジエ・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッド(以下「OFS」といいます。)のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において20年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ビークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人(以下「RTA」といいます。)およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA/株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエイトを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会(AIMA)に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクター

も務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人であり、ケイマン諸島国家年金局に所属しています。

ブライアン・パークホルダー氏

ブライアン・パークホルダー氏は、ケイマン諸島のH F ファンド・サービス・リミテッドに勤めています。それ以前は、U B S ファンド・サービス(ケイマン)リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。パークホルダー氏は、2000年にU B S ファンド・サービスに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、パークホルダー氏は、ファンド・サービス・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。U B S ファンド・サービスでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービス・アメリカズの経営委員会に所属していました。その他、パークホルダー氏は、U B S ファンド・サービス(ケイマン)リミテッドを含む様々なU B S 出資企業において取締役を務めていました。U B S に入社する以前は、K P M Gのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。パークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2021年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

本戦略は、四半期ごとに一定の額の収益をあげる可能性があります。現在のファンドの方針では、受益者に対して、各分配日に関して対応する分配期間の発生収益(以下に定義されます。)と同様の金額の四半期ごとの分配金を支払います。毎年3月16日、6月16日、9月16日、12月16日(ファンド営業日ではない場合、翌ファンド営業日)が分配宣言日です。分配日は、分配宣言日から起算して5ファンド営業日後となります。

四半期ごとの分配金は以下の個々の要素から計算されることが見込まれます。

- (i) 本指数の実績による利益および本戦略によって支払われる配当金または分配金(全ての適用される税を除きます。)と同等の金額、および
- (ii) 上記(i)で受け取った配当金または分配金の、対応する分配日に支払われるまでに発生した利息((i)および(ii)を「発生収益」といいます。)

上記にかかわらず、各分配日に支払われる分配金の額は、管理会社の独自の裁量によって、数ある要素の中でも各四半期の受益証券1口当たりの(1)発生収益、(2)本戦略からの実現および未実現キャピタル・ゲインおよび(3)諸経費を考慮に入れて決定されるものとします。管理会社は、適切とみなされる場合、分配金の全体または一部を、管理会社が受け取った発生収益では四半期の分配金の資金を供給するには不十分だとみなす分配期間中、受け取った発生収益を上回る(およびキャピタル・ゲインを上回る)受益証券の投資元本から支払う選択をすることができます。管理会社が四半期の分配金の全体または一部を投資元本から支払う選択をすることができるのは、管理会社の独自の裁量で、ファンドの投資目的および方針が前回の四半期よりマイナスの実績をもたらしたまたは管理会社がかかる選択を行うことが適切とみなすような低い実績をもたらしたと判断する場合を含みますが、これに限りません。

さらに、投資者は、適切とみなされる場合には、受益証券の投資元本を使用する選択肢にかかわらず、管理会社が受益証券に関して四半期ごとの分配金に関連する四半期に支払われないと選択することができることに留意することが重要です。管理会社がかかる選択をするのは、管理会社の独自の裁量で、ファンドの投資目的および方針が前回の四半期よりマイナスの実績をもたらしたまたは管理会社がかかる選択を行うことが適切とみなすような低い実績をもたらしたと判断する場合を含みますが、これに限りません。

全ての宣言された分配金は、対応する分配日に支払われます(かかる分配金に関して支払うべき税を除きます。)。分配金は受益者名簿に名前が記載されている者に関連する分配登録日に支払われます。分配登録日とは、各分配宣言日の直前のファンド営業日または各コースの受益証券につき管理会社が

決定するその他の日をいいます。円投資コースの分配金は最も近い小数第1位の数値に四捨五入され、豪ドル投資コースのかかる分配金は小数第2位に四捨五入されます。

管理会社は、その単独の裁量により分配金の支払い頻度を決定し、当該支払い頻度への変更を行うことがあります。

（５）【投資制限】

ファンドには以下の投資制限を適用します。

1. 空売りする有価証券の価額は合計でファンドの純資産総額を超えてはなりません。
2. ファンドの純資産の15%を超える金額を、私募債、非上場株式、または不動産などの直ちに現金化できない非流動資産に投資してはなりません。ただし、日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）が公表する外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）（随時改訂または差し替えられる場合があります。）が要求する価格の透明性を保証する目的で、適切な措置が講じられている場合は、この例外とします。上記の比率は、購入時または現在の時価のいずれかで計算することができます。
3. ファンドの受益者保護に反する、またはその資産の適切な管理に不利益を与える管理会社（または代理人）がファンドを代理して締結するいかなる取引（自らの利益のために管理会社（または代理人）が行う取引等）も、禁止されています。
4. 管理会社（または代理人）はファンドの勘定で借入れを行うことができますが、ファンドの直近の純資産総額の10%をその上限とします。
5. 管理会社（または代理人）は、買収の結果、受託会社、もしくは管理会社（または代理人）が管理する全てのミューチュアル・ファンドが保有する、ある企業1社の合計株数が当該企業の全発行済み株式の合計数の50%を超える場合は、ファンドの勘定で当該企業の株式を取得してはなりません。
6. 管理会社（または代理人）は、ある企業の株式またはある投資信託の受益証券で、発行会社1社における当該株式または受益証券の価額（以下「エクイティ・エクスポージャー」といいます。）が当該純資産総額の10%を超える場合（当該エクイティ・エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。）は、ファンドの勘定で、当該企業の株式または当該投資信託の受益証券を保有してはなりません。
7. 管理会社（または代理人）は、ファンドの勘定で、デリバティブ・ポジションから発生する単一のカウンターパーティーに対するエクスポージャーの純額（以下「デリバティブ・エクスポージャー」といいます。当該デリバティブ・エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。）が純資産総額の10%を超える場合、ファンドの勘定で、当該カウンターパーティーのデリバティブ・ポジションを保有してはなりません。
8. ある1社が発行する、組成する、または引き受ける有価証券、金銭債権、および匿名組合の出資持分（以下「債券エクスポージャー」と総称します。）が純資産総額の10%を超える場合（当該債券エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。）、管理会社（または代理人）は、ファンドの勘定で（ ）（上記（6）項に規定する株式または受益証券以外の）有価証券、（ ）（上記（7）項に規定するデリバティブ以外の）金銭債権、および（ ）匿名組合の出資持分を保有してはなりません（注記：担保を伴う取引の場合、当該担保の査定額は控除することができ、発行者その他に対する支払義務がある場合、当該支払いの金額は控除することができます。）。
9. 管理会社（または代理人）は、ある発行会社またはカウンターパーティー1社に対する株式エクスポージャー、債券エクスポージャー、およびデリバティブ・エクスポージャーが合計で純資産総額の20%を超える場合、ファンドの勘定で当該発行会社またはカウンターパーティーにおける、またはこれらの、ポジションを保有してはなりません。
10. 外国不動産投資信託受益証券以外のファンドの受益証券に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生しうる危険に対応する額としてあらかじめ管理会社または運用会社が定めた合理的な方法により算出した額がファンドの純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等を行うものでないこと（注）「デリバティ

ブ取引等」とは、金融商品取引法第2条第20項に定義されるデリバティブ取引(有価証券、金利、外貨もしくはその他の金融商品または指標に基づく上場または非上場の先物、オプション、スワップおよび同様の取引を含みます。)をいい、さらに上場または非上場の新株予約権証券および新投資口予約権証券ならびに商品デリバティブへの投資を含みます。)。

管理会社は、前述の投資制限について適用される法規制が修正、またはその他の方法で取って代わり、当該投資制限は適用法規制を違反することなく改訂できると判断する場合、受益者の同意を得なくても、当該投資制限のいずれかを(場合に応じて)追加、修正、または削除することができるものとします(この場合、当該修正または削除については、受益者に21日前に通知されます。)。

管理会社(またはその代理人)は、とりわけファンドのいずれかの投資対象の価額の変動、再建または合併、ファンドの資産を用いた支払い、もしくは受益証券の買戻しの結果として、いずれかの上記の投資制限を超えても、当該投資対象を直ちに売却する必要はありません。ただし、管理会社(またはその代理人)は、ある違反が確認されてから合理的な一定期間内に、当該投資制限に従うために、受益者の利益を考慮した上で、合理的に実務的な措置を講じます。

管理会社(またはその代理人)は、()単独の判断において、受益証券の多額の購入または買戻要求がなされる場合、()ファンドが投資を行っている、または管理会社(またはその代理人)の合理的な支配の及ばないその他の事象がある、市場または投資対象に突然のまたは大きな変動があると自らの単独の裁量において予想する場合、および/または()(a)ファンドの終了に備える目的のため、もしくは(b)ファンドの資産規模のため、自らの単独の裁量において逸脱が合理的に必要なだと考える場合、英文目論見書補遺に記載された投資方針、制限、およびガイドラインからの一時的な逸脱を決定することができます。このような逸脱に気付いた時点で、管理会社(またはその代理人)は受益者の利益を考慮した上で、速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

3【投資リスク】

リスク要因

投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあるということに留意すべきです。ファンドへの投資は重大なリスクを伴います。受益証券に流通市場がある可能性は少ないです。純資産総額は、ファンドの投資の価格変動に影響を受けます。ファンドの投資から発生する損益は全て投資者に帰属します。受益者の投資の元本は保証されていません。投資者は、ファンドへの投資の大部分または全てを失う可能性があります。このため、各投資者は、ファンドの投資リスクを負うことができるか慎重に検討すべきです。下記のリスク要因の記載は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではありません。

あらゆる期間、特に短期間において、ファンドの投資ポートフォリオが、資本増加に関し、上昇を達成するという保証はありません。投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあるということに留意すべきです。

<主な変動要因>

価格変動リスク

組入資産の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

リート(以下に定義されます。)の価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。

スワップ取引に関するリスク

ファンドは、スワップ取引を活用するため、当該取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産などにより、当初契約とおりの取引を実行できず損失を被る可能性があります。

ファンドはクレディ・スイス・インターナショナル(以下「CSI」といいます。)との担保付スワップ契約に基づき、CSIに対して有する債券の時価相当の適格担保をCSIより受け取ることで、信用リスクの低減を図りますが、CSIに倒産や契約不履行その他不測の事態が生じた場合には、運用の継続は困難となる場合があり、その場合将来の投資成果を享受することはできず、担保を処分する際に想定した価格で処分できない可能性があることから損失を被る場合があります。

為替変動リスク

<日本円投資コース>

ファンドは、豪ドル建て資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、ファンドは原則として組入れ外貨建て資産に対して為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<豪ドル投資コース>

ファンドは、豪ドル建て資産に投資するため、豪ドル貨から投資する場合には、為替変動のリスクはありません。ただし、円貨にて豪ドル建て資産を評価する場合には、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、円貨で評価した資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、円貨で評価したファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

カントリー・リスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

< 追加的リスク要因 >

リートへの投資リスク

一般的な不動産への投資に関連するリスクに加えて、不動産投資信託（以下「リート」といいます。）への投資は、その構造およびフォーカスに関連するその他のリスクがあり、これには、マネジメント・スキルへの依存、限られた多様性、プロジェクトの資金融資の工面および管理にかかるリスク、キャッシュフローへの高い依存、借入人による債務不履行の可能性、1つ以上の保有の自己清算にかかる費用および潜在的損失、モーゲージ・ファンドの欠如のリスクおよび関連する金利リスク、建物の供給過剰、建物の空室、固定資産税および運営費の増加、都市計画法の変更、環境被害による損失、近隣の地価および購入者への魅力の変化、ならびに、多くの場合、比較的小さな時価総額が含まれますがこれらに限られません。これらは、市場の流動性の低下および価格ボラティリティの上昇につながる可能性があります。リートは、他の資産クラスおよび特に債券投資者を求めて競合する資産クラスの経済情勢または発展にも影響されます。例えば、金利の上昇または公社債の増発は、不動産証券の魅力および価値を減少させ、不動産証券の相対的な利回りを減少させることがあります。

不動産証券の発行者に関連する信用リスク

ファンドは、リートが発行する証券を含む不動産証券の発行者が弁済不能になったとき、破綻状態になったとき、または、これらの状態のいずれかが予測されるとき、重大な損失を被る可能性があります。また、不動産証券の発行者が規定の基準を満たせない場合、証券取引所への上場が中止される可能性があります。上場が中止された場合または中止の恐れがある場合、不動産証券の価格は下落し、それに伴いファンドが損失を被るリスクが発生します。

不動産投資のリスク

ファンドの投資は、ファンドの勘定で、リートおよび不動産セクターで事業を行うプロパティ・トラストに対して行われます。結果的に、ファンドは、不動産投資に関連するリスクの影響を受けます。このリスクには、投資先不動産の価値の変動、借入人または賃借人の債務不履行、不動産市場の飽和、全般的および地域の経済情勢の変化、賃借料の相場の低下、競争、固定資産税、資本支出または営業費用の増加、ならびに不動産業を営む会社に影響を与えるその他の経済、政治または規制に関する出来事が含まれます。

リーートの価格変動リスク

一般的に、リーートの収益源は、不動産または不動産証券化商品の販売および当該商品への投資から得られる収入です。不動産を取り巻く規制および環境、賃借料の相場、稼働率、不動産市場の状態、短期および長期金利の変動ならびにマクロ経済の変化を含む、多くの要因がこれらの投資ビークルの価格に影響を与えています。また、その価値は、経年劣化、所在地の状態変化、火事および自然災害による不動産の喪失または損害にも影響を受けます。リーートの財務状況または業績が悪化した場合、または市場環境が悪化した場合、配当金、金利の支払いおよびリートが発行する証券の価格は下落する可能性があります。ファンドが損失を被るリスクが発生します。

リーートの金利リスク

金利リスクとは、優先証券および債券等の固定利付証券および、程度は下がりますが、配当が行われるリート普通株式等の価格が、市場金利の変動により低下するというリスクです。市場金利が上昇すると、通常、不動産証券の市場価値は下落します。ファンドの勘定で当該証券に投資することは、市場金利が上昇した場合、普通株式の時価総額および市場価格が低下しやすくなる可能性があるということですを意味します。投資者は、一般的に、収入源としてリートに期待しているので、リート株式は他の株式よりも金利の変動の影響を受けやすいものです。金利が低下している期間は、不動産証券の発行者は、オプションを行使して予定より早く元本の繰上償還を行うことがあります。これはコールまたは繰上償還リスクとして一般的に知られています。これが起こった場合、管理会社は、利回りがより低い証券に再投資せざるをえない可能性があります。これは再投資リスクとして知られていま

す。優先証券および債券は、しばしばその発行者が満期に先立って当該証券を買い戻すことのできるコールの性質を有しています。発行者は、金利の低下または発行者の信用力の改善によって債務をより低コストで借り換えできる場合、債務を繰上償還することがあります。金利が上昇している期間中、想定よりも遅い元本の支払いのために特定の種類の証券の残存期間が延長されることがあります。これは、市場金利を下回るところでロックされ、証券のデュレーションが延長され、証券の価値が減少する可能性があります。これは期間延長リスクとして知られています。管理会社がファンドの勘定で投資する投資適格固定利付債券の市場金利は、近年著しく低下し、当該証券の最近の歴史的な平均レートを下回りました。この低下は、これらの金利が将来上昇する（そして純資産総額の低下を招く）リスクおよびその場合に資産価額が低下する程度を増大させた可能性があります。過去の金利水準から将来の金利水準を予測できるとは限りません。

インデックス

インデックス提供業者は、ファンド、受益者、受託会社または管理会社の特定の利益を勘案せず、インデックスの調整を行うか、またはインデックスの計算を中止することができます。

インデックスのライセンスに関わるリスク

ファンドを代理する受託会社およびインデックス提供業者間の合意（以下「インデックス提供業者契約」といいます。）に従い、インデックス提供業者はファンドのための 当初指数のライセンスを受託会社に付与しています。インデックス提供業者はインデックス提供業者契約が規定する目的の要件を満たすことができない場合があり、その結果インデックス提供業者契約は終了される場合があります。さらにインデックス提供業者契約は、当初指数の組成および公表が停止され、当初指数の計算に使用されている方法と同一のまたは実質的に類似の公式を用いる代替のインデックスが存在しない場合は、終了される場合があります。

未確定のインデックス分配による影響

投資者は、インデックスまたはインデックスの一構成要素を用いて支払いが行われる配当またはその他の分配の金額は、分配の「予定日」に発表されるその最終額が未確定である場合があることに留意すべきです。各担保付スワップの計算代理人は、分配の最終額および各担保付スワップの価額を計算するために、当該分配の実際の価額が知られるまでは、一定の仮定を用いる必要があるかもしれません。これにより、ある受益者に支払われる買戻手取金は、買戻価格が分配の最終額に基づいて行われる場合よりも上下する場合があるかもしれません。買戻価格が分配の最終額に基づいて行われる場合よりも支払われる買戻手取金が多い場合、こうした過払いに程度に応じてファンドに悪影響を及ぼす場合があります。

発生収益および分配

収益が発生するという保証はありません。分配は、受益証券に帰属する投資元本から全部もしくは一部が支払われ、またはそうでなければ発生収益はゼロになる可能性があります。分配は実質的に投資者の当初の資本の収益またはキャピタル・ゲインとなって、分配が処分可能利益を超えるまでその資本を損なうこととなります。この可能性の結果として、資本の保護を望む投資者には、ファンドの投資対象の価値の低下は、資産価額の減少だけでなく、分配を通じた投資者に対する資本の収益によっても引き起こされるということを考慮することが強く推奨されます。さらに、ファンドが利益をもたらさない場合は、受益者が受益証券の買戻しで受領する買戻価額は、受益者の当初の投資額よりも少なくなる可能性があります。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、（それが誠実なものであるかに関わらず）契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しない相手方当事者にさらされることがあり、そのためファンドが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する出来事がある場合、または取引が単一もしくは小さなグループのカウンターパーティーとの間で締結される場合に、満期がより長い契約において増加します。受託会社および管理会社は、ファンドについて、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部もしくは全部を一つのカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。さらに、受託会社および管理会社は、そのカウンターパーティーの信用度を評価する内部の信用機能を有していな

い可能性があります。保管会社は、未使用のオーバーナイトの現金残高を金融機関の預金にすることができます(および保管会社は当該現金残高につき得た利息の一部を保持する権利を有します。)。このような場合、ファンドは、当該現金残高について、当該金融機関の信用リスクにさらされます。受託会社および管理会社のあらゆる数のカウンターパーティーと取引する能力および当該カウンターパーティーの財務的能力の有意義且つ独立した評価の欠如は、ファンドの損失の可能性を高めます。

ファンドは、担保付スワップ・カウンターパーティーを含む、非上場デリバティブ商品に関連して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされています。これは、清算機関による決済履行の保証のような、組織的な取引所で当該商品を取引する参加者に適用される保護が与えられないためです。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、一般に認められている取引所ではなく、その取引に参加する特定の会社または企業であり、したがって、受託会社、管理会社および担保付スワップ・カウンターパーティーがファンドに関して当該商品を取引するカウンターパーティーの支払不能、倒産または不履行があった場合、ファンドの大きな損失につながる可能性があります。受託会社、管理会社および担保付スワップ・カウンターパーティーは、ファンドについて、特定のデリバティブ取引に関連する契約に従い、不履行があった場合の契約上の救済方法を受けることがあります。ただし、その救済方法は、実行可能な担保またはその他の資産が不足している場合、不十分である可能性があります。

過去、いくつかの著名な金融市場参加者(店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含みます。)が期限とおりに契約上の義務を履行できず、またはもう少しで不履行になることがありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取引決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。このような混乱のため、支払能力のある主要なブローカーや金融業者でさえも新たな投資資金の融資を渋るようになり、または以前よりも著しく悪い条件で融資を提供することの原因となりました。カウンターパーティーが不履行をしないという保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

キーパーソン

管理会社は、ファンドに関する投資方針の決定をしばしば個人に頼ることがあります。かかる個人を失うことが、受益証券の運用実績を危険にさらす可能性があります。

デリバティブ

デリバティブには、その価値が一つ以上の原証券、金融指標、通貨または指数に関連付けられている商品または契約が含まれます。デリバティブによって、投資者は、原資産へのわずかな投資で、特定の証券、金融指標、通貨または指数の価格変動にヘッジまたは投機を行うことができます。デリバティブの価値は、主に原資産価格の変動によって決定します。したがって、原資産の取引のリスクの多くは、デリバティブ取引にも当てはまります。ただし、デリバティブ取引特有のリスクが数多く存在します。例えば、多くのデリバティブでは、取引開始時に支払われた、または預託された金額よりも、市場エクスポージャーが格段に大きいため、比較的小規模の不利益な市場変動が投資額全部の損失につながるだけでなく、当初投資された金額を上回る損失が発生する可能性にファンドをさらすことがあります。ファンドの勘定において投資されたデリバティブが希望する条件で希望する時点に利用可能であるという保証はありません。

決済リスク

取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場の慣行は、リスクを増加させる可能性があります。取引を実行するために利用できるクリアリング、決済および登録システムは、取引の決済および振替の登録に関連する遅滞およびその他の重大な困難につながる可能性があります。また、顧客または取引の相手方当事者が契約上の義務を履行できない可能性もあります。決済に関するあらゆる問題は、ファンドの純資産総額および流動性に影響を与える可能性があります。

投資の適合性

ファンドは、全ての投資者にとって適切な投資ではない可能性があります。ファンドの潜在的投資者は、各自の状況を踏まえてその投資の適合性を判断しなければなりません。特に、潜在的投資者はそれぞれ、(a)ファンド、ファンドへの投資のメリットおよびリスクならびに本書に記載の情報につい

て有意義な評価をするための十分な知識および経験を有し、(b) 投資者の財務状況に照らして、ファンドへの投資および当該投資が投資者の全体資産に及ぼす影響について評価するために適切な分析ツールを利用でき、且つ、その知識を有し、(c) ファンド投資の全リスクを負うための十分な財源および流動性を有し、(d) 単独または財務アドバイザーの助けを借りて、ファンドに対する投資に影響を与える可能性のある経済、為替相場およびその他の要因について起こりうる事態を評価でき、それらのリスクを負う能力を有しているべきです。

将来の投資者は、独立した査定または投資者が適切とみなす専門的助言に基づき、受益証券の取得が、

- (a) 投資者、または受託者として行為している場合はその受益者の、資金的ニーズ、目的および状況と十分に整合し、
- (b) 投資者、または受託者として行為している場合にはその受益者に適用される投資方針、ガイドラインおよび規制を遵守し、これに十分整合し、且つ
- (c) 当該受益証券への投資に固有の明瞭且つ重要なリスクがあるとしても、投資者にとって、または受託者として行為している場合にはその受益者にとって、適切な投資であることを判断しなければなりません。

担保付スワップは適切な投資でない可能性があること

投資者は、担保付スワップへの間接的なエクスポージャーを有します。かかるエクスポージャーは、

- (a) 担保付スワップへの投資のメリットおよびリスクを評価するために必要な財務および事業上の問題についての知識および経験を有しており、
- (b) 担保付スワップへの投資の経済的リスクを負うことができ、且つ
- (c) 投資者の財務状況に照らして、担保付スワップへの投資のリスクを進んで許容できる投資者にとってのみ適切です。

将来の投資者は、担保付スワップへのエクスポージャーを有することが各自の状況にとって適切であるかどうかを判断し、ファンドの担保付スワップへの投資の結果を判断するために、各自の法律、ビジネス、税務の顧問に相談すべきです。

適用法の遵守

受託会社、管理会社、報酬代行会社、担保付スワップ・カウンターパーティー、管理会社代行サービス会社および日本における販売会社は、潜在的投資者による受益証券の取得の合法性または潜在的投資者に適用されるいかなる法令または政策への遵守について、責任を負いません。潜在的投資者は、これらの事項に関して決定を下すとき、受託会社、管理会社、報酬代行会社、担保付スワップ・カウンターパーティー、管理会社代行サービス会社または日本における販売会社に依存することができません。潜在的投資者が受益証券に関して講じるべき措置について懸念がある場合は、かかる潜在的投資者は直ちに株式仲買人、バンク・マネージャー、顧問弁護士、会計士またはその他独立した財務顧問に財務に関する助言を求めるべきです。

助言および中立的な評価を提供しないこと

受託会社、管理会社、報酬代行会社および担保付スワップ・カウンターパーティーは、スワップに関して助言、情報または信用分析を発信しません。具体的には、本書は投資アドバイスに当たりません。各投資者は、受益証券の潜在的購入者として、各自の中立的な評価(財務状況および事情ならびに各自の担保付スワップ・カウンターパーティーの信用性の評価に関するものを含みます。)および状況の下で適切と考えられる専門的な助言(税金、会計の信用性、法律および規制に関する助言を含みますが、これに限りません。)に基づき、受益証券の取得および保有が、その内在するリスクにもかかわらず、(a) 投資者(受託者の資格で受益証券を取得する場合は、受益者)の金融ニーズ、目的および条件と完全に一致している、および(b) 投資者(受託者の資格で受益証券を取得する場合は、受益者)に適合し、適切であり適した投資だと判断しなくてはなりません。さらに、受託会社、管理会社、報酬代行会社および担保付スワップ・カウンターパーティーのいずれも、ファンドの存続期間中、担保付スワップ・カウンターパーティーの財務状況または事情についての評価を行いません。

依存しないこと

受益証券の潜在的購入者は、受益証券の取得の合法性についての判断に関して、受託会社、管理会社、報酬代行会社または担保付スワップ・カウンターパーティーに依存することができません。

非公開の情報および情報提供

受託会社、管理会社、報酬代行会社、担保付スワップ・カウンターパーティーおよび/またはそれらの関連会社は、担保付スワップに関連するすべての原資産に関する非公開の情報を保有または取得することがあります。これらのうちいずれもかかる情報を公開するまたは受益者のために担保付スワップ・カウンターパーティーの事業、財務状況、信用力または事務の状況を審査し続ける義務を負いません。

代理関係および信託関係

担保付スワップ・カウンターパーティーもしくはその各関連会社、または受託会社のファンドに関連するいかなるサービス提供会社(管理会社を除きます。)も、受益者に対する義務または受益者と代理関係もしくは信託関係を引き受けません。

担保付スワップに権利関係を有しないこと

受益証券の利益は、とりわけ、担保付スワップのパフォーマンスに左右されます。受益証券への投資は、受益者に担保付スワップまたは担保付スワップに関係する原資産との直接的な権利関係を与えず、担保付スワップ・カウンターパーティーの行為、担保付スワップに関係する原資産または担保付スワップ・カウンターパーティーへのサービス提供者を管理する権限も与えません。担保付スワップ・カウンターパーティーまたは第三者は、担保付スワップ上の負債を相殺(全部または一部を問わない)するために、担保付スワップに含まれるストラテジーを構成する原資産に対する(直接的または間接的に)権利を有することがあります。ただし、かかる全ての者が、かかる権利を、またはその権利の程度に応じて維持しなくてはならないというものではありません。

潜在的な利益相反

管理会社、報酬代行会社、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーは、利益相反をもたらす可能性がある関連した事業体です。加えて、管理会社、報酬代行会社、担保付スワップの計算代理人、担保付スワップ・カウンターパーティーおよび受託会社にファンドの受託者としての立場でサービスを提供する各関連会社は、受託者としての立場における受託会社および受益者への義務と、その他の立場における利害の間で、利益相反が生じる可能性があります。かかる場合には、報酬代行会社、担保付スワップの計算代理人、担保付スワップ・カウンターパーティーおよび受託会社にファンドの受託者としての立場でサービスを提供するそれらの各関連会社は、利益相反を各自の望むように解決することができます。さらに、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、担保付スワップの計算代理人、担保付スワップ・カウンターパーティーおよびそれらの各関連会社は、担保付スワップに含まれる原資産またはかかる原資産に投資された資金(場合による)に関してプライム・ブローカーとしての役割を果たすことができます。

パフォーマンスに関する保証はないこと

受益証券の投資利益(すなわち、初期投資額を上回るすべての受益証券の利益)は、とりわけ担保付スワップおよび発生収益のパフォーマンスによって決まります。受託会社、管理会社、報酬代行会社および管理会社代行サービス会社は、受益証券の価値が下落または上昇することにつき、何らの保証または表明をせず、受託会社、管理会社、報酬代行会社または管理会社代行サービス会社のいずれも受益証券の価値が上昇することまたは受益証券の投資利益が受益者にとって望ましいレベルであることを保証しません。すべての潜在的投資者は金融およびビジネスに関して知識と経験を有し、市場リスクの判断に長けて、受益証券への投資のメリット、リスクおよび適合性を評価する能力を有するべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社または管理会社代行サービス会社のいずれも、受益証券に関する市場リスクの情報の発信源であると称しません。

相関性の欠如

手数料、費用またはクーポンおよび受益証券特有のその他の要因の影響により、担保付スワップ、ストラテジーおよび/または担保付スワップの原資産の価値の変化は、受益証券の価値の変化には直接的に関連しない可能性があります。投資者は手数料および利子が基準価額にどのように影響するのかについて留意すべきです。

ファンド障害事由

ファンド障害事由の影響を受ける評価日に要求される支払いまたは必要な計算は遅延する可能性があり、かかるファンド障害事由の結果として、推定に基づいて計算がなされる可能性もしくは評価が調整される可能性があります。投資者は、本書に記載されている、ファンド障害事由がどのようにして受益証券に影響を与えるのかについて留意すべきです。

ファンドの手数料

受託会社は、報酬代行会社がファンドを代理して、設立費用、管理会社報酬、受託会社報酬、管理事務代行報酬、保管会社報酬、管理会社代行サービス会社報酬、監査報酬および報酬代行会社が通常の費用と合理的に判断するその他の費用または経費を含む通常経費(以下に定義されます。)の支払いを約束する報酬代行会社任命契約を報酬代行会社との間で締結します。報酬代行会社任命契約の締結にかかわらず、「報酬代行会社」に記載のその他の特定の費用または経費や、訴訟費用または補償費用およびその他通常発生しない臨時の費用および経費は、ファンドの資産から支払われます。

監査待ちを行わないこと

受益証券の買戻しにおいて、買戻価額は未監査の基準価額に基づいており、基本信託証書は年次監査によって以前の評価の調整が必要と判断された場合の回収メカニズムを規定していません。したがって、受益者に支払われる買戻しによる受取額は、買戻価額が監査済み基準価額に基づいていた場合に受益者が受領していた受取額より高いまたは低い可能性があります。支払われた買戻しによる受取額が、買戻価額が監査済み基準価額に基づいていた場合よりも高額である場合、かかる過払いは付随してファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

利益

投資者の受益証券への初期投資の利益が、投資の元本金額を預金していた場合に得ていた可能性のある利益と同等になるまたはそれを上回るという保証はありません。

元本は確保されない

受益証券は、投資元本に対する補償を行いません。したがって、投資者の受益証券への初期投資の一部または全部を回収できる保証はありません。

ファンドの早期終了

潜在的投資者は、ファンドの最終買戻日(注1)は2021年9月16日が予定されていますが、強制買戻事由が万一発生した場合、最終買戻日が早まることに留意すべきです。強制買戻事由は、(i)いずれかの評価日のコースに帰する純資産総額が、(a)豪ドル投資コースの受益証券については、1,000,000豪ドルもしくはそれ以下、または(b)日本円投資コースの受益証券については、100,000,000円もしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が全ての受益証券は全ての受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場合、または(ii)受託会社および管理会社が、全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同意した場合に発生します。

(注1) 最終買戻日とは、(i)2021年9月16日または受託会社および管理会社が相互に合意するその後の日(ただし、当該日がファンド営業日ではない場合、その直前のファンド営業日)のいずれか早く到来する日ならびに(ii)受益証券コースに関して強制買戻事由の発生後、最も早く到来する実行可能な買戻日です。

長期投資

受益証券への投資は、長期投資として考えるべきです。最終買戻日より前に受益証券の権利を移転または譲渡する投資者が、望ましいレベルの投資利益を得るという保証はありません。

受益証券の早期買戻し

最終買戻日まで受益証券を保有する受益者は、各買戻受益証券に関して、最終買戻日時点で適用されるコースの一口当たりの最終買戻価額を受け取ります。コースに関連する一口当たりの最終買戻価額は、一部、最終評価日(以下に定義されます。)時点で適用されるストラテジー受益証券レベルを基準にして算定されます。買戻日における関連するコースの受益証券の早期買戻に対する支払いは、買戻日時点での、担保付スワップの算定機関によって決定される、買戻時にかかるコースに帰せられるべき担保付スワップの時価評価によって決まります。この時価評価は、とりわけ、かかる買戻日時点で適用される当時の関連する一般のストラテジー受益証券レベルおよび一般市況に左右され、他の全ての条件が同じであれば、受益者が最終買戻日まで受益証券を保有していた場合よりも少ない金額を受け取る可能性があります。

税リスク

投資者は、その法域で、投資によるまたは投資によるとみなされる全ての収益またはキャピタル・ゲインが課税の対象になることがあります。そのため、投資者は受益証券への投資を検討する前に各自、税に関する助言を求めるべきです。管理会社およびその関連会社は、ファンドの納税要件および義務に関して一切の責任を負わないものとします。

担保付スワップは新しい商品であり、その取扱いは、関連する可能性のある多様な法域の税法の下で不明確である可能性があります。特に、担保付スワップに関する支払いの全部または一部に源泉徴収税が適用されないという保証はありません。かかる源泉徴収税が課せられた場合、担保付スワップ・カウンターパーティーは加算額を払う必要はなく、投資者への利益が減少します。加えて、投資者は、その法域で投資によるまたは投資によるとみなされる全ての収益またはキャピタル・ゲインが、課税の対象になることがあります。そのため、投資者は受益証券への投資を検討する前に各自、税に関する助言を求めるべきです。

流動性

投資者は、受益証券の流動性に関して保証はないことおよび発展が見込まれる活発な証券市場はないことに留意すべきです。

外国為替リスク

日本円投資コースの豪ドルへのエクスポージャーに関して為替ヘッジは行われず、したがって、日本円投資コースの保有者は豪ドル(ファンドの額面通貨)と日本円(日本円投資コースの額面通貨)間の通貨変動のリスクにさらされる可能性があります。日本円投資コースについては、豪ドル換算において、豪ドルに対する日本円の下落は、その他の条件が同じであれば基準価額の増加につながり、一方で豪ドルに対する日本円の上昇は、その他の条件が同じであれば基準価額の減少につながります。

豪ドル投資コースの保有者は、ファンドの額面通貨と豪ドル投資コースの額面通貨の両者とも豪ドルであることから、ファンドにおいて通貨変動のリスクにさらされることはありません。オーストラリア外に居住する豪ドル投資コースの保有者は、豪ドル建ての資産に投資する影響および豪ドルおよびその他の通貨の間の通貨変動による財政状態全体に与える影響について留意する必要があります。

過去の実績は将来の実績を示唆するものではない

投資対象の価値および収益は大きく変動する可能性があります。過去の実績は将来の実績を保証または示唆するものではありません。

収益および利得の送金

ある国への原投資により発生する収益およびキャピタル・ゲインの送金は、その国の通貨が流動性を有することおよびかかる利益の本国送金を抑制または阻止する外国為替政策がないことにより左右される可能性があります。

カントリー・リスク(政治的および/または規制リスク)

ファンドの資産の価値は、国内外の政治的な動き、政府および地方自治体の政策、税制の変化、対外投資および通貨の本国送金の規制、通貨変動ならびに投資がなされる国々の法令のその他の変化等の不確実性による影響を受ける可能性があります。

経済情勢

例としてインフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交の事象および傾向、税法ならびにその他の無数の要因を含むその他の経済情勢の変化は、ファンドの収益に重大で有害な影響を与える可能性があります。これらの状況のいずれも、管理会社および/またはその代理人がコントロールできる範囲のものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性は、管理会社および/またはその代理人がファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、ファンドが損失にさらされうることになります。経済的および/または政治的不安定性は、資産価格に悪影響をもたらす可能性があり、法律、財務および規制の変化につながりうることになります。

規制リスク

ファンドの運用に関して、将来的に規制が課せられる可能性があり、それによりファンドの実行に悪影響を与えることおよびトラストのスポンサーがファンドの投資目標および政策の変更を必要とすることが発生しうることになります。これらの変更により、ストラテジーおよび/または管理会社の運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

流通市場の不在

受益証券の流通市場が形成される予定はありません。その結果として、受益者が下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載される手続および規制に従った買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。関連する買戻通知日から関連する買戻日までの期間中に受益証券の買戻しを要求する受益者が保有する受益証券の基準価額の低下のリスクは、その買戻しを要求する受益者が負います。

買戻しにより予期される影響

受益者による多量の受益証券の買戻しにより、管理会社は、買戻しを賄うために必要な現金を集めるため、ファンドの投資対象を、そうでない場合より急速に、望ましくない価格で清算しなければなりません。

買戻しの制限

受託会社は、管理会社との協議の後、特定の状況では、下記「第2 管理及び運営 - 3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」に記載のとおり、純資産総額およびコースの受益証券の買戻しの決定を停止することおよび/または受益証券の買戻しを要求した者への買戻しによる受取額の支払期間を延長することができます。管理会社もまた、受託会社との協議の後、買戻日に買戻しすることができる受益証券の合計数を、下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載のとおり、管理会社が決定する数量および方法で制限することができます。

スタートアップ期間

ファンドは、新規の現物出資財産の初期投資に関する特定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、ファンドのポートフォリオの1つまたはそれ以上の分散レベルが、完全にコミットされたポートフォリオまたは一群のポートフォリオの中より低い可能性があるという特別なリスクを示します。管理会社は完全にコミットされたポートフォリオに移行するために様々な手法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいています。これらの方法が成功するという保証はありません。

決済不履行

受益証券は取引日を基準にして購入することができ、発行されます。ただし、受益証券の申込者は、関連する取引日またはその日から4ファンド営業日以内に購入代金を決済することが求められるだけです。コースの受益証券に関して、万一投資者が期日に購入代金を決済できなかった場合(以下「不履行投資者」といいます。)、管理会社は強制的に決済不履行の対象である不履行投資者の受益証券を無償で買い戻す可能性があります。不履行投資者が受益証券の購入をした取引日からかかる不履行投資者の受益証券が強制的に無償で買戻された日までの期間に、受益証券の同じクラスの受益証券を購入する投資者および既存の受益者は、不履行投資者の受益証券の購入が受理されなかった場合よりも高額な一口当たりの購入価額を支払うことになる可能性、あるいは、より低額の一口当たりの購入価額を支払うことで利益を得る(その場合、同じコースの受益証券を保有する既存の受益者は、受益証券の価値に関して、希薄化を経験する)可能性があります。同様に、同じコースの受益証券をかかっている期間中に買戻しに出した受益者は、減少した一口当たりの買戻価額を受け取る、あるいは決済の失敗が発生しなかった場合より高額な一口当たりの買戻価額を受け取る可能性があります。後者の場合、同じコースの受益証券の全ての残りの保有者は、受益証券の価値に関して、希薄化を受け取ります。決済不履行の場合、発行されたもしくは買戻された受益証券の数または購入を行った受益者が支払ったもしくは受け取った一口当たりの購入価額もしくは一口当たりの買戻価額への調整は行われず、結果として、決済の失敗は受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社はまた、不履行投資者が期限内に決済し損ねたことの直接的または間接的な結果として発生した損失に対する補償を得るため、不履行投資者に対して訴訟を起こすことがあります。

事前投資

受益者はまた、管理会社が、購入が受理された通知により、購入代金が受領される前にファンドの負担でかかる資金の決済を見込んで投資する(以下「事前投資」といいます。)可能性があることに留意すべきです。かかる事前投資は、ファンドの利益になることを意図しています。しかし、決済不履行の場合、ファンドは、損失にさらされる可能性があります。かかる損失は、反対取引の費用(この取引によっても市場が不利に変動した可能性がある)だけでなく事前投資の資金を得たファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ合意がマイナスになった場合の遅延利息の支払を含みますが、これに限りません。結果として、事前投資に起因するファンドへの損失は、基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社および受託会社のいずれも、かかる損失が発生した場合、責任を負わないものとします。

コース間の負債

受益証券が複数のコースで発行されている場合、あるコースの受益証券の保有者はその他のコースの資産に関して一切の権利を有しません。しかし、特定のコースの負債がそのコースに帰属する資産を上回る場合、ファンドの債権者は受益証券のその他のコースに帰属する資産に遡及していくことができます。

利益相反

管理会社および販売会社(それぞれの販売会社としての立場を除きます。)ならびにその各代表者および関連会社は、受益証券を引き受けることができ、かかる投資は時折多額の場合があります。上記「潜在的な利益相反」をご参照下さい。

リスクに対する管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

(参考情報)

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

日本円投資コース

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(課税前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価額および実際の純資産価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
なお、ファンドは2016年12月まで分配の実績はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(円ベース)

日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(円ベース)

先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより円換算しております。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc. (FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社東京証券取引所から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(円ベース)をMSCI INC. から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(円ベース)をMSCI INC. から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(円ベース)をJPMorgan Chase & Co. から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(円ベース)をJPMorgan Chase & Co. から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドをJPMorgan Chase & Co. から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。当ファンド及びクレディ・スイスは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

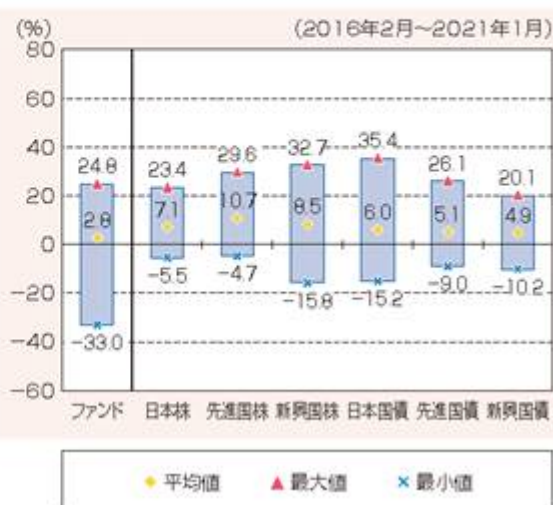
豪ドル投資コース

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

※豪ドル投資コースの年間騰落率は、基準通貨である豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(課税前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

なお、ファンドは2016年12月まで分配の実績はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(豪ドルベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)

日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(豪ドルベース)

先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(豪ドルベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しております。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc. (FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社東京証券取引所から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(豪ドルベース)をMSCI INC. から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)をMSCI INC. から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(豪ドルベース)をJPMorgan Chase & Co. から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(豪ドルベース)をJPMorgan Chase & Co. から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドをJPMorgan Chase & Co. から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。当ファンド及びクレディ・スイスは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料の額は、購入口数に応じて、次に掲げる率を乗じて得た額とします。申込手数料率は消費税率に応じて変更となることがあります。

<日本円投資コース>

購入時の申込口数	申込手数料
5万口未満	購入金額の3.30%（税抜3.00%）
5万口以上、50万口未満	購入金額の1.65%（税抜1.50%）
50万口以上、100万口未満	購入金額の1.10%（税抜1.00%）
100万口以上	購入金額の0.55%（税抜0.50%）

<豪ドル投資コース>

購入時の申込口数	申込手数料
5,000口未満	購入金額の3.30%（税抜3.00%）
5,000口以上、5万口未満	購入金額の1.65%（税抜1.50%）
5万口以上、10万口未満	購入金額の1.10%（税抜1.00%）
10万口以上	購入金額の0.55%（税抜0.50%）

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として販売会社に支払われます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（ご参考）

例えば、基準価額100.00豪ドルの時に100口ご購入いただく場合は、次のように計算します。

申込手数料 = 100.00豪ドル × 100口 × 3.30%（税込） = 330.00豪ドル

となり、購入金額に申込手数料を加えた合計額10,330豪ドルをお支払いいただくこととなります。

基準価額は、通常、取引日の翌国内営業日に日本で発表されます。

豪ドル投資コースにおいて、円貨でお申込みいただく場合、外貨と円貨との換算は、日本における販売会社が決定するレートによります。くわしくは、日本における販売会社までお問い合わせください。

（２）【買戻し手数料】

ありません。

（３）【管理報酬等】

ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総報酬は、純資産総額の年率1.20%程度です。

（注）管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。

管理会社報酬

管理会社は、運営コスト報酬（以下に定義されます。）から毎月後取り方式で支払われる運用報酬として、年間5,000米ドルを受け取る権利を有します。

管理会社報酬は、ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務の対価として管理会社に支払われます。

受託会社報酬

受託会社は、運営コスト報酬から報酬代行会社によって毎年前払いされる10,000米ドルの年間固定報酬を受け取る権利を有します。受託会社はまた、業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した経費に関して運営コスト報酬から報酬代行会社から支払いを受ける権利を有します。受託会社報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

登録・名義書換代行報酬および管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる純資産総額の(i)年率0.01%の登録・名義書換代行報酬ならびに(ii)年率0.03%の投資信託会計および管理事務代行報酬(最低月額報酬は3,333米ドルとします。)を、報酬代行会社により運営コスト報酬から毎月後払いで報酬を受け取る権利を有します。管理事務代行会社はまた、業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した経費に関して、報酬代行会社により運営コスト報酬から支払いを受ける権利を有します。

登録・名義書換代行報酬および管理事務代行報酬は、それぞれファンドの登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

保管会社報酬

管理事務代行会社は、ファンド資産の保管業務の提供に対して報酬を受け取る権利を有します。管理事務代行会社に支払われる報酬の詳細は、請求に応じて入手可能な個別の料金表に記載されています。保管会社はまた、業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した経費に関して支払いを受ける権利を有します。保管会社報酬は、報酬代行会社によって運営コスト報酬を使用して支払われます。

保管会社報酬は、ファンドの資産の保管業務の対価として保管会社に支払われます。

販売報酬

受益証券の各コースについて、各販売会社は、年間で純資産総額の0.75%に販売会社が受益者であるかかるコースの受益証券をかかるとのコースの受益証券の発行総数で割った商を乗じて計算される報酬を受け取る権利を有し、同報酬は、各評価日時点で発生し、毎月後払いされます。販売報酬は、管理会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

販売報酬は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理の業務の対価として日本における販売会社に支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、年間で純資産総額の0.01%の報酬を受け取る権利を有します。代行協会員報酬は、管理会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

代行協会員報酬は、受益証券の一口当たり純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への交付業務等の対価として代行協会員に支払われます。

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日に発生し計算される(i)純資産総額の年率0.41%の報酬および(ii)純資産総額の年率0.03%の報酬(最低月額報酬は3,333米ドルとします。)(以下あわせて「運営コスト報酬」といいます。)を受領する権利を有します。運営コスト報酬は、管理事務代行会社から受託会社の代理として、ファンドの資産から支払われます。

報酬代行会社は、ファンドの一定の継続的および運用に関わるコストおよび費用を支払う責任を有します。通常経費には、設立費用、管理会社報酬、受託会社報酬、登録・名義書換代行報酬および管理事務代行報酬、保管会社報酬、管理会社代行サービス会社報酬、監査報酬ならびに報酬代行会社の合理的な判断において通常のコストおよび費用であると決定される、以下のコストおよび費用をみみず。

- (i) 監査報酬および諸費用には含まれない監査費用。
- (ii) ファンドまたはトラストについて政府機関および諸官庁に支払う年額料金、かつ
- (iii) 保険料(ある場合)。

疑義を避けるためにここに記すと、報酬代行会社は、担保付スワップに関わる費用、証券取引に関わるブローカー報酬、有価証券の売買に関わる税金、弁護士費用または補償費用、投資者サービスおよび受益者総会、コンファメーション、財務報告およびその他の報告、委任状に関わる通信コスト、英文目論見書、および英文目論見書補遺、およびこれに類するその他の募集書類に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、ならびに通常は発生しないその他の臨時費用および諸費用の支払いには、責任を負いません。本書において規定されているその他の費用は、別段の定めがない限り、受託会社を代理して管理事務代行会社によりファンドの資産から支払われます。

通常経費のうち、運営コスト報酬でのカバーを上回る金額は、報酬代行会社が支払う義務を負います。通常経費の支払後の残額については、報酬代行会社がファンドについて報酬代行会社として行為することの報酬として保持します。

運営コスト報酬は、1年を365日とした日割計算により計算され、当初の期間のみについては当初クローリング日、その他の期間については毎四半期の最終日(以下それぞれ「報酬計算日」といいます。) から(同日を除きます。)、報酬計算日、最終期間については買戻日または当該日が評価日ではない場合直前の評価日(以下「最終評価日」といいます。) まで(同日を含みます。) に発生する金額が四半期ごとに後払いされます。

疑義を避けるために付言すると、最終評価日が報酬計算日ではない場合、最終期間は、最終評価日に終了するものとします。

運営コスト報酬は、各報酬計算日から10国内営業日後以降および最終評価日に支払われます。

報酬代行会社報酬は、管理会社報酬、受託会社報酬、保管会社報酬、設立費用、監査報酬、管理会社代行サービス会社報酬、登録・名義書換代行報酬および管理事務代行報酬等の支払い代行業務の対価として報酬代行会社に支払われます。

管理会社代行サービス会社報酬

管理会社代行サービス会社は、各評価日時点で発生および計算され、毎月後払いされる年間で純資産総額の0.25%の報酬を受け取る権利を有します。管理会社代行サービス会社報酬は、報酬代行会社によって運営コスト報酬から支払われます。

管理会社代行サービス会社報酬は、管理会社の事務代行サービス業務の対価として管理会社代行サービス会社に支払われます。

監査報酬

監査人は、監査業務の提供に対して報酬を受け取る権利を有します。監査報酬は、報酬代行会社により運営コスト報酬を使って年次で支払われるものとします。

2020年9月末日に終了した会計年度中の報酬は以下のとおりです。

販売報酬	85,014米ドル
代行協会員報酬	1,141米ドル
報酬代行会社報酬	49,877米ドル

(4) 【その他の手数料等】

設立費用

設立費用は、以下を含みます。

- (i) 受益証券の発行に関わる募集費用(募集書類の作成および提出に関する手数料を含みますが、これに限りません。)およびファンドの販売に関わる手数料(もしあれば)、ならびに
 - (ii) 当初発生したものを除く、ファンドの設立および受益証券の募集に関わるその他の費用。
- かかる費用は報酬代行会社によって運営コスト報酬を使用して支払われます。

その他の費用・手数料につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することが出来ません。

(5) 【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨されます。

日本

2021年3月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率が適用されます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本において同じです。)の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。)。
- (5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

< 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」を利用する場合 >

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」を利用する場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の者を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」を利用する場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

利用できるのは、日本における販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する者となります。詳しくは、日本における販売会社にお問合わせ下さい。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づき、ファンドまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、(トラストに係る受託会社へなされるすべての支払いまたは受託会社が行うすべての支払いに適用される)いかなる国との二重課税回避条約の当事国でもありません。本書提出日付現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

受託会社は、トラストの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の遺産税または相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法律が、トラストに含まれる一切の資産もしくはトラストから発生する所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関し、受託会社または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、ケイマン諸島総督から受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

5【運用状況】

管理会社が管理するファンドの運用状況は次のとおりです。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

日本円投資コース

(2021年1月末日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
担保付スワップ	230,409,465	99.33
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	1,556,249	0.67
合計 (純資産総額)	231,965,714	100.00

豪ドル投資コース

(2021年1月末日現在)

資産の種類	時価合計(豪ドル)	投資比率(%)
担保付スワップ	5,504,507	100.35
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-19,138	-0.35
合計 (純資産総額)	5,485,369 (439百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) 豪ドルの円換算額は、2021年1月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=80.08円)によります。以下、別段の定めのない限り、豪ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません(2021年1月末日現在)。

【投資不動産物件】

該当事項はありません(2021年1月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

「第二部 ファンド情報 - 第3 ファンドの経理状況—1 財務諸表(1) 資産及び負債の状況
注記6・担保付スワップ」をご参照ください。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

各会計年度末および2020年２月末日から2021年１月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

日本円投資コース

	純資産総額	１口当たり純資産価格
	円	円
第１会計年度末 (2017年９月末日)	1,384,073,209	1,060.6
第２会計年度末 (2018年９月末日)	735,228,573	1,066.1
第３会計年度末 (2019年９月末日)	414,360,421	1,069.9
第４会計年度末 (2020年９月末日)	309,084,029	882.7
2020年２月末日	368,831,634	1,009.9
３月末日	223,343,837	615.7
４月末日	267,055,747	741.4
５月末日	291,394,670	808.9
６月末日	292,947,383	819.2
７月末日	300,579,840	840.5
８月末日	329,831,343	936.6
９月末日	309,084,029	882.7
10月末日	297,770,000	852.8
11月末日	352,351,584	1,009.1
12月末日	266,454,092	1,069.4
2021年１月末日	231,965,714	1,011.2

豪ドル投資コース

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	千円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2017年9月末日)	9,112,469	729,727	91.61	7,336
第2会計年度末 (2018年9月末日)	6,340,292	507,731	98.84	7,915
第3会計年度末 (2019年9月末日)	8,677,086	694,861	111.75	8,949
第4会計年度末 (2020年9月末日)	5,517,702	441,858	88.67	7,101
2020年2月末日	7,641,968	611,969	110.50	8,849
3月末日	4,912,595	393,401	70.70	5,662
4月末日	5,569,420	445,999	80.44	6,442
5月末日	5,983,047	479,122	85.98	6,885
6月末日	5,724,573	458,424	83.78	6,709
7月末日	5,695,049	456,060	84.22	6,744
8月末日	6,050,843	484,552	90.77	7,269
9月末日	5,517,702	441,858	88.67	7,101
10月末日	5,322,208	426,202	88.25	7,067
11月末日	5,913,720	473,571	99.88	7,998
12月末日	6,012,391	481,472	102.43	8,203
2021年1月末日	5,485,369	439,268	95.60	7,656

【分配の推移】

以下の会計年度における分配の推移は次のとおりです。

(1口当たり、税引前)

	日本円投資コース	豪ドル投資コース	
	円	豪ドル	円
第1会計年度	33.60	3.02	241.84
第2会計年度	31.14	2.87	229.83
第3会計年度	29.18	2.89	231.43
第4会計年度	29.36	3.07	245.85
設立時からの総額 (2016年9月26日～2021年1月末日)	128.60	12.38	991.39

【収益率の推移】

以下の会計年度における収益率の推移は次のとおりです。

期間	収益率(%)	
	日本円投資コース	豪ドル投資コース
第1会計年度	9.42	-5.37
第2会計年度	3.45	11.02
第3会計年度	3.09	15.99
第4会計年度	-14.75	-17.91

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 会計年度末の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 会計年度直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

第1会計年度の場合、受益証券1口当たりの当初発行価格

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率(%)	
	日本円投資コース	豪ドル投資コース
2016年 (2016年 9 月26日～2016年12月末日)	8.11	-2.26
2017年 (2017年 1 月 1 日～2017年12月末日)	8.26	3.70
2018年 (2018年 1 月 1 日～2018年12月末日)	-8.40	3.59
2019年 (2019年 1 月 1 日～2019年12月末日)	14.30	16.48
2020年 (2020年 1 月 1 日～2020年12月末日)	-1.83	-5.58
2021年 (2021年 1 月 1 日～2021年 1 月末)	-5.44	-6.67

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末（2021年については1月末日）の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格
2016年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格

(参考情報)

日本円投資コース



豪ドル投資コース



日本円投資コース



豪ドル投資コース



※ 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=期末(2021年については1月末日)の1口当たりの純資産価格+当該期間の分配金の合計額

b=当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2016年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格

(4) 【販売及び買戻しの実績】

以下の会計年度における販売および買戻しの実績ならびに以下の会計年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

会計年度		販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	日本円投資コース	2,303,195 (2,303,195)	998,146 (998,146)	1,305,049 (1,305,049)
	豪ドル投資コース	106,318 (106,318)	6,847 (6,847)	99,471 (99,471)
第 2 会計年度	日本円投資コース	3,250 (3,250)	618,681 (618,681)	689,618 (689,618)
	豪ドル投資コース	4,707 (4,707)	40,031 (40,031)	64,147 (64,147)
第 3 会計年度	日本円投資コース	0 (0)	302,345 (302,345)	387,273 (387,273)
	豪ドル投資コース	29,595 (29,595)	16,093 (16,093)	77,649 (77,649)
第 4 会計年度	日本円投資コース	0 (0)	37,100 (37,100)	350,173 (350,173)
	豪ドル投資コース	5,110 (5,110)	20,529 (20,529)	62,230 (62,230)

(注) () の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売手続等

受益証券コースの受益証券の購入を希望する投資者は、管理事務代行会社に、関連する受益証券コースの受益証券の購入のための記入済みの申込書または簡易化した申込書(場合による)(およびあらかじめ用意されていない場合は、申込書に記載されるかかる投資者の身元を証明する書類および購入代金の出所)を管理事務代行会社が関連する取引日の直前の国内営業日の午後2時(ロンドン時間)まで、または管理会社が独自の裁量で決定するその他の時間または/および日付までに受領するように送付しなくてはなりません。不十分な申込書は、管理会社の裁量により、記入済み申込書の受領後の最初の取引日まで持ち越され、関連する受益証券コースの受益証券が関連する基準価額でかかる取引日に発行されます。

購入代金は、関連する取引日から4ファンド営業日後またはそれ以前に、申込者名義の口座からファンドの口座へ現金決済により電信送金で全額送金されなければなりません。日本円投資コースに関しては、支払いは円貨でなければなりません。豪ドル投資コースに関しては、支払いは豪ドルでなければなりません。立替払いは認められません。

一般

全ての申込書は、申込書に記載されたファックス番号を利用し、管理事務代行会社にファックスで送付されます。加えて、当初募集に関連する申込書の原本は、国際宅配便で管理事務代行会社にアメリカ合衆国、MA 02110-1548、ボストン、ポスト・オフィス・スクエア50のブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コ方、BBHトランスファー・エージェンシー宛で送付されます。

受益証券への申込者は、とりわけ、ファンドへの投資のリスクを評価するための知識、専門性および金融に関する事柄の経験を有すること、ファンドの投資資産への投資およびそれらの資産が保有および/または取引される方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資全部の損失を負担することができることを申込書において表明および保証しなければなりません。

受益証券は、該当する場合は当初クロージング日または関連する取引日に発行されます。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社、管理会社もしくは正式に権限が与えられた取次人または代理人のいずれも、ファックスあるいは別の方法で送付された申込書の判読の難しさもしくは不受理の結果として生じた損害または正式に権限を与えられた者に署名されたと信じられた指示の結果として講じられた措置によって生じた損害の責任を負わないことに留意して下さい。

管理会社は、その独自の裁量で全体または一部の受益証券購入の申込を拒否する権利を留保し、取引日に発行されたが上記の記入済み申込書および支払いが期限内に受領されなかった受益証券を、無償で強制的に買い戻すことができます。特に、支払いが上記の適用される支払期日までに全額決済資金で受領されなかった場合、管理会社は(受託会社との協議の後、)(申込者の期日支払いの不履行に関する権利に影響を与えることなく)かかる申込者に発行された受益証券の購入代金に関して、無償で強制的に買い戻すことができます。かかる強制買戻し(以下に定義する。)の際に、かかる受益証券の申込者は、これに関して管理会社または受託会社に対して申立てを行う権利を有さないものとします。ただし、(i)かかる受益証券のかかる強制買戻しの結果として、純資産総額または基準価額の以前の計算は再開または無効にされないものとし、および(ii)管理会社は、かかる申込者にファンドの名義で、管理会社、受託会社および/または申込者の関連する決済期日までの支払いの不履行に関係すると管理会社が判断するその他の受益者が被った損失を補償するために、管理会社が随時決定する強制買戻手数料を請求する権利を有します。かかる損失には、かかる申込みに関連して行われた事前投資に起因する損失を含みますが、これに限りません。管理会社は、全体または一部における絶対的な裁量権で受益証券への申込みを拒否することを決定することができますが、その場合、申込みの際に支払われた額またはその残高(場合による)は、可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクと費用で、(無利息で)返還されます。

マネー・ロンダリング防止のための法令を遵守するため、受託会社はアンチ・マネー・ロンダリング手続を採用および維持する事が必要であり、受益証券の申込者に身元、その実質的所有者/支配者(該

当する場合)の身元および購入代金の支払いの出所を証明するための証拠を提供することを求めることができます。受託会社はまた、許可を受け、特定の条件に従う場合には、適任者にアンチ・マネー・ロンダリング手続(デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。)の維持を委託することができます。

受託会社または受託会社を代理する代理人は、受益証券の申込者(または譲受人)の身元、その実質的所有者/支配者(該当する場合)の身元および購入代金の支払いの出所を証明するために必要な情報を請求する権利を留保します。事情が許せば、受託会社またはその代理人は、随時改正されるケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含みます。)またはその他の適用法の下で免除の適用がある場合は完全なデュー・デリジェンスを要求しないで納得することができます。

申込者側に証明を目的として要請された情報の提示の遅延または不履行があった場合、受託会社、管理会社またはいずれかの代理人は受託会社および/または管理会社を代理して申込みの受理を拒否することができます。この場合、受領した資金は、申込人の費用およびリスク負担により、引き落としが行われた口座に無利息で返却されます。

受託会社、管理会社または受託会社を代理する代理人はまた、かかる受益者への買戻金または分配金の支払いが適用法令に違反する可能性があるかと疑うまたは助言を受けた場合もしくはかかる拒否が受託会社、管理会社または管理事務代行会社の適用法令の遵守を保証するために必要または適切とみなされる場合、受益者に対して買戻金または分配金を支払うことを拒否する権利を留保します。

ケイマン諸島内の者で、ある者が犯罪行為に関わっているまたはテロもしくはその特性を持つものに関与していると知っているもしくは疑っているまたはいずれかへの合理的な理由があり、その知識または疑いに関する情報が規制されたセクターでの事業(ケイマン諸島犯罪収益に関する法律(その後の改正を含みます。))およびケイマン諸島テロリズム法(その後の改正を含みます。)に定義されます。)またはその他の取引、職業、事業もしくは雇用の中で目に留まるようになった場合、その者はかかる情報または疑いを(i)犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関する開示の場合は犯罪収益に関する法律(その後の改正を含みます。)に従いケイマン諸島フィナンシャル・レポーティング・オーソリティまたは(ii)テロへの関与もしくはテロへの資金調達に関する開示の場合はテロリズム法(その後の改正を含みます。)に従い巡査またはそれより上級の警察官に報告しなくてはなりません。かかる報告は、秘密漏洩または法律あるいはその他により課せられた情報開示の制限への違反として扱われないものとします。

購入により、申込者は、受託会社、管理会社、販売会社および管理事務代行会社による、ケイマン諸島およびその他の法域内でのマネー・ロンダリングおよび類似の事柄に関連する請求に応じた、監督官およびその他に対する申込者に関する全ての情報の開示に同意します。

記入済みの申込書が管理事務代行会社に一旦受理されると、管理会社が受託会社との協議後一般的にまたは特殊な場合において決定しない限り、取消不能です。管理事務代行会社は、記入済みの申込書の原本および購入代金に関する決済資金ならびに申込者の身元および購入代金の出所を証明するために必要な全ての書類の受領を条件として、受理された申込者に対し、権利が帰属することの確認書を発行します。管理事務代行会社が確認書を発行する前に申込者の追加情報を必要とすると判断した場合は、管理事務代行会社は申込者に通知し、必要な情報を要請します。

全ての受益証券は、登録受益証券です。受益者の資格は、受益証券ではなくファンドの受益者名簿により証明されます。

情報の要請

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に所在する代理人は、適用法に基づく規制または政府の当局または機関による情報の要請により、情報提供せざるを得なくなる可能性があります。例えば、金融庁法(その後の改正を含みます。)に基づく、CIMAによる、CIMAまたは海外の一般に認められる規制当局のためのもの、または税務情報庁による、税務情報法(その後の改正を含みます。)または貯蓄収入情報提供法(欧州連合)(その後の改正を含みます。)および関連する規制、合意、協定および覚書に基づくものです。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とみなされず、特定の場合には、受託会社、管理会社もしくは取締役または代理人は、そのような要求があったことを公表することを禁じられる可能性があります。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報 (7) 申込期間」に記載される期間中、本書「第一部 証券情報」に従って日本における販売会社により取扱いが行われます。関連する取引日の前国内営業日の午後5時(日本時間)までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社所定の事務手続が完了したものを、当該取引日の申込みとして取り扱います。継続募集期間は、かかる期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。販売の単位は1口以上1口単位です。

申込金額は、日本円投資コースは円貨、豪ドル投資コースは豪ドル貨により支払うものとします。ただし、豪ドル投資コースでは、円貨で申込みも可能です。この場合における、外貨と円貨との換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによります。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

投資者は、各買戻日に、管理事務代行会社が購入代金を受領した受益証券について、管理事務代行会社に対し買戻請求を行うことができます。買戻請求を行うためには、受益者は、関連する買戻日の直前の買戻通知日の午後2時(ロンドン時間)または管理会社がその単独の裁量で定めることができるその他の時点および/もしくは日(以下「買戻通知期限」といいます。)までに、英文目論見書補遺別紙において、買い戻される受益証券の口数および該当する受益証券コースが適切に記入された買戻通知(以下「買戻通知」といいます。)を管理事務代行会社に対し、提出しなければなりません。一度提出された買戻通知は、管理会社が受託会社と協議した後に別途決定しない限り、取消不能となります。

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない各取引および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。「ファンド障害事由」は、管理会社の単独の裁量により、ファンドについて価格を算定するための流動性又は実効性に悪影響を与えると判断される事由の発生をいいます。以下同じです。

ある受益証券コースの受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日にあたる評価日における評価時点に計算された当該受益証券コースの基準価額(以下「買戻価格」といいます。)です。買戻通知が買戻通知期限までに受領された場合、以下に記載される場合を除き、受益証券は、買戻価格で買い戻されます。買戻日における、最低買戻口数は、管理会社がその他の決定をしない限り、1口以上1口単位とします。買戻価格は、関連する買戻日(当該買戻日が評価日でない場合は直前の評価日)における該当する受益証券コースの基準価額により計算されます。

管理会社は、その単独の裁量により、買戻通知期限を過ぎて受領した買戻通知を翌買戻日まで持ち越し、当該受益証券を当該翌買戻日に、当該受益証券コースに適用される買戻価格で買い戻すことができます。

該当法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要とみなす情報を請求する権利を有します。管理事務代行会社は、買戻しのため受益証券を提出した受益者が管理事務代行会社により請求された情報の提出を遅延もしくは怠った場合、または買戻通知の処理の拒否が受託会社または管理事務代行会社があらゆる法域におけるマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために必要である場合、かかる買戻通知の処理を拒否または買戻代金の支払いを遅延することができます。

買戻しの制限

管理会社が、受託会社との協議の上、ある買戻日の一または複数の買戻通知を履行するために必要となるファンドの投資の清算が実行可能でないと判断した場合(担保付スワップの一部を適時に解消できない場合を含みます。)、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を延期する選択を行うことができます。この場合、かかる制限は、かかる買戻日に買戻しのため受益証券を提出することを希望する全ての受益者が、受益証券に対し同じ比率で買戻しが行われるように、比例按分して適用されます。

当該買戻日に買い戻されなかった受益証券に関する買戻通知は、その後関連する買戻通知期限までに受領された受益証券に関する全ての買戻通知と合わせて、翌買戻日まで繰り越され、かかる買戻通知の対象となる受益証券は、(同一の制限に従い、以下に規定のとおり)買戻されます。買戻通知が繰り越された場合、その後の買戻日に、繰り越された期間の長さに基づき、繰り越された買戻通知に対して買戻しの優先権が与えられます。

買戻通知のうち延期された部分は、それが処理されるまでファンドへの投資を続けるため、純資産総額の増減は継続します。その結果、請求された買戻日における基準価額は、かかる買戻通知が履行された日における基準価額とは異なる場合があります。単一の買戻通知で、一または複数の買戻日に買戻しが行われ、各買戻しはその都度大きく異なる買戻価格で買い戻されることもあります。

停止

受託会社は、下記「3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額計算の停止」の項目に記載の状況が発生した場合、管理会社と協議の上、純資産総額の計算(すなわち、基準価額も)および/またはいずれかの受益証券コースの受益証券の買戻しおよび/または購入を停止することができます。

ファンド障害事由が発生した際にも中断を宣言することができます。受益証券に係るすべての支払いは、「純資産総額計算の停止」の項目に記載の状況およびファンド障害事由が終了するまで停止されることがあります。

以下の期間においても、受益証券の発行(申込み)および買戻しが停止されることがあります。

- (a) 投資対象の相当部分が上場されている金融商品取引所等が閉鎖されている期間、または当該取引所等における取引が制限等されている期間
- (b) 投資対象の処分が合理的に実行可能でない状況、または当該処分が受益者を著しく害する状況が存在する場合
- (c) ファンドの純資産総額等が、合理的にまたは公正に算出できない場合
- (d) 受託会社または管理会社の事業運営が、テロまたは天災等に起因して、相当に妨げられまたは閉鎖される期間

買戻手続

買戻通知は、ファクシミリにて、買戻通知に指定されるファックス番号に宛てて管理事務代行会社へ送付されなければなりません。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社またはその適式に授権された代理人もしくは受任者のいずれも、ファクシミリまたはその他の方法により送付された買戻通知の判読不能または未受領の結果として生じる損失について何らの責任も負いません。

決済

買戻代金の決済額は、関連する買戻日の後2ファンド営業日以内の現金決済日に、受益者に対し支払われます。日本円投資コースの受益証券については、受益者に対する支払いは、円建てで、電信送金により行われます。豪ドル投資コースの受益証券については、受益者に対する支払いは、豪ドル建てで、電信送金により行われます。日本円投資コースの受益証券については、受益者に対して支払われる買戻代金の総額を、小数点第1位を四捨五入します。豪ドル投資コースの受益証券については、受益者に対して支払われる買戻代金の総額を、小数点第3位を四捨五入します。買戻代金は、登録された受益者のみに支払われ、第三者に対する支払いは認められません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、受益証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者の利益のために保有されている、またはかかる保有により、トラストまたはファンドに登録が要求される、課税対象となるもしくは法域における法に違反すると判断した場合、受託会社もしくは管理会社がかかる受益証券の申込みもしくは購入の資金拠出に利用された資金源の正当性に疑義を抱く根拠がある場合、またはいかなる理由(当該理由は受託会社および管理会社により受益者に開示されない場合があります。)において、受託会社または管理会社が受益者全体の利益に照らしてその絶対的な裁量に基づき適切とみなす場合、管理会社は、受託会社との協議の上、その保有者にかかる受益証券を受託会社または管理会社が決定する期間中に売却して当該売却の証拠を受託会社および管理会社に提出する

よう指示することができ、仮に売却が履行されない場合、かかる受益証券は買い戻されます(以下「強制買戻し」といいます。)。

受益証券コースの受益証券の強制買戻しの際に支払われる買戻価額は、当該受益証券コースの強制買戻日の評価時点(かかる日が評価日でない場合は、直前の評価日)において決定される、(ファンドの流動化に際して発生または偶発債務を含む強制買戻しに起因する負債を考慮後の)当該受益証券コースの基準価額に等しい、強制買戻しにおける受益証券1口当たりの価格(以下「強制買戻価格」といいます。)となります。強制買戻価格を計算するため、管理会社は、受託会社との協議の上、当該受益証券の基準価額から、受益証券のかかる買戻しの資金を拠出するための資産の換金またはポジションの決済によりファンドの勘定で発生する財務および販売手数料を反映するために適切な引当金とみなす金額を差し引くことができます。

(2) 日本における買戻手続等

日本の受益者は、各買戻日に買戻しを行うことができます。当該買戻日に買戻しを行おうとする日本の受益者は、当該買戻日の前国内営業日の午後5時(日本時間)(買戻しの申込締切時間)および/または管理会社がその単独の裁量で定めることができるその他の時点までに買戻請求を日本における販売会社に対して行わなければなりません。

買戻価格は、適用される取引日における基準価額とします。

買戻手数料は課されません。

買戻単位は、1口以上1口単位です。

買戻代金は、関連する国内約定日から起算して4国内営業日目から、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、円貨または豪ドル貨で支払われます。ただし、豪ドル投資コースにおいて、円貨と外貨の換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによるものとします。

受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協議の上で、買戻日に買戻されることができるファンドの受益証券の口数を管理会社が決定することができる口数および方法に限定することができます。

(3) 受益証券の譲渡

全ての受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社が随時承認する形式の書面によって受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、法規事項もしくは政府のもしくはその他の規則または関連するもしくは適用される法域の規制または受託会社の当面の効力を持つあるいは受託会社に要求される方針を遵守するため、まず受託会社またはその正式に権限を与えられた代理人に請求される情報を提供するものとします。さらに、譲受人は、受託会社に対して(a)受益証券の譲渡は適格投資家に対して行われること、(b)譲受人は、投資のみを目的として自己勘定で受益証券を取得することおよび(c)受託会社または管理会社がその裁量で要求するその他の事項を書面で表明しなければなりません。

受託会社または管理会社により、全ての譲渡証書が譲渡人および譲受人によりまたは代理として署名されることを求められます。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の名前が受益者としてファンドの受益者名簿に記載されるまでは受益者のままとみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持します。譲渡は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および前述の情報を受理するまでは登録されません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、基本信託証書に定める原則に従い、ファンドの各評価日の評価時点に、ファンドの通貨建てで計算されます。

ファンドの、その表示通貨建てによる純資産総額は、ファンドの資産合計の価額を確定して、そこからファンドの負債額を差し引くことによって求めます。ファンドの発行済みの受益証券コースが一つしかない場合、ファンドの基準価額は、ファンドの純資産総額を、ファンドの発行済みの受益証券の口数で除して求めるものとし、管理会社が受託会社と協議の上で決定して、関連するファンドの目論見書補遺に開示される手法にて端数処理が行われます。

ファンドにつき、複数のコースの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産総額は、ファンドの特定の受益証券コースに帰属するファンドの資産および負債がファンドの当該受益証券コースの受益者のみにより効果的に負担され、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づいてファンドの別の受益証券コースの受益者には負担されないことを確保するため、ファンドの異なる発行済み受益証券コース間で分配されます。ファンドの各受益証券コースに帰属するファンドの、表示通貨以外の通貨による純資産総額は、ファンドについて受託会社が決定する評価日ごとの為替レートにて、ファンドの該当する受益証券コースの表示通貨に換算されます。ファンドの各受益証券コースの基準価額は、(必要な通貨換算を実施後)ファンドの純資産総額のうちファンドの該当する受益証券コースに帰属する部分をファンドの発行済みの当該受益証券コースの口数で除して求めます。ファンドの当該受益証券コースの基準価額は、管理会社が決定し、ファンドに係る目論見書補遺に開示される手法で端数処理されます。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

(a) 手元現金または預金、手形、要求払い約束手形、売掛金、前払い費用、公表されたまたは現に発生しているものの未払いの現金配当金および利息の価額は、かかる預金、手形、要求払い約束手形、売掛金がその全額に相当しないと管理会社が判断する場合(その場合は、かかる価額は管理会社が適当とみなす価額となります。)を除き、その全額であるとみなされます。

(b) 下記(c)が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、且つ下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場、値付け、売買もしくは取引されている投資対象の価額に基づく計算は全て、当該投資対象の主要取引所または市場に関する現地の規則および慣習に基づき、かかる計算が行われる日の営業終了時点における最終取引価格または公式終値を参照して行われ、他方、特定の投資対象に対する証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が存在しない場合は、当該投資対象の値付けを行っている個人、企業または機関(当該マーケット・メーカーが2社以上存在する場合は、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー)により付けられた価額を参照してかかる投資対象の価額の計算が行われます。ただし、管理会社がその裁量において、主要な取引所または市場以外の取引所または市場の価額が、かかる投資対象に関して全ての状況下においてより公正な価値基準を提供するとみなす場合は、かかる価額を採用することができます。

(c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、ファンドと同日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンドのその他の持分1口当たりのその日に計算された純資産価格であり、管理会社が決定する場合またはかかるファンドと同日に評価されない場合は、直近に公表された受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンド(利用可能な場合)のその他の受益証券、株式もしくは持分1口当たりの純資産総額、または(上記が利用可能でない場合)直近に公表されたかかる受益証券、株式もしくはその他の持分の償還額もしくは入札額となります。とりわけ、マネージド・ファンドの評価に使用可能な相場が存在しない場合、公表されたまたはマネージド・ファンドもしくはその代理人によりファンドに書面で報告された関連する評価日における価額に基づき計算され、マネージド・ファンドが当該評価日に評価されていない場合は、直近に公表されたもしくは報告された価額となりま

す。評価額は、管理会社の絶対的裁量により将来調整される可能性があります。管理会社は、計算を行う際に、マネージド・ファンドおよびその管理事務代行会社、代理人、運用会社もしくは顧問会社またはその他の取引子会社等の第三者から受領する未監査の評価や報告、推定評価に依拠する権利を有しており、管理会社はかかる評価および報告を確認する責任を負わず、かかる評価および報告の内容または信憑性を確認する責任を負いません。

(d) 上記(b)もしくは(c)の純資産総額、償還額、ビッド、取引価格もしくは終了価格または相場で利用できるものがないとき、関連する資産の価値は、管理会社が決定する方法により、管理により適宜決定されます。

(e) 上記(b)に基づき、投資対象につき上場、値付け、売買または市場取引の各価格を特定するため、受託会社は価格公表の機械システムおよび/または電子システムにより提供される価格データおよび/または価格情報を使用し、これに依拠することができ、それらのシステムにより提供される価格が上記(b)における最終取引価格または公式終値とみなされます。

(f) 上記にかかわらず、管理会社は、その単独の裁量により、関連する投資対象につき、より公正な価値を正確に反映できると判断した場合、その他の価額算定方法の利用を認めることができます。

(g) ファンドで使用される通貨以外の通貨建てによる投資対象(有価証券または現金)の価値は、関連するプレミアムや割引および交換費用を考慮した状況下において管理会社が適切とみなすレート(公式またはそれ以外)により、ファンドで使用される通貨建てに換算されます。

年次報告書および各ファンドの計算書は、ファンドに係る英文目論見書補遺にて指定される会計基準に従って作成されます。

受託会社は、ファンドの純資産総額の計算において、追加調査を行う事なく、上記に従って提供される価格および評価に依拠することができ、且つ、かかる依拠に関して、ファンド、受益者またはその他の者に対し責任を負わないものとします。

また、管理事務代行会社は、受託会社または管理会社の指示に従い、管理事務代行契約に基づき、各評価日における評価時点での純資産総額を、信託証書に記載され、詳細は英文目論見書に記載される原則に基づいて計算します。

かかる方法により事務代行会社が計算する純資産総額は、

(a) 担保付スワップの計算代理人によって作成される、(担保付スワップの規定に従い計算される)担保付スワップの市場評価額に関する報告書に基づき、

(b) 管理事務代行会社が完全、確実且つ正確であると考える担保付スワップの市場評価額に関する情報源、資料およびシステムに基づくものであり、またはこれらを参照するものであり、そして、

(c) 特定の評価日において作成されるものであり、したがって、管理会社によって別途決定がなされない限り、市場価値もしくは価格または当該決定に関連するその他の要因におけるその後の変化を反映しません。

管理事務代行会社は、評価日において、かかる評価日の純資産総額および基準価額に関する情報を受益者に提供します。

純資産総額を提供し、および/または受益証券を買い戻す受託会社の義務は、ファンド障害事由が存在しないことを条件とします。

純資産総額の計算の停止

受託会社は、以下の場合において、全期間または一部期間中、管理会社と協議の上、ファンドの純資産総額および/もしくはかかるファンドの受益証券コースの基準価額の決定ならびに/もしくはファンドの受益証券コースの受益証券の発行および買戻しを停止すること、ならびに/またはかかるファンドの受益証券コースの受益証券につき買戻しの請求者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。

(a) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券コースに帰属する投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物

取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間(通常の休日および祝日を除きます。)、またはかかる証券取引所もしくは市場での取引が制限されるかもしくは停止されている場合

(b) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券コースに帰属する投資対象の処分を管理会社が合理的に実行できなくなる状況が発生したと受託会社もしくは管理会社が判断する場合、または当該状況により、かかる処分がファンドの受益者またはファンドの一もしくは複数の受益証券コースの保有者に重大な悪影響を及ぼす場合

(c) 投資対象の評価額もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券コースに帰属する純資産総額の確定に通常使用している方法をとることに支障が生じている場合、またはその他の理由によって、投資対象もしくはその他の資産の評価額、もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券コースに帰属する純資産総額を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社もしくは管理会社が決定した場合

(d) ファンドの投資対象の買戻しもしくは換金、またはかかる買戻しもしくは換金に関係した資金の移動を通常の価格もしくは通常の為替レートで行えないと管理会社が判断した場合

(e) いかなる期間であれ、管理会社が、その絶対的裁量により、かかる措置をとることが賢明であると考えする場合

(f) その他、ファンドに係る補遺信託証書または英文目論見書補遺で定める場合

かかるファンドの受益者は全員、上記の停止についても速やかに書面で通知され、かかる停止の解除についても速やかに通知されます。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

2016年9月26日から2021年9月16日までとします。

ただし、管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により存続期間の延長を行う場合があります。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年9月30日です。

(5) 【その他】

発行限度額

受益証券の発行限度額はありません。

ファンドの解散

以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。

(a) ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合

(b) ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合

(c) 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合

(d) 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合

- (e) 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (f) ファンドに係る補足信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合

また、上記の規定に従って終了されない限り、ファンドは最終買戻日まで継続します。最終買戻日は、2021年9月16日か、強制買戻事由発生後実務上最も早い買戻日のいずれか早い方の日です。強制買戻事由は、以下に該当する場合に発生します。

- () いずれかの評価日のコースに帰する純資産総額が、(a)日本円投資コースの受益証券については、100,000,000円もしくはそれ以下、または(b)豪ドル投資コースの受益証券については、1,000,000豪ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が全ての受益証券は全ての受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場合
- () 受託会社および管理会社が、全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同意した場合（受託会社と管理会社が受益証券の全部の強制的な買戻しを終了日に行う場合または担保付スワップの当該終了日より前に理由を問わず担保付スワップの早期終了に合意する場合を含みますが、これに限りません。）

なお、強制買戻事由が発生した場合、各受益証券は、最終買戻日に、一口当たりの最終買戻価格で買い戻されます。一口当たりの最終買戻価格は、最終買戻日（または当該日も評価日ではない場合は、その直前の評価日）の基準価額とします。

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日前までの書面通知（受益者による決議またはファンドによる決議（場合による）により放棄することができる）により、受託会社および管理会社が誠意を持ってかつ商業上合理的方法により受益者または（場合に応じて）影響を受けるファンドの受益者の最大の利益となると考える方法および限度により、基本信託証書の修正信託証書により、信託証書の規定を修正し、改訂し、変更しまたは追加する権利を有します。ただし、受託会社がその意見において、(i)かかる修正、改訂、変更または追加が、

- (a) 既存の受益者の利益を重大に害するものとはならず、既存の受益者または（場合により）影響を受けるファンドの受益者に対する責任から受託会社および管理会社を相当程度免除すること、
- (b) 財政上、法令上または当局による要請（法的強制力の有無を問わない）を遵守できるようにするために必要であること、または
- (c) 明白な誤りを訂正するために必要であること

を書面で証明しない限り、かかる修正、改訂、変更または追加を承認する受益者による決議またはファンドによる決議（必要に応じて）を受託会社がまず取得しなければ、かかる修正、改訂、変更または追加は行わないものとし、(ii)かかる修正、改訂、変更または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し追加の支払を行いまたは債務を引き受ける義務を課されないものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

いずれの当事者も、他方当事者に90日以上前に書面による通知を行うことにより、カストディアン契約を終了することができます。上記にかかわらず、一方の当事者は、破産または支払不能を宣告される場合、もしくは適用可能な破産法、倒産法、またはそれに類するその他の法律に従って当該当事者に対して事件が開始される場合、30日前の書面による通知を行うことでいつでも、カストディアン契約を終了することができます。

管理事務代行契約

管理事務代行会社または受託会社のいずれも、他方当事者に90日以上前に書面による通知を行うことにより、管理事務代行契約を終了することができます。上記にかかわらず、管理事務代行会社または受託会社は、その当事者が破綻または支払不能を宣告される、または適用可能な破産法、倒産法、もしくはそれに類するその他の法律に従って当該当事者に対して事件が開始される場合、30日前の書面による通知を行うことでいつでも、管理事務代行契約を終了することができます。管理事務代行契約は当該契約中に規定されている状況においても終了することが可能です。

代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社および代行協会員により合意される日まで有効に存続します。なお、いずれかの当事者による3か月前の他の当事者に対する書面による通知により、本契約を終了することができますが、日本において代行協会員の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の代行協会員が指定されることを条件として終了します。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、管理会社または販売会社のいずれかが、他方当事者に対して書面による通知を3か月前に行い解約するまで有効に存続します。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に解釈されるものとします。

管理会社代行サービス契約

管理会社代行サービス契約は、管理会社および管理会社代行サービス会社により合意される日まで有効に存続します。なお、いずれかの当事者による3か月前の他の当事者に対する書面による通知により、本契約を終了することができますが、日本において管理会社代行サービス会社の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の管理会社代行サービス会社が指定されることを条件として終了します。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。日本における販売会社から国内の投資者に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるため、買戻金等の支払いに関する問い合わせは日本における販売会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行うものとします。

受益者の有する権利は次のとおりです。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

() 管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

() 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

() 議決権

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され基準価額の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、下記のとおりとする。

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

弁護士 安達 理

同 橋本 雅行

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番２号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は豪ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2021年1月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝80.08円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

オーストラリア・リート・ファンド

財政状態計算書

2020年9月30日時点

（豪ドルで表示）

	2020年9月30日時点		2019年9月30日時点	
	AUD	千円	AUD	千円
資産				
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産（注記2.2、5および6）	\$ 9,603,780	¥ 769,070	\$ 14,361,471	¥ 1,150,066
現金および現金同等物（注記2.1）	4,213	337	212	16
以下に対する未収金：				
売却した証券（注記2.3）	—	—	67,196	5,381
資産合計	9,607,993	769,408	14,428,879	1,155,464
負債				
当座貸越（注記2.1）	—	—	67,149	5,377
以下に対する未払金：				
その他の負債	3,966	317	—	—
負債（受益者に帰属する純資産を除く）	3,966	317	67,149	5,377
受益者に帰属する純資産（注記3）	\$ 9,604,027	¥ 769,090	\$ 14,361,730	¥ 1,150,087

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

オーストラリア・リート・ファンド

包括利益計算書

2020年9月30日に終了する年度

(豪ドルで表示)

	2020年9月30日時点		2019年9月30日時点	
	AUD	千円	AUD	千円
収益				
FVTPLで測定する金融商品による純損益 ⁽¹⁾				
発生収益(注記2.7、2.11)	\$ 571,318	¥ 45,751	\$ 629,277	¥ 50,392
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る実現純益(損) (注記2.11および7)	(2,697,422)	(216,009)	1,383,753	110,810
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る未実現評価益の純増(減) (注記2.2、2.11および7)	29,293	2,345	295,586	23,670
外貨建取引に係る実現純益(注記2.6)	2	0	121	9
為替換算に係る未実現評価損益の純変動 (注記2.6)	(13)	(1)	14	1
収益/(損失)合計	(2,096,822)	(167,913)	2,308,751	184,884
費用				
販売報酬(注記8.2F)	85,014	6,807	106,767	8,549
設立費用	81,365	6,515	77,976	6,244
運営費用報酬(注記8.2B)	49,877	3,994	62,711	5,021
代行協会員報酬(注記8.2D)	1,141	91	1,436	114
費用合計	217,397	17,409	248,890	19,931
財務費用を除く運用利益(損失)	(2,314,219)	(185,322)	2,059,861	164,953
財務費用				
受益者に対する分配(注記2.7)	(353,921)	(28,341)	(380,513)	(30,471)
受益証券の受益者に帰属する純資産につき、運用による増(減)額	\$ (2,668,140)	¥ (213,664)	\$ 1,679,348	¥ 134,482

⁽¹⁾純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる実現および未実現損益、ならびに発生収益を含む、純損益を通じて公正価値(以下、「FVTPL」という)で測定する金融商品から発生する純益に関するもの。

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

オーストラリア・リート・ファンド
 受益者に帰属する純資産の変動計算書
 2020年9月30日に終了する年度
 （豪ドルで表示）

	AUD		千円	
2018年9月30日時点	\$	15,286,373	¥	1,224,132
受益証券の発行残高（注記3）		3,252,811		260,485
受益証券の買戻（注記2.8、3）		(5,856,802)		(469,012)
受益者に帰属する純資産につき、運用による増額		1,679,348		134,482
2019年9月30日時点	\$	14,361,730	¥	1,150,087
受益証券の発行残高（注記3）		495,464		39,676
受益証券の買戻（注記2.8、3）		(2,585,027)		(207,008)
受益者に帰属する純資産につき、運用による減額		(2,668,140)		(213,664)
2020年9月30日時点	\$	9,604,027	¥	769,090

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

オーストラリア・リート・ファンド

キャッシュ・フロー計算書

2020年9月30日に終了する年度

(豪ドルで表示)

	2020年9月30日時点		2019年9月30日時点	
	AUD	千円	AUD	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー：				
受益者に帰属する純資産につき、運用による増(減)額	\$ (2,668,140)	¥ (213,664)	\$ 1,679,348	¥ 134,482
受益者に帰属する純資産に対する運用による増(減)額と、営業活動に使用した現金とを一致させるための調整：				
受益者に支払われた配分	353,921	28,341	380,513	30,471
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の購入	(138,615,566)	(11,100,334)	(174,314,853)	13,959,133
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却による収入	140,705,128	11,267,666	176,918,844	14,167,661
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る実現純損益	2,697,422	216,009	(1,383,753)	(110,810)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る未実現評価益の純変動	(29,293)	(2,345)	(295,586)	(23,670)
売却した投資に対する未収金の増加(減少)	67,196	5,381	(36,381)	(2,913)
その他の未払金の増加	3,966	317	—	—
営業活動による現金(営業活動によって得られた現金)	2,514,634	201,371	2,948,132	236,086
財務活動によるキャッシュ・フロー：				
発行された受益証券による収入	495,464	39,676	3,252,811	260,485
受益者に支払われた配分	(353,921)	(28,341)	(380,513)	(30,471)
受益証券の買戻し	(2,585,027)	(207,008)	(5,887,616)	(471,480)
財務活動による現金(財務活動に使用した現金)	(2,443,484)	(195,674)	(3,015,318)	(241,466)
現金および現金同等物の純増(減)額	71,150	5,697	(67,186)	(5,380)
期首における現金および現金同等物(注記2.1)	(66,937)	(5,360)	249	19
期末における現金および現金同等物(注記2.1)	\$ 4,213	¥ 337	\$ (66,937)	¥ (5,360)
営業活動によるキャッシュ・フローについての補足情報				
受取利息	\$ 353,921	¥ 28,341	\$ 380,387	¥ 30,461

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記

2020年9月30日に終了する年度

(豪ドルで表示)

1. 組成

オーストラリア・リート・ファンド(以下、「シリーズ・トラスト」という)は、ケイマン諸島の法律に基づき基本信託約款により2013年12月2日に設立されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストであるクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)III(以下、「トラスト」という)のシリーズ・トラストである。本シリーズ・トラストは、信託約款補則に基づき2016年8月5日に設立され、ケイマン諸島の法律により法人登録されている信託会社であるエリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(以下、「受託会社」という)により運用されている。本シリーズ・トラストは、2016年9月26日に運用を開始した。

本トラストは、ケイマン諸島の(修正)信託法に基づく免税信託であり、2014年1月22日にケイマン諸島の(修正)ミューチュアル・ファンド法に基づき登録された。

受託会社(および本シリーズ・トラスト)の登録事務所は、ケイマン諸島、KY1-9007 グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、エルジン・アベニュー、190(190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9007, Cayman Islands)に所在する。

本シリーズ・トラストの管理会社は、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「管理会社」という)である。

本シリーズ・トラストの管理事務代行会社、保管会社、登録事務代行会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー(以下、適宜「管理事務代行会社」、「保管会社」、「登録事務代行会社」という)である。

クレディ・スイス・インターナショナルは、報酬代行会社(以下、「報酬代行会社」という)、計算代理人(以下、「計算代理人」という)、および担保付スワップ・カウンターパーティ(以下、「担保付スワップ・カウンターパーティ」という)の役割を負う。

クレディ・スイス証券株式会社は、代行協会員(以下、「代行協会員」という)の役割を負う。

本シリーズ・トラストの管理会社代行サービス会社は、三井住友DSアセットマネジメント株式会社(旧:大和住銀投信投資顧問株式会社)(以下、「管理会社代行サービス会社」という)である。

管理会社は、大和証券株式会社に対し、日本における販売会社(以下、「販売会社」という)として業務を行う権限を与えた。

本シリーズ・トラストでは、現在、豪ドル投資コースおよび日本円投資コースという2種類のユニットクラスが発行可能である。

本シリーズ・トラストおよび豪ドル投資コースは、オーストラリアドル建てで表示される。「AUD」および「\$」が使用される箇所はすべて、オーストラリアドルを意味するものとする。日本円投資コースは、日本円建て(「円」、「JPY」、「¥」)で表示される。

本シリーズ・トラストの投資目的は、オーストラリア・リート・インデックス(以下、「インデックス」という)に投資する名目的な取引戦略(以下、「戦略」という)へのエクスポージャーを提供することで、投資家に対し、中長期的な元本の成長および安定的な収益の提供を目指すものである。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年9月30日に終了する年度

(豪ドルで表示)

受託会社は、戦略に対するエクスポージャーを得るため、本シリーズ・トラストの受託会社としての権限に基づき、担保付スワップ・カウンターパーティとの間でスワップ取引(以下、「担保付スワップ」という)を実行する。担保付スワップは、約1年を取引期間とするトータル・リターン・スワップであり、これにより担保付スワップ・カウンターパーティは、以下を行う。

- (i) インデックスにリンクされたアンファンデッド・スワップに対し、少なくとも3社の市場参加者が参加した入札プロセスにより価格を織り込む。および、
- (ii) インデックス、およびインデックスの構成銘柄において支払が想定される配当または分配に対する想定エクスポージャーを提供する。

この結果、本シリーズ・トラストの口座に対する受託会社は、担保付スワップ・カウンターパーティから、インデックスのパフォーマンスに基づくリターン、およびインデックスの構成銘柄において支払が想定される配当または分配を受け取ると想定されると共に、入札プロセスにより決定された価格を支払うと想定される。また、本シリーズ・トラストは、対応する配当宣言日に支払われるまでの期間において、インデックスにより受領した配当または分配金に対して累積した利息も受け取る。これらの2つを合わせて「発生収益」という。本戦略へのエクスポージャーは、原則として担保付スワップ開始時点における純資産価格(「純資産価格」は、全資産から、累積した報酬および費用を含む負債を差し引いて求めた金額である)の100%である。

担保付スワップ・カウンターパーティはまた、担保付スワップにより、本シリーズ・トラストの受託会社としての受託会社に対し、受託会社が報酬代行会社の運営費用報酬(定義は23ページ)の支払に充当することを意図する運営費用(以下、「費用クーポン」という)を支払うことに合意した。このため、受益者は、費用クーポンの分配に対していかなる権利も持たない。

最終買戻日

本シリーズ・トラストは、信託約款の規定により早期終了した場合を除き、2021年9月16日または、強制買戻事由の発生後の実務上可能な直近の買戻日として受託会社および管理会社の双方が合意した日のうち、より早い方の日(以下、「最終買戻日」という)まで存続するものとする。

受益証券は、以下のいずれかが最初に発生した時点で、強制的に償還される。

- (i) かかるユニットクラスに帰属する純資産価額が、豪ドル投資コースについては100万豪ドル、日本円投資コースについては1億円またはこれを下回り、かかる評価日またはそれ以降において、管理会社がかかるユニットクラスのすべての受益証券につき、全受益者に通知することにより強制的に償還すべきだと決定した場合。または、
- (ii) 受託会社および管理会社が、受益証券をすべて強制償還すべきであると合意した場合(これには、受託会社と管理会社が、担保付スワップの終了日において全受益証券の強制償還に合意した場合や、理由の如何を問わずかかる担保付スワップの終了日以前に担保付スワップを終了する場合が含まれるが、これらに限られない。これらを「強制買戻事由」という)。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年9月30日に終了する年度

(豪ドルで表示)

各ユニットクラスにおいて強制買戻事由が発生した場合、すべての受益証券は最終買戻日において1口当たりの最終買戻価格で償還される。各ユニットクラスにおける1口当たり最終買戻価格は、目論見書および付属資料22に従い、管理事務代行会社がその単独の裁量に基づき、最終買戻日(かかる日が評価日ではない場合、その直前の評価日)における1口当たり純資産価値により計算される。買戻日とは、当該ユニットクラスの各取引日であると共に、本シリーズ・トラストに対するファンド障害事由が発生していない日、および/または管理会社が適宜、本シリーズ・トラストまたは各ユニットクラスに対してファンド障害事由が発生している日または期間だと認めた日でない日を指す。

受益者は、各ユニットクラスの受益証券1口につき、最終買戻日の前における買戻日に、当該買戻日(または、買戻日が評価日でない場合、直前の評価日)における当該ユニットクラスの1口当たり純資産価格と同額(以下、「買戻価格」という)の支払いを受けるものとする。償還される各受益証券の買戻価格には、買戻手数料が適用されない。

本財務諸表は、受託会社により、2021年2月1日付で公開することを許可されたものである。

2. 重要な会計方針

以下に、本財務諸表の作成にあたり採用された主な会計上の原則を示す。特に例外が記載された場合を除き、これらの原則は対象期間全体を通じて一貫して採用されている。本財務諸表は、国際財務報告基準(IFRS)に従って作成されたものである。IFRSに従って財務諸表を作成するためには、重要性の高い会計上の見積りを一定の範囲で利用することが要求され、受託会社および管理会社に対しては、本シリーズ・トラストの会計原則を適用するにあたり各自の判断を下すことが求められる。本財務諸表において、かかる想定および見積りが重要な要素となる分野については、注記4に記載した。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

本シリーズ・トラストは、投資企業(IFRS第10号、IFRS第12号、およびIAS第27号に対する2012年の改訂)(以下、「改訂」という)を適用したものである。運営者は、本シリーズ・トラストが投資企業の要件を満たすものであると結論した。

金融資産および金融負債の分類と測定

IFRS第9号では、金融資産の分類カテゴリーとして主に3種類が挙げられている:償却原価で測定する場合、純損益を通じて公正価値で測定する場合(FVTPL)、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する場合(FVOCI)。IFRS第9号の下での金融資産の分類は一般に、当該資産の管理に関するビジネスモデル、およびその契約上のキャッシュ・フロー特性に基づいている。

当初認識時に、本シリーズ・トラストの金融資産は、償却原価またはFVTPLで測定するものとして分類されている。

金融資産は、次の条件をいずれも満たし、FVTPLで測定するものとして指定されていない場合に、償却原価で測定される:

- i) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的としたビジネスモデルの範囲内で保有されている。および、
- i i) 契約条件は特定日に、元本および利息の支払のみ(SPPI)で構成されるキャッシュ・フローを生じる。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記（続き）

2020年9月30日に終了する年度

（豪ドルで表示）

次のいずれかに該当する場合、金融資産は純損益を通じて公正価値で測定される：

- i) 契約条件は特定日に、元本および元本残高に対する利息の支払のみ（SPPI）で構成されるキャッシュ・フローを生じない。
- i i) 契約上のキャッシュ・フローを回収すること、または契約上のキャッシュ・フローを回収し、資産を売却することのいずれかを目的としたビジネスモデルの範囲内で保有されていない。
- i i i) 他の基準では資産や負債の測定、またはそれらに対する損益の認識から生じる可能性のある、測定や認識のミスマッチを消去または大幅に低減する場合、当初認識時にFVTPLで測定する金融資産として取り消しできないように指定されている。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかを評価する際、本シリーズ・トラストでは商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産が、かかる要件に合致しない、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変化させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかの評価が含まれる。この評価を実施する際、本シリーズ・トラストでは以下の点を考慮する：

- キャッシュ・フローの金額または時期を変化させる可能性のある偶発事象
- レバレッジ特性
- 期限前償還、および契約期間延長
- 特定の資産から発生するキャッシュ・フローに対する本シリーズ・トラストの請求権を制限する条件（例：ノン・リコース特性）、および
- 貨幣の時間価値の対価を変更する特性（例：定期的な金利更改）

本シリーズ・トラストでは、次の2つのビジネスモデルを有しているかどうかを判断する：

- 回収目的のビジネスモデル：これには、現金および現金同等物、ならびに売却した証券に対する未収金が含まれる。これらの金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- その他のビジネスモデル：これには損益を通じて公正価値で測定する金融資産が含まれる。これらの金融資産は、公正価値ベースで管理、およびそのパフォーマンスを評価され、頻繁に売却される。

金融商品の保有に関するビジネスモデルの目的を評価する際、本シリーズ・トラストでは、以下の点を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮する：

- 文書化された投資戦略、およびかかる戦略の実施状況。これには、投資戦略が契約上の利息の獲得、特定の金利特性の維持、金融資産の期間が関連する負債もしくは予想キャッシュ・フローの期間に一致すること、またはかかる資産の売却から発生するキャッシュ・フローの回収に注力しているかどうかを含む。
- ポートフォリオのパフォーマンス評価方法、および本シリーズ・トラストの管理会社への報告方法。
- ビジネスモデル（およびかかるビジネスモデルの範囲内で保有される金融資産）の業績に影響を与えるリスク、ならびにかかるリスクの管理方法。
- 投資運用会社の報酬体系：例として、報酬が運用資産の公正価値または回収された契約上のキャッシュ・フローに基づいているか。ならびに、
- 前期における金融資産の売却の頻度、金額、時期、およびかかる売却の理由や将来の売却についての見込み。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記（続き）

2020年9月30日に終了する年度

（豪ドルで表示）

認識の中止の要件を満たさない取引における第三者への金融資産の譲渡は、本目的の売却とは見なされず、本シリーズ・トラストで引き続き資産認識される。

償却原価で測定する金融負債には、当座貸越、およびその他の負債に対する未払金が含まれる。

金融資産の減損

この「予想信用損失」（ECL）モデルは、償却原価で測定する金融資産およびFVOCIで測定する債券投資に適用されるが、資本性金融商品の投資には適用されない。

本シリーズ・トラストの評価によれば、ECLモデルは以下の理由により、本シリーズ・トラストが保有する金融資産につき重大な影響を及ぼさない。

- ・ 大部分の金融資産はFVTPLで認識されており、これらの金融資産には上記の減損要件が適用されないため。
- ・ 償却原価で測定する金融資産は、短期（満期が12カ月未満）であり、信用力が高く、および／または担保率が高いため。従って、これらの金融資産に対するECLは小規模であると予想される。

2020年9月30日に終了する年度において公表されているものの、同期間において発効されていない新たな基準、改訂、および解釈は以下の通り：

2019年10月1日以降に開始する年度に対して適用される新基準および改訂基準が複数存在し、これらの早期適用が認められている。ただし、本シリーズ・トラストは、財務諸表を作成するにあたり、これらの新基準または改訂基準の早期適用を行わなかった。これは、このような新基準や改訂基準が本シリーズ・トラストの財務諸表に重大な影響を及ぼさないためである。

2.1 現金および現金同等物

本シリーズ・トラストは、すべての現金、外貨および当初満期が3カ月以内の短期預金を現金および現金同等物と見なす。当座貸越は、財政状態計算書の負債の項目に表示される。

2020年9月30日および2019年9月30日時点において、本シリーズ・トラストが保有する現金および現金同等物の残高は以下の通り：

	2020年	2019年
定期預金	\$ 4,213	\$ 212
財政状態計算書上の現金および現金同等物	\$ 4,213	\$ 212
当座貸越	—	(67,149)
キャッシュ・フロー計算書上の現金および現金同等物	\$ 4,213	\$ (66,937)

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記（続き）

2020年9月30日に終了する年度

（豪ドルで表示）

2.2 金融資産および金融負債

（A）分類

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債につき、以下のカテゴリーに分類する。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：

- ・FVTPLでの測定必須：担保付スワップへの投資

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、以下により構成される：

	2020年9月30日 - 時価	2020年9月30日 - 原価
担保付スワップへの投資	\$ 9,603,780	\$ 9,578,786
	2019年9月30日 - 時価	2019年9月30日 - 原価
担保付スワップへの投資	\$ 14,361,471	\$ 14,365,770

償却原価で測定する金融資産：

- ・現金および現金同等物、ならびに売却した証券に対する未収金。

償却原価で測定する金融負債：

- ・その他の負債：当座貸越、およびその他の負債

（B）認識 / 認識の中止

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債につき、本トラストがかかる金融商品の契約条項の当事者となった日付をもって認識する。金融商品の通常の購入および販売については、約定日、つまり本シリーズ・トラストがかかる商品の購入または販売を約束した日付をもって認識する。金融資産に対しては、かかる商品から受領するキャッシュ・フローに対する権利が消失した時点または、本シリーズ・トラストがかかる商品の所有権により発生する実質的にすべてのリスクおよび報酬を他者に移転した時点において、認識を中止する。契約上の義務が解除された、取り消された、または終了した場合、金融負債の認識を中止する。

（C）測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、包括利益計算書上で認識される取引費用とともに、当初公正価値で認識される。当初の認識に引き続き、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債はすべて、公正価値により測定される。「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債」カテゴリーに含まれる金融資産につき、その公正価値の変動により発生する損益は、発生した時期を対象期間とする包括利益計算書に記載される。投資売却に伴う実現損益は、先入先出法により算出される。

純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産および金融負債については、減損控除後の実効金利法を使用した償却原価で測定される。これらの商品は短期間またはただちに決済されるため、公正価値に近似している。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年9月30日に終了する年度

(豪ドルで表示)

(D) 公正価値の推定

活発な市場で取引される金融商品(市場デリバティブおよび売買目的有価証券等)の公正価値は、報告書作成日における市場価格の終値に基づいて測定される。公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。負債の公正価値は、かかる負債の不履行リスクを反映するものである。市場価格を参照することが困難な投資またはその他の資産については、管理会社の助言に基づき受託会社が採用した手続きに従って、誠意に基づいて公正価値を測定するものとする。結果として発生した未実現損益の変動は、包括利益計算書に反映される。

(E) 担保付スワップへの投資

受託会社は、本シリーズ・トラストの受託会社としての権限に基づき、担保付スワップ・カウンターパーティとの間で、本シリーズ・トラストの口座に対する戦略のパフォーマンスに連動した担保付スワップ取引を締結する。同担保付スワップの約定日は2016年9月26日(以下、「約定日」という)であり、同担保付スワップは豪ドル建てのおよそ1年間を期間とする契約である(期間は、担保付スワップ・カウンターパーティの裁量に従い延長可能である)。

2.3 売却した証券に係る未収金および購入した証券に係る未払金

売却した証券に対する未収金および購入した証券に対する未払金は、それぞれ売却または購入契約を締結したものの、財政状態計算書の日付において決済が完了していない取引を指す。これらの金額は、当初およびその後において、公正価値から売却した証券に係る未収金の減損引当金を差し引いた額として測定される。減損引当金は、本シリーズ・トラストが、売却した証券に対する未収金の全額を回収することが不可能となるであろう客観的な事実が存在する場合に計上される。売却した証券に対する未収金に対して減損が生じうる兆候としては、仲介業者が深刻な財政上の困難を抱えている場合、仲介業者が破産または財務整理に直面する蓋然性がある場合、および支払の不履行が生じている場合が挙げられる。

2.4 金融商品の相殺

実現した額を相殺する法的に執行可能な権利を保有し、ネットベースで決済する意図または資産の認識と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、金融資産および金融負債を相殺し、財政状態計算書において相殺後の額を報告するものとする。2020年9月30日時点および2019年9月30日時点で、いずれの金融資産および金融負債も総額で表示されており、そのいずれも金融商品の相殺の基準を満たしていないため、本財政状態計算書においてはいかなる金融資産および金融負債の相殺も行っていない。

2.5 費用

包括利益計算書において、費用は発生主義により認識される。

2.6 外貨の換算

(A) 機能通貨および表示通貨

本シリーズ・トラストのパフォーマンスは、豪ドル建てで測定され、投資家に報告される。受託会社は豪ドルをもって、本シリーズ・トラストの原資産の取引および各種の事象および環境が及ぼす経済的影響を最も忠実に反映する通貨であると見なす。財務諸表における表示には、本シリーズ・トラストの機能通貨および表示通貨である豪ドルを使用する。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記（続き）

2020年9月30日に終了する年度

（豪ドルで表示）

（B）取引および残高

外貨建ての金融資産および金融負債は、評価日に豪ドルに換算される。外貨建ての金融資産および金融負債の購入および売却、受益証券の発行および買戻、収益および費用は、各取引の実行日に豪ドルに換算される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に対する、為替レートの変動による報告書上の実現または未実現の純損益は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に対する実現した純損益に含まれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に対する未実現評価損益の純変動は、包括利益計算書に含まれる。

外国為替取引および換算による実現および未実現の利益または損失は、別途包括利益計算書において開示する。

2.7 分配

本戦略では、各四半期において一定額の収益が発生する可能性がある。本シリーズ・トラストの現行ポリシーにおいては、受益者に対し、四半期ごとの分配日において、対応する分配期間において発生した収益に準じた金額の分配金を支払うものとする。

四半期ごとの分配額は、以下の個別要素により算出するものと予測される：

- （i）インデックスのパフォーマンスによるリターンおよび戦略により支払われた配当または分配金と同額（該当する課税分を差し引いた額）。および、
- （ii）対応する分配日に支払われるまでの期間において、上記（i）により受領した配当または分配金に対して累積した利息（上記の（i）および（ii）を以下、「発生収益」という）。

各分配日において支払われる分配額については、管理会社がその単独の裁量の下で、様々な要因のうち、発生収益、戦略による実現および未実現のキャピタル・ゲイン、および諸費用を考慮した上で、四半期ごとにユニット単位で決定する。管理会社は、適切であると考える場合に特定の四半期における分配を実施しないことを選択できる。管理会社がかかる選択を行いうる状況としては、管理会社がその単独の裁量の下で、本シリーズ・トラストの投資目標およびポリシーが前四半期比においてマイナスのパフォーマンスに終わったと判断した場合や、管理会社の判断により無配当が適切であると思われる程度にアンダーパフォームしたと判断される場合が含まれるが、これらに限られない。

2020年9月30日および2019年9月30日に終了した各年度において公表および支払われた分配額は以下の通り：

	2020年 合計金額	2019年 合計金額
豪ドル投資コース	\$ 207,371	\$ 198,430
日本円投資コース	146,550	182,083
	<u>\$ 353,921</u>	<u>\$ 380,513</u>

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年9月30日に終了する年度

(豪ドルで表示)

2.8 受益証券の買戻

本シリーズ・トラストでは、受益者の選択に従って買戻可能な受益証券が2種類設定されている。本シリーズ・トラストでは、IAS第32号(改訂)「金融商品：表示」に従い、プッタブル金融商品を負債に分類している。

同改訂では、特定の厳格な条件が満たされる場合、金融負債の定義を満たすプッタブル金融商品を資本に分類することを要求している。この条件には、以下が含まれる：

- ・かかるプッタブル金融商品が、受益者に対し、純資産の比例的な取り分に対する権利を与えるものであること。
- ・かかるプッタブル金融商品が、他のすべてのクラスに劣後する金融商品のクラスに属し、クラスの特徴が同一であること。
- ・発行者の買戻義務を別として、現金またはその他の金融資産を提供する契約上の義務が存在しないこと。および、
- ・かかる金融商品の存続期間にわたり、同商品に帰属する予想キャッシュ・フローの総額が、実質的に発行者の損益に基づくものであること。

本シリーズ・トラストの受益証券は、上記の条件をすべて満たしていないため、2020年9月30日時点、および2019年9月30日時点において金融負債に分類される。

受益証券は、常に、本シリーズ・トラストの純資産価値に対する持分割合と同一の現金により償還することが可能である。

受益者が所有する受益証券を本シリーズ・トラストに償還する権利を行使する場合、かかる受益証券の価格は、財政状態計算書の日付において未払いである買戻額により算定される。

受益証券は、発行または買戻の時点における、本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格により発行または買戻される。本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格は、受益者に帰属する純資産の総額を、ユニットクラスごとの発行済受益証券口数で除することによって算定される。詳細については注記3を参照のこと。

2.9 補償

受託会社と管理会社は、本シリーズ・トラストの代理人として、様々な補償条項を含む特定の契約を締結する。これらの契約に基づく本シリーズ・トラストのエクスポージャーの上限値は、未公開である。ただし、本シリーズ・トラストは現在まで、これらの契約に基づく損失の申立を受けておらず、損失リスクは限定的であると予測される。

2.10 受益証券の募集に対する未収金および受益証券の買戻に対する未払金

受益証券の募集に対する未収金は、財政状態計算書の発行日時点で未収の発行額を用いて計上される。買戻された受益証券の未払金は、財政状態計算書の発行日時点で未払いの買戻額を用いて計上される。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記（続き）

2020年9月30日に終了する年度

（豪ドルで表示）

2.11 FVTPLで測定する金融商品による純益

FVTPLで測定する金融商品による純益には、金融資産および負債にかかる実現および未実現損益、ならびに発生収益が含まれる。FVTPLで測定する金融商品から生じる実現純損益は、先入先出法により算出される。FVTPLで測定する金融資産および金融負債から生じる実現純損益は、金融商品の原価と売却取引の決済価格の差額に相当する。

FVTPLで測定する金融資産および金融負債から生じる未実現評価損益の純変動は、報告期間の開始日における金融資産の帳簿価額、またはかかる金融資産を当報告期間に取得した場合は取引価格と、報告期間の終了日における帳簿価額との差額に相当する。

受取利息は、実効金利法を使用して算出され、発生時に計上される。包括利益計算書に適切に表示された受取利息および支払利息は、FVTPLで測定する金融資産および金融負債に対する配当から成る。受取利息は、発生収益の一部として含まれている。2020年9月30日および2019年9月30日に終了した各年度において、それぞれ受取利息\$353,921および\$308,387を計上した。

2.12 法人税等

本トラストは、ケイマン諸島政府により、2063年12月2日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。現時点において、上記の諸税がケイマン諸島により課されることはない。

本シリーズ・トラストは、複数の国において投資収益およびキャピタル・ゲインに対して課される源泉徴収税を発生させている。この投資収益またはキャピタル・ゲインは、包括利益計算書において、源泉徴収税を含む総額として記載される。源泉徴収税は、包括利益計算書における独立した1つの項目として記載される。2020年9月30日および2019年9月30日に終了した各年度において、源泉徴収税の支払はなかった。

本シリーズ・トラストでは、ケイマン諸島以外の国に所在する企業の株式への投資を選択することができる。これらの国々の多くでは、本シリーズ・トラストを含む非居住者にも適用される、キャピタル・ゲインへの課税を定めた税法が導入されている。これらのキャピタル・ゲインへの課税額は申告納税方式により決定される必要があるため、これらの課税については本シリーズ・トラストの仲介業者による「源泉徴収」ベースでの控除は行わない。

IAS第12号「法人所得税」に従い、本シリーズ・トラストは、特定の外国における関連する税務当局がすべての事実および状況について完全な知識を持つことを前提として、同当局が同国の税法に基づき、本シリーズ・トラストが同国において獲得したキャピタル・ゲインに対して税金負債を要求する可能性が高い場合、この税金負債を認識することが要求される。この税金負債は、同国において導入された税法および税率、または当該報告年度末までに実質的に導入された税法および税率を用いて、該当する税務当局に対して支払うべき額として算定される。ただし、現行の税法がオフショア投資のシリーズ・トラストに対してどのように適用されるかについては不明確な場合がある。この場合、税金負債が究極的に本シリーズ・トラストの負担になるかどうかについて不確実性が生じる。このため、運営者は、不確実な税金負債を測定する際に、関連の税務当局が公式または非公式な方法によりどのような課税を行っているかを含む、税負担の可能性に影響を及ぼしうる入手可能な関連事実および状況につき、これらすべてを考慮に入れるものとする。

2020年9月30日および2019年9月30日の時点において、管理会社は、本シリーズ・トラストには、付属の財務諸表上に計上すべき未実現の税控除に対する負債が存在しないと判断した。管理会社は最善を尽くして上記の判断を下したものであるが、本シリーズ・トラストが獲得したキャピタル・ゲインに対して外国の税務当局が課税するリスクは排除できない。このような課税は事前の通告なしに生じうるものであり、遡及的に課税される可能性もあり、その結果として本シリーズ・トラストの損失を招く可能性がある。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記（続き）

2020年9月30日に終了する年度

（豪ドルで表示）

3. 受益証券の買戻し

本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格は、本シリーズ・トラストの純資産価格を本シリーズ・トラストの同時点における発行済受益証券口数で除することにより計算される。管理事務代行会社は、各取引日の業務終了において、本シリーズ・トラストの純資産価格を算出する。

受益証券の価格は、すべての目的において豪ドル投資コースについては豪ドルで算出および支払い、日本円投資コースについては円で算出および支払われる。

当初購入時における最低ユニット数は1口であり、1口に満たない端数の注文は認められない。全受益者は、購入申込書への記入を完了する必要がある。豪ドル投資コースの当初購入価格は1口あたり100豪ドルであり、日本円投資コースの当初購入価格は1口あたり1,000円である。豪ドル投資コースに対するすべての支払いは豪ドルで行い、日本円投資コースに対する支払いは円で行わなければならない。受託会社は、理由の如何を問わず、また理由を提示することなく、いかなる購入も拒否する権限を持つ。

受益証券が初回に発行された後、適格な投資家はその後の募集日において当該の募集価格により受益証券を購入することができる。豪ドル投資コースに対するすべての支払いは豪ドルで行い、日本円投資コースに対する支払いは円で行わなければならない。受託会社は、理由の如何を問わず、また理由を提示することなく、いかなる購入も拒否する権限を持つ。

受託会社または受託会社が正式に指定した代理人は、関連する募集日から2営業日以内の午後2時（ロンドン時間）までに、受益証券に対する募集価格を通知されなければならない。募集への申込を取り消すことはできない。

2020年9月30日時点における、純資産合計、発行済受益証券口数、および1口あたり純資産価格は以下の通り：

ユニットクラス	純資産価格	発行済受益証券口数	受益証券1口当たり 純資産価格
豪ドル投資コース	\$ 5,517,702	62,230	\$ 88.666
日本円投資コース	4,086,325	350,173	11.669
	<u>\$ 9,604,027</u>	<u>412,403</u>	

2019年9月30日時点における、純資産合計、発行済受益証券口数、および1口あたり純資産価格は以下の通り：

ユニットクラス	純資産価格	発行済受益証券口数	受益証券1口当たり 純資産価格
豪ドル投資コース	\$ 8,677,086	77,649	\$ 111.748
日本円投資コース	5,684,644	387,273	14.679
	<u>\$ 14,361,730</u>	<u>464,922</u>	

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記（続き）

2020年9月30日に終了する年度

（豪ドルで表示）

本受益証券の機能通貨は豪ドルである。

2020年9月30日および2019年9月30日時点において、全発行済受益証券は受益者1社が保有しており、同受益者は純資産の持分100%を保有する。

受益者が保有する受益証券を移転する場合、受託会社による事前の書面による合意が必要であるが、受託会社はこの申請に対して合理的な理由なく保留または遅延してはならない。受益証券の移転は、本シリーズ・トラストの受益者登録簿に記載されない限り効力を持たず、受託会社または受益者に対する拘束力を持たない。

各受益者は、受託会社または受託会社が正式に指定した代理人に対し、受益者が保有する受益証券の全部または一部につき、適当な買戻日における買戻価格で買戻すことを要請する買戻通知を提出することができる。買戻請求は、適用される通貨による金額または受益証券の口数を指定して提出することができる。上記の通知が、受益者登録簿に記録された受益者の保有するすべての受益証券についてでない場合、受託会社はその単独の裁量に基づき、買戻の最小単位を1口と定めることができる。買戻請求を取り消すことはできない。

最終買戻日に先立って受益証券の買戻を行う場合、買戻される個別の受益証券に対して買戻手数料は適用されない。

いずれのユニットクラスについても、受益証券の買戻に関して受益者に対して発生する未払金は現金で支払われるものとするが、受託会社が、管理会社との協議の上で、受益者の最善の利益に資すると判断する場合は、受託会社が保有する証券の提供による物納（または一部を物納）することも可能である。受託会社が上記のように判断する場合、買戻しを行う受益者に対して同日に実施されるすべての分配は、同一の基準により実施される。

さらに、受益者への未払金から為替両替の全費用を控除するという条件の下で、受益者は、希望する適用通貨で自由に入手可能なその他の通貨による支払いを受けることが可能である。かかる買戻の代金については、実際の分配までの期間において利息が発生しない。

2020年9月30日および2019年9月30日に終了した各年度において、発行された受益証券および買い戻された受益証券、ならびに発行済受益証券による収支は以下の通り：

ユニットクラス	2019年9月30日時点	発行された受益証券 による収入	買戻された受益証券 に係る支払	2020年9月30日時点
豪ドル投資コース	\$ 7,972,190	\$ 495,464	\$ (2,093,870)	\$ 6,373,784
日本円投資コース	5,677,760	—	(491,157)	5,186,603
合計	\$ 13,649,950	\$ 495,464	\$ (2,585,027)	\$ 11,560,387

ユニットクラス	2018年9月30日時点	発行された受益証券 による収入	買戻された受益証券 に係る支払	2019年9月30日時点
豪ドル投資コース	\$ 6,438,570	\$ 3,252,811	\$ (1,719,191)	\$ 7,972,190
日本円投資コース	9,815,371	—	(4,137,611)	5,677,760
合計	\$ 16,253,941	\$ 3,252,811	\$ (5,856,802)	\$ 13,649,950

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年9月30日に終了する年度

(豪ドルで表示)

2020年9月30日および2019年9月30日に終了した各年度において、発行された受益証券の口数、買い戻された受益証券の口数、および発行済受益証券の口数は以下の通り：

ユニットクラス	2019年9月30日時点	発行済受益証券	買い戻された受益証券	2020年9月30日時点
豪ドル投資コース	77,649	5,110	(20,529)	62,230
日本円投資コース	387,273	—	(37,100)	350,173
合計	464,922	5,110	(57,629)	412,403

ユニットクラス	2018年9月30日時点	発行済受益証券	買い戻された受益証券	2019年9月30日時点
豪ドル投資コース	64,147	29,595	(16,093)	77,649
日本円投資コース	689,618	—	(302,345)	387,273
合計	753,765	29,595	(318,438)	464,922

1口当たり純資産価格の算定が中止されている場合においては、受益証券の発行および買い戻、ならびにかかる取引に関する支払は停止される。受託会社はかかる業務停止が開始または解除となった場合、実務上可能なかぎり迅速に受益者に通知する。上記の業務停止期間においても、募集への申請および買い戻通知を取り消すことはできず、場合に応じて次の募集日または買い戻日に処理される。

4. 重要な会計上の見積りおよび判断

運営者は、報告された資産および負債の額に影響を及ぼす、将来に関する見積りおよび判断を行う。見積りは継続的に評価され、過去のデータに加えて、当該状況の下で発生することが合理的だと考えられる将来の事象の予測を含むその他の要素に基づいて推定される。その結果である会計上の見積りは、その性質上、関連する実際の結果と一致することは稀である。本シリーズ・トラストは、適宜、店頭デリバティブをはじめとする活発な市場で取引されていない金融商品を保有する場合がある。これらの商品の公正価値については、各種のバリュエーション技法を用いて決定する。公正価値の決定にバリュエーション技法(例：モデル)が使用される場合、その内容の正確性は管理会社により確認され、定期的に検証される。

5. 財務リスク管理

5.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター

本シリーズ・トラストの投資ポートフォリオは、担保付スワップにより構成される。本シリーズ・トラストの運用は、様々な財務リスクを伴う。具体的には、市場リスク(通貨リスク、金利リスク、価格リスクを含む)、信用リスク、および流動性リスクである。これらのリスク管理は、受託会社が承認した各種ポリシーに基づき、管理会社が担当する。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記（続き）

2020年9月30日に終了する年度

（豪ドルで表示）

本シリーズ・トラストは、様々な種類のリスクに対処するにあたり、その測定および管理をリスクの種類に応じて異なる方法で行う。この方法の詳細については、以下に記載した。

（A）市場リスク

（i）通貨リスク

本シリーズ・トラストが投資する担保付スワップ取引においては、本シリーズ・トラストの機能通貨以外の通貨建てで表示されるか、取引される場合がある。このため、外国為替レートの変動により、本シリーズ・トラストのポートフォリオの価値が影響を受ける場合がある。

一般に、本シリーズ・トラストの機能通貨が他の通貨と比較して割高になった場合、本シリーズ・トラストの機能通貨への両替時においてかかる他の通貨の価値が低下するため、かかる他の通貨建ての証券の価値も低下する。反対に、本シリーズ・トラストの機能通貨が他の通貨と比較して割安になった場合、かかる他の通貨建ての証券は価値が上昇する。

一般に「通貨リスク」と呼ばれるこのリスクは、本シリーズ・トラストの機能通貨の為替レートが上昇した場合、投資家へのリターンが減少し、機能通貨の為替レートが下落した場合、同リターンが上昇することを意味する。為替レートは短期間に大きく変動する可能性があり、その原因としては金利の変動、各国政府や中央銀行、IMFといった国際機関による介入（もしくは介入の失敗）、通貨管理の実施、またはその他の政治的状況の変化が含まれる。この結果、本シリーズ・トラストが投資する外国通貨建ての証券のリターンが減少する場合がある。本シリーズ・トラストが保有するポジションの一部は、通貨の価格変動の予測から利益を得ることを意図したものである。将来価格の予想は本質的に不確実なものであり、市場がポジションと逆方向に変化した場合に被る損失は、ヘッジされない。一般に、価格変動の絶対値を予測する試みは、相対的な価格変動を予測する試みと比較して、より投機的な意味合いが強いと考えられている。

様々な種類の外国通貨建ての取引を利用することにより、本シリーズ・トラストまたはそのユニットクラスは、そのパフォーマンスが特定の通貨（複数の場合も含む）の値動きにより一定の影響を受けるエクスポージャーを持つ。管理会社が有効な為替対策プログラムを実行することは保証できず、本シリーズ・トラストの機能通貨が、本シリーズ・トラストまたはユニットクラスが投資する商品で使用されるその他の通貨に対して割安となった場合、本シリーズ・トラストまたはユニットクラスは、為替業務に起因する損失を抱える可能性がある。さらに、本シリーズ・トラストまたはユニットクラスは、管理会社が指定した通貨戦略により取引費用を発生させる場合がある。

以下の表は、2020年9月30日時点における本シリーズ・トラストの通貨リスクに対するエクスポージャーの概要を示したものである。

2020年9月30日時点		現金および現金 同等物	担保付スワップ	その他の資産 および負債 (純額)	純資産	純資産全体に 対する割合 (%)
日本円	JPY	\$ 3,920	\$ 4,063,020	\$ (3,966)	\$ 4,062,974	42.3%
米ドル	USD	200	-	-	200	0.0%
		4,120	4,063,020	(3,966)	4,063,174	42.3%
豪ドル	AUD	93	5,540,760	-	5,540,853	57.7%
	\$	4,213	\$ 9,603,780	\$ (3,966)	\$ 9,604,027	100.0%

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年9月30日に終了する年度

(豪ドルで表示)

以下の表は、2019年9月30日時点における本シリーズ・トラストの通貨リスクに対するエクスポージャーの概要を示したものである。

2019年9月30日時点		現金および現金 同等物	担保付スワップ	その他の資産 および負債 (純額)	純資産	純資産全体に 対する割合 (%)
日本円	JPY \$	-	\$ 5,659,494	\$ (48)	\$ 5,659,446	39.4%
米ドル	USD	212	-	-	212	0.0%
		212	5,659,494	(48)	5,659,658	39.4%
豪ドル	AUD	-	8,701,977	95	8,702,072	60.6%
	\$	212	\$ 14,361,471	\$ 47	\$ 14,361,730	100.0%

以下の表は、2020年9月30日および2019年9月30日時点における、外国為替レートの変動に対する本シリーズ・トラストが保有する資産および負債の感応度の概要を示したものである。以下の分析は、他のすべての変動要素が一定であると仮定した上で、対象となる外国通貨の対豪ドルレートが、表に示した割合(パーセント)上昇(下落)したという想定に基づく。この表は、運営者が過去のデータに基づくこれらのレートのボラティリティを考慮した上で、外国為替レートの合理的な変動範囲について最善の見積りを示したものである。

通貨		2020年における通貨レートの合理的な 変動範囲	本シリーズ・トラストの純資産に対する影響
JPY	+/-	4.54%	+/- 184,459
USD	+/-	6.82%	+/- 14

通貨		2019年における通貨レートの合理的な 変動範囲	本シリーズ・トラストの純資産に対する影響
JPY	+/-	11.33%	+/- 641,215
USD	+/-	6.51%	+/- 14

(ii) 金利リスク

本シリーズ・トラストが保有する金融資産および金融負債の大部分は、利息を発生しない。本シリーズ・トラストが保有する有利子資産は、現金および満期が3カ月未満の現金同等物である。その結果、本シリーズ・トラストは、市場金利の現行水準の変動により重大なリスクを負わない。

担保付スワップは、本シリーズ・トラストが担保付スワップ・カウンターパーティに対し1か月LIBOR(ロンドン銀行間貸出金利)にスプレッドを加えた変動金利を支払う一方、担保付スワップ・カウンターパーティからAS51Prop指数のパフォーマンスを受け取る。LIBORは毎月リセットされる。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年9月30日に終了する年度

(豪ドルで表示)

(iii) 市場価格リスク

本シリーズ・トラストが保有する証券の市場価格は変動しうるものであり、場合によっては急激に、または予測とは異なる値動きをする可能性がある。証券の価値は、一般に証券市場に影響を与える諸要素、特に証券市場における特定の業種に影響を与える諸要素を起因として下落する場合がある。特定の証券の価値は、特定の企業に具体的に関連していない市場全般の環境により下落しうるものであり、そのような例としては、実際または見かけ上の経済状況の悪化、特定の証券もしくは金融商品に対する需給関係、企業収益に対する全般的な見通し、金利もしくは通貨レートの変動、または投資家心理の悪化などが挙げられる。また、労働力不足や製造コストの上昇、特定の業界内における競争環境など、特定の業界または業界群に影響を及ぼす要因によっても、証券価格の下落は生じうる。証券市場全体が下降傾向にある場合、複数の資産クラスの価値が同時に下落する場合がある。株式は債券に比べて、価格のボラティリティがより大きい。

価格リスクとは、本戦略に特定の要因によるか、当該市場で取引される全金融商品に影響を及ぼす要因によるかを問わず、市場価格の変動の結果として、投資の価値が変動するリスクを指す。

本シリーズ・トラストが保有する投資の価値は、包括利益計算書において認識された公正価値の変動に基づく公正価値により算定されているため、市場環境におけるすべての変動は、純資産の合計および包括利益の合計に直接的な影響を及ぼす。

2020年9月30日および2019年9月30日において本戦略に含まれる資産価格が1%上昇した場合、受益者に帰属する純資産はそれぞれ9万6,038豪ドルと14万3,615豪ドル増加する。反対に、資産価格が1%下落した場合、純資産はそれぞれ9万6,038豪ドルと14万3,615豪ドル減少する。

(B) 信用リスク

本シリーズ・トラストは、カウンターパーティが満期時において負債の全額を支払うことができないリスクである信用リスクに対するエクスポージャーを有する。減損引当金は、財政状態計算書の作成日までに発生した損失に対して割り当てられるものである。

信用リスクは、金融商品のカウンターパーティが、本シリーズ・トラストとの間で締結した義務または債務を履行しないリスクを指す。管理会社は、個別のカウンターパーティへのエクスポージャーに基づいて集中リスクを決定する。本財政状態計算書の作成日において、すべての純資産は担保付スワップ・カウンターパーティにより保有されている。

担保付スワップ・カウンターパーティは受託会社に対し、受益者の利益のために担保を提供しており、担保付スワップ・カウンターパーティが担保付スワップ取引に基づく支払およびその他の義務の履行を怠った場合において、受託会社はかかる担保を利用することができる。ただし、かかる担保が、担保付スワップ取引に基づく担保付スワップ・カウンターパーティの支払義務を満たすのに十分な価値を持つことは保証されない。

担保の価値が事前に定められた担保カバー率を下回った場合、契約により担保付スワップ・カウンターパーティは追加の担保を提供しなければならない。2020年9月30日時点、および2019年9月30日時点において、本シリーズ・トラストが保有する担保の価値は、それぞれ9,649,450豪ドル(6,916,243米ドル)および14,621,278豪ドル(9,861,321米ドル)である。

信用リスクは、取引の相手先に信頼できる金融機関およびカウンターパーティを選ぶことにより軽減される。管理会社は、かかる相手先における信用状態および財政状態を継続的に監視することにより、このリスクを監視する。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年9月30日に終了する年度

(豪ドルで表示)

2020年9月30日時点および2019年9月30日時点における、全金融資産を対象とする信用リスクへの最大エクスポージャーは、財政状態計算書に記載された帳簿価額である。ただし、担保を請求した場合の正味実現可能価額を含まない。これらの資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。

本シリーズ・トラストの証券取引における清算および預託業務は、主に保管会社が担当するが、かかる保管会社はフィッチ信用格付けでAプラスを得ている。2020年9月30日および2019年9月30日現在、担保付スワップは、クレディ・スイス・インターナショナルとの間で締結した契約であり、ムーディーズの格付けによりA1の評価を得ている。

2020年9月30日時点、および2019年9月30日時点において、すべての現金および現金同等物は、保管会社により保管されている。

(C) 流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資を購入または売却することが困難な場合に生じる。本シリーズ・トラストによる非流動性証券への投資は、かかる非流動性証券を有利な時期または価格で売却することが不可能である場合があるため、本シリーズ・トラストのリターンを減少させる可能性がある。本シリーズ・トラストの主要な投資戦略が、先進国以外の国における証券や、重大な市場リスクおよび/または信用リスクを抱える証券を含む限りにおいて、本シリーズ・トラストは、流動性リスクに関して最大のエクスポージャーを有する傾向がある。本シリーズ・トラストの保有する証券は、組織的市場において取引されておらず、流動性がない可能性がある。その結果、本シリーズ・トラストは、流動性要件を満たす目的で、かかる証券への投資を公正価値に近い価格で迅速に現金化できない可能性がある。

本シリーズ・トラストの約款は、受益証券を毎日解約できる条項を定めているため、買戻しに必要な金額を満たすのに十分な証券の売却ができない場合は常に、受益者の買戻しに応じる上での流動性リスクが生じる。受益証券は、受益者が権利を行使することにより買戻される。ただし、これらの商品の保有者は一般に中長期的に保有するため、受託会社はこの開示された契約上の満期が実際のキャッシュ・フローを反映するとは想定していない。

管理会社は、本シリーズ・トラストの流動性ポジションを継続的に監視する。金融負債の契約上の残余期間は、3カ月未満である。流動性リスクは、非流動性資産に対する投資の割合を本シリーズ・トラストが保有する純資産価値の15%未満に抑えることにより管理される。空売りされる証券の合計価格は、常に本シリーズ・トラストの純資産価格を下回るものとする。

以下の表は、財政状態計算書の日付における契約上の満期日を基準として、本シリーズ・トラストが保有する金融負債につき、残存期間に従って満期によりグループ化して分析したものである。本表に記載した額は、契約上の割引前キャッシュ・フローである。

2020年9月30日時点	1カ月未満		1～3カ月		合計
その他の負債	\$	3,966	\$	—	\$ 3,966
契約上のキャッシュ・アウト・フロー(受益者に帰属する純資産を除く)	\$	3,966	\$	—	\$ 3,966

2019年9月30日時点	1カ月未満		1～3カ月		合計
当座貸越	\$	67,149	\$	—	\$ 67,149
契約上のキャッシュ・アウト・フロー(受益者に帰属する純資産を除く)	\$	67,149	\$	—	\$ 67,149

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年9月30日に終了する年度

(豪ドルで表示)

(D) リスク管理

本シリーズ・トラストの投資運用会社のチームは、ポートフォリオに含まれるすべてのポジションおよびリスクの数値指標について定期的に報告業務を行う、特定のリスク管理システムおよび専門家の支援を受ける。潜在的な投資家は、フェイルセーフなリスク管理システムは存在せず、管理会社が採用したリスク管理フレームワーク(例: ストップウィン、ストップロス、シャープレシオ、ロスリミット、バリュアットリスク、あるいは現在知られているその他の方法または今後開発される方法)が、その目的を達成し、大規模な損失を防止またはその規模を限定することに成功するという保証はないことを理解する必要がある。将来の取引パターンや将来の金融市場において投資商品にどのような価格が付くかについて、正確に予測することを保証するような、リスク管理システムおよびテクニック、または価格モデルは存在しない。

(E) 資本リスク管理

本シリーズ・トラストの資本は、受益者に帰属する純資産である。本シリーズ・トラストは、受益者の裁量により毎日の募集および買戻が行われるため、受益者に帰属する純資産の金額は毎日大幅に変動しうるものである。資本管理における本シリーズ・トラストの目標は、受益者にリターンを提供し、その他の関係者に報酬を提供するため、および強固な資本ベースを維持することにより本シリーズ・トラストの投資活動の発展を支援するため、本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を保護することである。資本構成を維持または修正するため、本シリーズ・トラストのポリシーに基づき以下を実行する。

・流動資産との比較における、毎日の募集および買戻の水準を監視し、本シリーズ・トラストが受益者に支払う配分額を調整する。

・本シリーズ・トラストの約款に従い、受益証券の買戻および新規発行を行う。

管理会社は、受益者に帰属する純資産価値を基準として資本の変動を監視する。

5.2 本シリーズ・トラストのその他のリスク

(A) 保管リスク

本シリーズ・トラストが保有するすべての証券につき、受託会社および管理会社のいずれもその管理権を持たない。保管会社または、保管会社の役割を果たすべく選択されたその他の銀行または仲介業者が破綻する可能性があり、この場合、本シリーズ・トラストは、これらの保管会社が保有するファンドまたは証券の全体または一部を失う可能性がある。

(B) 免責リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、およびその他の関係者、ならびにそれらの代理人、代表者、オフィサー、社員、および関係者は、1口当たり純資産価値が低下するような特定の状況において、本シリーズ・トラストの資産に対する責任を免じられる権利を有する。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年9月30日に終了する年度

(豪ドルで表示)

(C) 決済リスク

一部の海外市場における決済および清算手続きは、米国、欧州、および日本における場合と大きく異なる。海外市場における決済および清算手続き、ならびに取引関連の規制は、米国内での投資の決済では通常発生しない特定のリスクを生じる可能性がある(証券に対する支払や証券の提供の遅延等)。場合によっては、一部の外国における決済において、取引された証券の口数が一致しない場合がある。これらの問題は、管理会社が本シリーズ・トラストの口座に対する取引を行うことを困難にする可能性がある。

管理会社が原資産となる証券の購入につき決済できないか、決済が遅延した場合、有利な投資機会を取り逃がす可能性があり、本シリーズ・トラストの資産の一部が未投資となり、一定の期間においてリターンを獲得できない結果が生じうる。管理会社が証券の売却の決済ができないか、決済が遅延した場合、かかる証券の価値がその後下落すると本シリーズ・トラストに対して損失が発生しうる。また、管理会社がかかる証券を第三者に売却する契約を結んでいた場合、本シリーズ・トラストは発生したすべての損失に対して補償責任を負う可能性がある。

(D) カウンターパーティ・リスクおよび仲介リスク

管理会社またはその権限を移譲された者が、本シリーズ・トラストの口座のために取引または投資を行う相手先である、保管会社をはじめとする銀行や証券会社を含む金融機関およびカウンターパーティは、財政状態が悪化し、本シリーズ・トラストに関してそれぞれが抱える債務の履行が不可能になる可能性がある。このような債務不履行が発生した場合、本シリーズ・トラストは大きな損失を被る可能性がある。管理会社はさらに、特定の取引の安全性を高めるため、本シリーズ・トラストの口座のためにカウンターパーティに対して担保を提供する場合がある。

本シリーズ・トラストは、財政状態計算書において、いかなる金融資産または金融負債についても相殺を行っておらず、いかなるデリバティブ資産も保有していない。

(E) 発生収益および分配

必ずしも収益を発生させるとは限らない。分配金は、受益証券に帰属する投資元本から、その全体または一部を支払うものとするが、発生収益がゼロである場合もある。分配は、実質的に投資家に対する当初資本の還元またはキャピタル・ゲインを意味するため、分配額が提供可能な収益を超過する場合、超過額分だけ資本が毀損することになる。この可能性に基づき、資産価値の低下および分配を通じた投資家への資本還元により、本シリーズ・トラストへの投資価値が毀損される蓋然性に鑑み、投資家が資本保全を望んだ場合でもこれを実現できない場合がある。本シリーズ・トラストが収益を上げない場合、受益者が受益証券の買戻しにより受け取る買戻価格は、受益者の当初の投資額を下回る可能性がある。

(F) 担保付スワップに対する持分の非保有

本受益証券のリターンは、その他の要素もあるが、担保付スワップのパフォーマンスに依存する。本受益証券への投資は、受益者に対し、担保付スワップ取引あるいは、かかる担保付スワップ取引におけるいかなる原資産に対しても直接的な持分を提供するものではなく、担保付スワップ・カウンターパーティや、かかる担保付スワップ取引に関連するいかなる原資産、あるいは担保付スワップ・カウンターパーティに対するいかなるサービス提供者の行動につき、これを管理するためのいかなる権利を与えるものではない。担保付スワップによる負債(その全体または一部であるかを問わず)を相殺するため、担保付スワップ・カウンターパーティまたは第三者は、担保付スワップに含まれる関連した戦略を構成する原資産に対する(直接または間接の)持分を所有する場合があるが、かかる者は、かかる持分を保有し、またはその持分につき一定の規模を維持することを要求されない。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記（続き）

2020年9月30日に終了する年度

（豪ドルで表示）

（G）本シリーズ・トラストの早期終了

本シリーズ・トラストの最終買戻日は2021年9月16日に予定されているが、強制買戻事由が発生した場合、かかる最終買戻日が前倒して実施される。

（H）その他のリスク

当年度中、世界保健機関は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大がパンデミック（世界的大流行）に相当すると発表した。世界中の様々な都市や国々において状況は目まぐるしく変化しており、それぞれの方法で感染拡大の防止に努めている。このような状況の急速な展開や変化を受け、最終的な影響の予測が難しくなっており、この事態が経済および市況に継続的な悪影響を及ぼし、世界的な景気減速を招く可能性がある。

管理会社と受託会社はCOVID-19関連の動向を監視しており、既存の事業継続計画に加えて、各国の保健機関、該当する政府、および一般的なパンデミック対策のベストプラクティスを指針として、連携して運用上の対策を講じている。

5.3 公正価値測定およびヒエラルキーの設定

本シリーズ・トラストはIFRS第13号「公正価値の測定」を適用しており、金融資産と金融負債の両方に対し、公正価値測定のインプットとして、市場における最終取引価格を使用している。

活発な市場とは、当該資産または負債に対する取引が、継続的な価格情報を提供するのに十分な頻度および取引量で実行されている市場を指す。

活発な市場で取引されていない金融資産および金融負債の公正価値については、バリュエーション技法を用いて決定する。本シリーズ・トラストは、様々な方法を利用し、各期末における市場環境に基づく仮定を作成する。オプション、通貨スワップ、およびその他の店頭デリバティブなどの非標準的金融商品に対して採用されるバリュエーションの手段としては、類似する最近の一般的な取引条件の使用、実質的に同内容の他の金融商品への参照、割引キャッシュ・フロー分析、オプション価格モデル、および市場参加者に広く使用されているその他のバリュエーション技法の活用が挙げられ、市場インプットを最大限使用し、事業体固有のインプットに対する依存を可能な限り少なくしている。

活発な市場が存在しない金融商品については、本シリーズ・トラストは、業界において一般に標準的であると認識されているバリュエーションの方法およびテクニックに通常基づいている、社内で開発したモデルを使用する場合がある。これらのモデルに対するインプットの一部は、市場において観察できる情報ではないため、仮定に基づく見積りである。

モデルによるアウトプットは、常に、確信を持って決定することができない見積りあるいは概算値であり、使用されたバリュエーションの手段は、本シリーズ・トラストが保有するポジションに関連するすべての要素を十分に反映したものではない場合がある。このため、バリュエーションは、適当な場合において、モデルリスク、流動性リスクおよびカウンターパーティ・リスクを含む追加の要素を含むように修正される場合がある。

本シリーズ・トラストは、測定に使用されるインプットの重要度を反映した公正価値ヒエラルキーを利用して、公正価値測定を分類する。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年9月30日に終了する年度

(豪ドルで表示)

この公正価値ヒエラルキーは、以下の3階層により構成される。

- ・ レベル1のインプットとは、同一の資産または負債に対する活発な市場における相場価格(未調整)で、事業体が測定日においてアクセス可能なものを指す。
- ・ レベル2のインプットとは、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットで、直接的あるいは間接的に、当該資産または負債に対する観察が可能なものを指す。
- ・ レベル3のインプットとは、当該資産または負債に対する観察が不可能なインプットを指す。

公正価値測定全体が区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体の公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットに基づいて決定される。この目的のため、個別インプットの重要度は、全体としての公正価値測定と照らし合わせて評価される。特定の公正価値測定において、観察可能なインプットが使用できるものの、相当程度を観察不可能なインプットにより修正する必要がある場合は、かかる測定はレベル3の測定となる。全体としての公正価値測定に対する、特定のインプットの重要性を評価するには、当該資産または負債に固有の要素を考慮した上での判断が要求される。

「観察可能」なインプットが何によって構成されるかについての決定は、管理会社の助言の下、管理事務代行会社の判断による部分が多い。管理会社の助言の下で、管理事務代行会社は、簡単に入手可能であり、定期的に配布または更新され、信頼性および正確性が高く、社内情報ではなく、関連する市場に積極的に関与している独立系の情報源により提供された市場データにつき観察可能なデータであると見なす。

以下は、本シリーズ・トラストが保有する金融資産の価値測定にあたり、2020年9月30日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	(未調整)同一商品の活発な市場における相場価格(レベル1)	重要度の高いその他の観察可能なインプット(レベル2)	重要度の高い観察不可能なインプット(レベル3)	2020年9月30日時点の公正価値
担保付スワップへの投資	\$ -	\$ 9,603,780	\$ -	\$ 9,603,780
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	\$ -	\$ 9,603,780	\$ -	\$ 9,603,780

以下は、本シリーズ・トラストが保有する金融資産の価値測定にあたり、2019年9月30日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	(未調整)同一商品の活発な市場における相場価格(レベル1)	重要度の高いその他の観察可能なインプット(レベル2)	重要度の高い観察不可能なインプット(レベル3)	2020年9月30日時点の公正価値
担保付スワップへの投資	\$ -	\$ 14,361,471	\$ -	\$ 14,361,471
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	\$ -	\$ 14,361,471	\$ -	\$ 14,361,471

2020年9月30日および2019年9月30日に終了する各年度において、レベル1、レベル2、およびレベル3の間の振替は生じなかった。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年9月30日に終了する年度

(豪ドルで表示)

活発とは見なされない市場で取引される金融商品ではあるが、市場の相場価格や、仲買業者による値付け、または観察可能なインプットを参考にした代替的な価格設定者による価格付けより測定された商品については、レベル2に分類される。店頭デリバティブは、このカテゴリーに含まれる。レベル2の金融商品には、活発な市場で取引されておらず、または移転に制限があるポジションが含まれるため、バリュエーションは、一般に入手可能な市場情報に基づいて、非流動性および/または非移転性を反映して調整する場合がある。

レベル3に分類される投資は、取引が頻繁ではないため、観察不可能な重大なインプットを含む。2020年9月30日および2019年9月30日時点において、本シリーズ・トラストはレベル3に分類される投資を保有していない。

担保付スワップのバリュエーションについては、目論見書の付属資料22に記載された評価モデルに従って算定する。詳細については、注記2.2(D)を参照のこと。

純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産および金融負債

(i) 2020年9月30日時点および2019年9月30日時点において、現金および現金同等物、およびその他すべての資産および負債(売却した証券に対する未収金、当座貸越、およびその他の負債に対する未払金を含む)は短期の金融資産および金融負債であると見なされ、短期の性質を持つことから、その帳簿価額はほぼ公正価格に等しい。バリュエーション技法の詳細については、注記2を参照のこと。

(ii) 受益者に帰属する純資産。本シリーズ・トラストは、受益証券の買戻しおよび発行につき、財務諸表における算定方法と同一の方法により買戻し時点における本シリーズ・トラストの純資産に対する持分割合に応じた金額で、買戻しおよび発行を行う。従って、受益者に帰属する純資産の帳簿価額は、ほぼ公正価格に等しい。

6. 担保付スワップ

本シリーズ・トラストは、担保付スワップに投資するものであり、その価値は、本シリーズ・トラストの口座に対する戦略のパフォーマンスに連動するものである。価値の増減は、未実現の損益として計上される。本シリーズ・トラストは、満期日において、対象となる証券の価値に基づき、カウンターパーティからの支払を受領し、実現した損益を計上する。ストラクチャード商品は、注記5に記載した様々なリスクを抱える。

豪ドル投資コース - 2020年9月30日時点の担保付スワップ残高:(純資産全体の57.7%)

戦略	満期日	カウンターパーティ	時価	未実現損失
オーストラリア・リート・インデックス戦略	2021年9月10日	クレディ・スイス・インターナショナル	\$ 5,540,760	\$ 14,793

日本円投資コース - 2020年9月30日時点の担保付スワップ残高:(純資産全体の42.3%)

戦略	満期日	カウンターパーティ	時価	未実現損失
オーストラリア・リート・インデックス戦略	2021年9月10日	クレディ・スイス・インターナショナル	\$ 4,063,020	\$ 10,201

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記（続き）

2020年9月30日に終了する年度

（豪ドルで表示）

豪ドル投資コース - 2019年9月30日時点の担保付スワップ残高：（純資産全体の60.6%）

戦略	満期日	カウンターパーティ	時価	未実現損失
オーストラリア・リート・インデックス戦略	2021年9月10日	クレディ・スイス・インターナショナル	\$ 8,701,977	\$ (3,369)

日本円投資コース - 2019年9月30日時点の担保付スワップ残高：（純資産全体の39.4%）

戦略	満期日	カウンターパーティ	時価	未実現損失
オーストラリア・リート・インデックス戦略	2021年9月10日	クレディ・スイス・インターナショナル	\$ 5,659,494	\$ (930)

7. 担保付スワップへの投資に係る純利益

	2020年9月30日時点	2019年9月30日時点
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る純利益（損失）は、以下により構成される：		
担保付スワップへの投資に係る実現純益（損）	\$ (2,697,422)	\$ 1,383,753
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る実現純損益合計	\$ (2,697,422)	\$ 1,383,753
担保付スワップへの投資に係る未実現評価益の変動	\$ 29,293	\$ 295,586
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る未実現評価益の純変動合計	\$ 29,293	\$ 295,586

すべての買戻日における担保付スワップの受益証券の買戻しについて、受託会社は、本シリーズ・トラストが買戻した受益証券の口数に応じて想定元本を減少させることに合意すると共に、担保付スワップ・カウンターパーティに対し、かかる取引の想定元本を上記に応じて減少させる権限を与える。

本シリーズ・トラストにおいて買戻された各受益証券につき、1口当たりの買戻額は以下の数式により計算される。

$$（1口当たり想定元本） \times （戦略ユニットレベル）$$

ただし以下の定義に従う。

- ・「1口当たり想定元本」とは、発効日以降の各暦日に計算される1口当たりの想定元本の額を意味する。
- ・「戦略ユニットレベル」とは、各取引日において計算代理人によって計算される数値を意味する。
- ・1口当たりの買戻額は、かかる取引日の時点において計算代理人によって算出され、かかる取引日後において実務上合理的に可能なかぎり迅速に、受託会社に提供される。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年9月30日に終了する年度

(豪ドルで表示)

8. 報酬、費用、および関連当事者間取引

8.1 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、純資産の0.03%を1年当たりの報酬として受け取るが、年間最低額は月額3,333米ドルの12カ月分とする。この費用は、報酬代行会社が運営費用報酬から支払うものとする。管理事務代行会社はさらに、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、運営費用報酬から払い戻しを受ける権利を有する。

(B) 保管会社報酬

保管会社は、保管関連業務への対価として、かかる資産の市場実態を踏まえ、資産に基づく報酬および取引手数料を受け取り、この支払いは運営費用報酬から報酬代行会社が支払うものとする。保管会社はさらに、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、運営費用報酬から払い戻しを受ける権利を有する。

(C) 登録事務代行報酬

登録事務代行会社は、純資産価値の0.01%を年当たりの報酬として、および1取引当たり10ドルの報酬を受け取るものとする。この費用は、報酬代行会社が運営費用報酬から支払うものとする。

8.2 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者と見なされる。受託会社、報酬代行会社、管理会社、担保付スワップ・カウンターパーティ、代行協会員、販売会社、および管理会社代行サービス会社は、すべて本シリーズ・トラストの関連当事者である。

通常の業務に含まれる取引を除き、関連当事者間のその他の取引は行われなかった。

(A) 受託会社報酬

受託会社に対しては、年当たり10,000米ドルの固定報酬が前払いで支払われるものとし、この支払いは運営費用報酬から報酬代行会社が支払うものとする。本シリーズ・トラストの代理として発生した、すべての適切な自己負担経費および支出についても、受託会社に対して運営費用報酬から払い戻される。受託会社が2020年9月30日および2019年9月30日に終了した各年度に獲得した報酬、ならびに2020年9月30日および2019年9月30日時点での受託会社に対する未払いの報酬(該当する場合)は、報酬代行会社報酬としてそれぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年9月30日に終了する年度

(豪ドルで表示)

(B) 報酬代行会社報酬

受託会社は、報酬代行会社との間で報酬代行会社選任契約を締結しており、同契約に従って、報酬代行会社は、本シリーズ・トラストの口座のために、本シリーズ・トラストの特定の継続的な運営経費および費用(以下、「通常経費」という)を支払うことを約束した。報酬代行会社が2020年9月30日および2019年9月30日に終了した各年度に獲得した報酬、ならびに2020年9月30日および2019年9月30日時点での報酬代行会社に対する未払いの報酬(該当する場合)は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。報酬代行会社報酬には、設立費用、管理会社報酬、受託会社報酬、保管会社報酬、管理会社代行サービス会社報酬、監査報酬に加えて、報酬代行会社による合理的な判断に基づき通常経費に含まれると判断された以下の経費および費用が含まれる。

(i) 監査報酬および費用に含まれていない監査経費。

(ii) 本シリーズ・トラストまたは本トラストの名義において、政府機関および省庁に支払うべき年間費用。および、

(iii) 保険料(該当する場合)。

疑義のないように記すと、報酬代行会社は、担保付スワップに関連するあらゆる報酬、証券取引に関連するあらゆる仲介手数料、証券の購入または売却に伴うあらゆる税金、法律または報酬関連費用、投資家向けサービスおよび受益者総会、受益者による承認、財務報告およびその他の報告業務、代理人に関する連絡通信費用、目論見書、本付属書類22およびその他の類似する募集書類に関連する費用、かかる文書の作成、印刷、翻訳および提供に関する費用、ならびにその他の、通常は発生しない臨時の経費および費用につき、これらの支払に対する責任を負わない。

受託会社は、報酬代行会社に対し、報酬代行会社選任契約における条件(合理的かつ適切な理由により発生したすべての法的、専門的、およびその他の費用を含む)に基づく義務および職務の履行および不履行を理由として、報酬代行会社に対して提起されたか、報酬代行会社が生じさせた、すべての訴訟、手続き、請求、コスト、要求、および費用につき、本シリーズ・トラストの保有する資産に対して免責することに合意した。ただし、かかる訴訟、手続き、請求、コスト、要求、または費用が、報酬代行会社による重大な過失、悪意、詐欺、または故意の過失により発生したものである場合はこの限りではない。

報酬代行会社は、各評価日ごとに蓄積され、計算される運営費用報酬を受け取る。

報酬代行会社は、年当たり純資産価値の0.41%の報酬、および年当たり純資産価値の0.03%の報酬(ただし最低でも月額3,333米ドル)の報酬(両者を併せて「運営費用報酬」という)を受け取るものとする。

運営費用報酬は、受託会社を代表して管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。運営費用報酬のみで通常経費を支払うのに十分ではない場合、報酬代行会社は未払金すべてについて債務を負う。通常経費を支払った後の残余の額については、本シリーズ・トラストの報酬代行会社としての業務に対する報酬として、報酬代行会社が保持するものとする。運営費用報酬は、Actual/365の日数計算ベースで毎日累積し、四半期ごとに蓄積分を後払いするものとし、蓄積期間については、報酬が発生する初年度に限り、初回の期間終了日の翌日から開始され、以後の蓄積期間はすべて、各四半期の末日までとする。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年9月30日に終了する年度

(豪ドルで表示)

設立費用には、受益証券の発行に関わる募集費用(募集書類の作成および提出に関する手数料を含むが、これに限定されない)および本シリーズ・トラストの販売に関わる手数料(もしあれば)、ならびに当初発生したものを除く、本シリーズ・トラストの設立および受益証券の募集に関わるその他の費用が含まれる。かかる費用は報酬代行会社によって運営費用報酬を使用して支払われる。

(C) 管理会社報酬

管理会社は、運営費用報酬から支払われる年当たり5,000米ドルを管理会社報酬として受け取るものとし、月割りの後払いで支払われる。2020年9月30日および2019年9月30日に終了した各年度において、管理会社が獲得した報酬、ならびに2020年9月30日および2019年9月30日の時点での管理会社に対する未払いの報酬(該当する場合)は、報酬代行会社報酬としてそれぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(D) 代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日まで蓄積し、同日に算定した純資産価格の0.01%を年当たりの報酬として受け取るものとし、四半期ごとの後払いで支払われる。代行協会員報酬は、管理会社の代理人として管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。2020年9月30日および2019年9月30日に終了した各年度において代行協会員が獲得した報酬は、包括利益計算書に記載されている。

(E) 担保付スワップ・カウンターパーティ

本シリーズ・トラストでは、管理会社の関連当事者であるクレディ・スイス・インターナショナルとの間で担保付スワップ取引を行うことが許可されている。2020年9月30日時点および2019年9月30日時点での未決済の担保付スワップ取引については、注記6および注記7に記載されている。2020年9月30日および2019年9月30日に終了した各年度において、クレディ・スイス・インターナショナルとの間の担保付スワップ取引においては、それぞれ実現純(損)益\$(2,697,422)と\$1,383,753を計上し、未実現評価益の増(減)額は\$29,293と\$295,586であった。これらの項目は包括利益計算書に記載されている。

(F) 販売報酬

販売会社は、年当たり報酬として、各ユニットクラスにつき各評価日までに蓄積し、同日に算定した純資産価格の0.75%に、各ユニットクラスの受益証券の総発行口数で販売会社の持ち口数を除した数を掛け合わせた額(以下、「販売報酬」という)を受け取るものとし、月割りの後払いで支払われる。販売報酬は、管理会社の代理人として管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。2020年9月30日および2019年9月30日に終了した各年度において販売会社が獲得した報酬は、包括利益計算書に記載されている。

(G) 管理会社代行サービス会社報酬

管理会社代行サービス会社の報酬は、投資運用報酬の一部として含まれ、投資運用報酬の一部として支払われるものとする。

9. 借入およびレバレッジ関連ポリシー

本シリーズ・トラストは、短期キャッシュ・フローを円滑化する必要がある場合、純資産価格の最大10%までを借り入れることが可能である。2020年9月30日および2019年9月30日に終了した各年度において、本シリーズ・トラストは借入を行わなかった。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年9月30日に終了する年度

(豪ドルで表示)

10. 後発事象

2020年10月1日以降もCOVID-19のパンデミックは終息しておらず、金融市場に悪影響を及ぼすことが明らかになった。このような状況の急速な展開や変化を受け、最終的な影響の予測が難しくなっており、この事態が経済および市況に継続的な悪影響を及ぼし、世界的な景気減速を招く可能性がある。管理会社と受託会社は、この後発事象の結果が2020年9月30日付の財務諸表に何らかの財務的な影響を及ぼすとは考えていない。

管理会社と受託会社はCOVID-19関連の動向を監視しており、既存の事業継続計画に加えて、各国の保健機関、該当する政府、および一般的なパンデミック対策のベストプラクティスを指針として、連携して運用上の対策を講じている。

受託会社は、本財務諸表の発行準備が整った日である2021年2月1日までのすべての後発取引および事象を評価した。2020年10月1日から2021年2月1日までの期間において\$2,057,709の買戻を実行した。また、同期間に、\$48,310の分配が生じた。本シリーズ・トラストに関して報告すべきその他の後発事象は生じていない。

[次へ](#)

Australia REIT Fund
Statement of Financial Position
September 30, 2020

(Expressed in Australian Dollars)

	<u>September 30, 2020</u>	<u>September 30, 2019</u>
Assets		
Financial assets at fair value through profit or loss (Note 2.2, 5, 6)	\$ 9,603,780	\$ 14,381,471
Cash and cash equivalents (Note 2.1)	4,213	212
Receivables for:		
Investments sold (Note 2.3)	—	87,198
Total assets	<u>9,607,993</u>	<u>14,428,879</u>
Liabilities		
Bank overdraft (Note 2.1)	—	67,149
Payables for:		
Other liabilities	3,966	—
Liabilities (excluding net assets attributable to the holder of units)	<u>3,966</u>	<u>67,149</u>
Net assets attributable to the holder of units (Note 3)	<u>\$ 9,604,027</u>	<u>\$ 14,361,730</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Australia REIT Fund
Statement of Comprehensive Income
For the Year Ended September 30, 2020
(Expressed in Australian Dollars)

	<u>September 30, 2020</u>	<u>September 30, 2019</u>
Income		
Net Income/(loss) from financial instruments at FVTPL ⁽¹⁾		
Generated Income (Note 2.7, 2.11)	\$ 571,318	\$ 629,277
Net realized (loss)/gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (Note 2.11, 7)	(2,897,422)	1,383,753
Net change in unrealized appreciation on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (Note 2.2, 2.11, 7)	29,293	295,586
Net realized gain on foreign currency transactions (Note 2.6)	2	121
Net change in unrealized (depreciation)/appreciation on foreign currency transactions (Note 2.6)	(13)	14
Total (loss)/income	<u>(2,098,822)</u>	<u>2,308,751</u>
Expenses		
Distribution fees (Note 8.2F)	85,014	108,787
Formation expense	81,385	77,978
Operational Cost fees (Note 8.2B)	49,877	62,711
Agent Member Company fees (Note 8.2D)	<u>1,141</u>	<u>1,438</u>
Total expenses	<u>217,397</u>	<u>248,890</u>
Operating (loss)/gain before finance costs	<u>(2,314,219)</u>	<u>2,059,861</u>
Finance costs		
Distributions to the holder of units (Note 2.7)	<u>(353,921)</u>	<u>(380,513)</u>
(Decrease)/increase in net assets attributable to the holder of units from operations	<u>\$ (2,668,140)</u>	<u>\$ 1,679,348</u>

⁽¹⁾ This relates to net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss ("FVTPL") including realized and unrealized gains/losses on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss and Generated Income.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Australia REIT Fund
Statement of Changes in Net Assets Attributable to the Holder of Units
For the Year Ended September 30, 2020
(Expressed in Australian Dollars)

At September 30, 2018	\$	15,288,373
Issue of units (Note 3)		3,252,811
Repurchases of units (Note 2.8, 3)		(5,858,802)
Increase in net assets attributable to the holder of units from operations		1,879,348
At September 30, 2019	\$	14,361,730
Issue of units (Note 3)		485,464
Repurchases of units (Note 2.8, 3)		(2,585,027)
Decrease in net assets attributable to the holder of units from operations		(2,668,140)
At September 30, 2020	\$	9,604,027

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Australia REIT Fund
Statement of Cash Flows
For the Year Ended September 30, 2020
(Expressed in Australian Dollars)

	<u>September 30, 2020</u>	<u>September 30, 2019</u>
Cash flows from operating activities:		
(Decrease)/increase in net assets attributable to the holder of units from operations	\$ (2,668,140)	\$ 1,679,348
Adjustments to reconcile (decrease)/increase in net assets attributable to the holder of units from operations to cash provided by operating activities:		
Distributions paid to the holder of units	353,921	380,513
Purchases of financial assets at fair value through profit or loss	(138,615,566)	(174,314,853)
Proceeds from disposition of financial assets at fair value through profit or loss	140,705,128	176,918,844
Net realized loss/(gain) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	2,697,422	(1,383,753)
Net change in unrealized (appreciation) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	(29,293)	(295,588)
Decrease/(increase) in receivables for investment sold	87,198	(36,381)
Increase in other payables	3,968	-
Net cash provided by operating activities	<u>2,514,834</u>	<u>2,948,132</u>
Cash flows from financing activities:		
Proceeds from units issued	495,484	3,252,811
Distributions paid to the holder of units	(353,921)	(380,513)
Repurchases of units	(2,585,027)	(5,887,818)
Net cash used in financing activities	<u>(2,443,464)</u>	<u>(3,015,518)</u>
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents	<u>71,150</u>	<u>(87,188)</u>
Cash and cash equivalents at beginning of year (Note 2.1)	<u>(86,937)</u>	<u>249</u>
Cash and cash equivalents at end of year (Note 2.1)	<u>\$ 4,213</u>	<u>\$ (86,937)</u>
 Supplementary information on cash flows from operating activities		
Interest received	<u>\$ 353,921</u>	<u>\$ 380,387</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Australia REIT Fund
Notes to Financial Statements
For the Year Ended September 30, 2020
(Expressed in Australian Dollars)

1. ORGANIZATION

Australia REIT Fund (the "Series Trust") is a Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III (the "Trust"), an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated December 2, 2013 under Cayman Islands law. The Series Trust was established pursuant to a Supplemental Trust Deed dated August 5, 2016 and executed by Elian Trustee (Cayman) Limited (the "Trustee"), a trust company incorporated under the laws of the Cayman Islands. The Series Trust commenced operations on September 26, 2016.

The Trust is an exempted unit trust under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands and registered under the Mutual Funds Law (Revised) of the Cayman Islands on January 22, 2014.

The principal office for the Trustee (and therefore the Series Trust) is 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9007, Cayman Islands.

The manager of the Series Trust is Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Manager").

The Administrator, Custodian and Transfer Agent of the Series Trust is Brown Brothers Harriman & Co. (the "Administrator", "Custodian" and "Transfer Agent").

Credit Suisse International acts as the Fee Agent (the "Fee Agent"), Calculation Agent (the "Calculation Agent") and the Collateralized Swaps Counterparty (the "Collateralized Swaps Counterparty").

Credit Suisse Securities (Japan) Limited acts as the Agent Member Company (the "Agent Member Company").

The Manager Support Service Provider of the Series Trust is Sumitomo Mitsui DS Asset Management Company, Limited (formerly Daiwa SB Investments, Ltd.) (the "Manager Support Service Provider").

The Manager has authorized Daiwa Securities Co. Ltd. to act as a distributor (the "Distributor") of the units in Japan.

Two classes of units in the Series Trust are currently available for issue: AUD Class Units and JPY Class Units. The Series Trust and the AUD Class Units are denominated in Australian Dollars. All references to "AUD" and "\$" are to Australian Dollars. The JPY Class Units are denominated in Japanese Yen ("Yen", "JPY", "¥").

The investment objective of the Series Trust is to provide investors with medium-to-long term appreciation and stable income by providing exposure to a notional trading strategy (the "Strategy") which invests in a price return Australian REIT index (the "Index").

In order to provide exposure to the Strategy, the Trustee, in its capacity as trustee of the Series Trust, entered into swap transactions (the "Collateralized Swaps") with the Collateralized Swaps Counterparty. The Collateralized Swaps are total return swaps of within approximately one year tenor pursuant to which the Collateralized Swaps Counterparty:

- (i) solicited prices for entering into an unfunded swap linked to the Index by way of an auction process from at least three market participants and;
- (ii) provided notional exposure to the Index and dividends or distributions notionally paid by constituents of the Index.

As a result, the Trustee for the account of the Series Trust notionally receives from the Collateralized Swaps Counterparty the return from the performance of the Index and the dividends or distributions notionally paid by constituents of the Index and notionally pays the prices determined by way of the auction process. The Series Trust also receives interest accrued on the dividend or distribution amounts received from the Index, until paid out on the corresponding Distribution Date. Together, these two elements are referred to as the "Generated Income". Exposure to the Strategy in principle represents 100% of the net asset value ("Net Asset Value" being the value of its total assets minus its liabilities including accrued fees and expenses) at the time of entry into the Collateralized Swaps.

The Collateralized Swaps Counterparty, has also agreed under the Collateralized Swaps to pay the operational costs (the "Cost Coupon") to the Trustee, in its capacity as trustee of the Series Trust, which the Trustee intends to apply towards the payment of the Fee Agent's Operational Costs Fee (defined on page 23). The unitholder will not therefore be entitled to any distributions of the Cost Coupon.

Australia REIT Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020
(Expressed in Australian Dollars)

Final Repurchase Day

The Series Trust will continue until the earlier of September 16, 2021, or any subsequent date as mutually agreed by the Trustee and the Manager and the earliest practicable repurchase day following the occurrence of a compulsory repurchase event in respect (the "Final Repurchase Day"), unless terminated earlier in accordance with the provisions of the Trust Deed.

The units are compulsorily repurchased upon the first to occur of any of the following:

- (i) the Net Asset Value attributable to such class of units on any valuation day is in respect of AUD Class Units, \$1,000,000 or less, or in respect of JPY Class Units, ¥100,000,000 or less and, on that valuation day or thereafter the Manager determines that all of the units of such class of units should be compulsorily repurchased by giving notice to the unitholder; or
- (ii) the Trustee and the Manager agreeing that all of the units of such class of units should be compulsorily repurchased (this may include, but is not limited to, circumstances where the Trustee and the Manager agree to compulsorily repurchase all of the units upon the termination date or an early termination of the Collateralized Swaps for whatever reason prior to the termination date, (each a "Compulsory Repurchase Event").

Upon the occurrence of a Compulsory Repurchase Event for a class of units, each unit of such class of units is repurchased on the Final Repurchase Day at the final repurchase price per unit. The final repurchase price per unit of a class of units is calculated by the Administrator in its sole discretion in accordance with the Offering Memorandum and the Appendix 22 as the Net Asset Value per unit on the Final Repurchase Day (or if such day is not also a valuation day the immediately preceding valuation day). Repurchase day is each dealing day for the relevant class of units which is also a day on which no Series Trust disruption event occurs and/or such other day or days as the Manager may from time to time determine in respect of the Series Trust or a class of units.

Unitholder is able to receive an amount in respect of each unit of a class of units repurchased on any repurchase day prior to the Final Repurchase Day equal to the Net Asset Value per unit of such class of units as at the relevant repurchase day (or if that repurchase day is not also a valuation day the immediately preceding valuation day) (the "Repurchase Price"). There is no repurchase fee applied to the Repurchase Price in respect of each unit being repurchased.

The financial statements were authorized for issue by the Trustee on February 1, 2021.

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The principal accounting policies applied in the preparation of these financial statements are set out below. These policies have been consistently applied to all the periods presented, unless otherwise stated. The financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS). The preparation of financial statements in accordance with IFRS requires the use of certain critical accounting estimates and requires the Trustee and the Manager to exercise their judgment in the process of applying the Series Trust's accounting policies. Areas where assumptions and estimates are significant to the financial statements are disclosed in Note 4. Actual results may differ from these estimates.

The Series Trust has adopted Investment Entities (Amendments to IFRS 10, IFRS 12 and IAS 27) (2012) (the Amendments). Management concluded that the Series Trust meets the definition of an investment entity.

Classification and measurement of financial assets and financial liabilities

IFRS 9 contains three principal classification categories for financial assets: measured at amortized cost, fair value through profit and loss (FVTPL) and fair value through other comprehensive income (FVOCI). The classification of financial assets under IFRS 9 is generally based on the business model in which a financial asset is managed and its contractual cash flow characteristics.

On initial recognition, the Series Trust classifies financial assets as measured at amortized cost or FVTPL. A financial asset is measured at amortized cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL:

- i) It is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and,

Australia REIT Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020
(Expressed in Australian Dollars)

- ii) Its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely represent payments of principal and interest (SPPI).

A financial asset is measured at fair value through profit or loss if any of the following apply:

- i) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are solely payments of principal and interest (SPPI) on the principal amount outstanding;
- ii) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell;
- iii) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVTPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Series Trust considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Series Trust considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Series Trust's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates).

The Series Trust has determined that it has two business models:

- **Held-to-collect business model:** this includes cash and cash equivalents and receivables for investments sold. These financial assets are held to collect contractual cash flow.
- **Other business model:** this includes financial assets at fair value through profit or loss. These financial assets are managed and their performance is evaluated, on a fair value basis, with frequent sales taking place.

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Series Trust considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Series Trust's management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how the investment manager is compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity.

Transfers of financial assets to third parties in transactions that do not qualify for derecognition are not considered sales for this purpose, consistent with the Series Trust's continuing recognition of the assets.

Australia REIT Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020
(Expressed in Australian Dollars)

Financial liabilities carried at amortized cost include payables for bank overdraft and other liabilities.

Impairment of financial assets

The "expected credit loss" (ECL) model applies to financial assets measured at amortized cost and debt investment at FVOCI, but not to investments in equity instruments.

Based on the Series Trust's assessment, the ECL model does not have a material impact on the Series Trust's financial assets because:

- The majority of the financial assets are measured at FVTPL and the impairment requirements do not apply to such instruments.
- The financial assets at amortized cost are short-term (i.e. no longer than 12 months), of high credit quality and/or highly collateralized. Accordingly, the ECLs on such assets are expected to be small.

New standards, amendments and interpretations issued but not effective for the year ended September 30, 2020:

A number of new standards and amendments to standards are effective for annual periods beginning after October 1, 2019 and earlier application is permitted; however, the Series Trust has not early applied these new or amended standards in preparing these financial statements as they do not have a material effect on the Series Trust's financial statements.

2.1 Cash and Cash Equivalents

The Series Trust considers all cash, foreign cash and short-term deposits with original maturity of three months or less to be cash and cash equivalents. Bank overdraft is shown in liabilities in the Statement of Financial Position.

At September 30, 2020 and September 30, 2019, the Series Trust held the following balances as cash and cash equivalents:

	2020	2019
Time deposit	\$ 4,213	\$ 212
Cash and cash equivalents in the Statement of Financial Position	<u>\$ 4,213</u>	<u>\$ 212</u>
Bank overdraft	-	(57,149)
Cash and cash equivalents in the Statement of Cash Flows	<u>\$ 4,213</u>	<u>\$ (56,937)</u>

2.2 Financial Assets and Liabilities

(A) Classification

The Series Trust classifies financial assets and liabilities into the following categories:

Financial assets at fair value through profit or loss:

- * Mandatorily at FVTPL: Investment in Collateralized Swaps.

Financial assets at fair value through profit or loss consist of the following:

	September 30, 2020 - Fair Value	September 30, 2020 - Cost
Investment in Collateralized Swaps	<u>\$ 9,603,780</u>	<u>\$ 9,578,786</u>
	September 30, 2019 - Fair Value	September 30, 2019 - Cost
Investment in Collateralized Swaps	<u>\$ 14,361,471</u>	<u>\$ 14,365,770</u>

Australia REIT Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020
(Expressed in Australian Dollars)

Financial assets at amortized cost:

- Cash and cash equivalents and receivables for investments sold.

Financial liabilities at amortized cost:

- Other liabilities: bank overdraft and other liabilities.

(B) Recognition/Derecognition

The Series Trust recognizes financial assets and liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Regular purchases and sales of investments are recognized on the trade date - the date on which the Series Trust commits to purchase or sell the investment. Financial assets are derecognized when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Series Trust has transferred substantially all risks and rewards of ownership. Financial liabilities are derecognized when its contractual obligations are discharged, canceled or expired.

(C) Measurement

Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are initially recognized at fair value with transaction costs recognized in the Statement of Comprehensive Income. Subsequent to initial recognition, all financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are measured at fair value. Gains and losses arising from changes in the fair value of the 'financial assets and liabilities at fair value through profit or loss' category are presented in the Statement of Comprehensive Income in the period in which they arise. Realized gains or losses on sale of investments are calculated using first-in-first-out method.

Financial assets and liabilities other than those at fair value through profit or loss are carried at amortized cost using the effective interest rate method, less impairment losses, if any. This is considered to approximate fair value due to the short-term or immediate nature of these instruments.

(D) Fair Value Estimation

The fair value of financial instruments traded in active markets (such as publicly traded derivatives and trading securities) is based on quoted market prices at the close of trading on the reporting date. Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. The fair value of a liability reflects its non-performance risk. Investments or other assets for which market quotations are not readily available are valued at their fair value as determined in good faith in accordance with procedures adopted by the Trustee with advice from the Manager. The resulting change in unrealized gains or losses are reflected in the Statement of Comprehensive Income.

(E) Investment in Collateralized Swaps

The Trustee, in its capacity as trustee of the Series Trust, enters into Collateralized Swaps transactions with the Collateralized Swaps Counterparty, which are linked to the performance of the Strategy for the account of the Series Trust. The trade date of the Collateralized Swaps was September 26, 2016 (the "Trade Date") and the Collateralized Swaps are Australian Dollar denominated within approximately one year structure (which may be extended at the discretion of the Collateralized Swaps Counterparty).

2.3 Receivables for Investments Sold and Payables for Investments Purchased

Receivables for investments sold and payables for investments purchased represent trading transactions that have been contracted for but not yet settled on the Statement of Financial Position date, respectively. These amounts are recognized initially and subsequently measured at fair value, less provision for impairment for amounts of receivables for investments sold. A provision for impairment is established when there is objective evidence that the Series Trust will not be able to collect all amounts of receivables for investments sold. Significant financial difficulties of the broker, probability that the broker will enter bankruptcy or financial reorganization, and default in payments are considered indicators that the amount of receivables for investments sold is impaired.

2.4 Offsetting Financial Instruments

Financial assets and liabilities are offset and the net amount reported in the Statement of Financial Position only when there is a legally enforceable right to offset the recognized amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realize the asset and settle the liability simultaneously. As at September 30, 2020 and September 30, 2019, all financial assets and liabilities are shown at their gross amounts as none met the criteria for financial instrument offsetting, and therefore have not been offset in the Statement of Financial Position.

2.5 Expenses

Expenses are recognized on an accrual basis in the Statement of Comprehensive Income.

Australia REIT Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020
(Expressed in Australian Dollars)

2.6 Foreign Currency Translation

(A) Functional and Presentation Currency

The performance of the Series Trust is measured and reported to the investors in Australian Dollars. The Trustee considers the Australian Dollar as the currency that most faithfully represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions of the Series Trust. The financial statements are presented in Australian Dollars, which is the Series Trust's functional and presentation currency.

(B) Transactions and Balances

Financial assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated in Australian Dollar amounts at the date of valuation. Purchases and sales of financial assets and liabilities, issue and repurchase of units and income and expense items denominated in foreign currencies are translated into Australian Dollar amounts on the respective dates of such transactions.

Reported net realized or unrealized foreign exchange gains or losses resulting from changes in foreign exchange rates on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are included in net realized gain or loss on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss, and net change in unrealized appreciation or depreciation on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in the Statement of Comprehensive Income.

Realized and unrealized appreciation or depreciation from foreign currency transactions and translation are disclosed separately in the Statement of Comprehensive Income.

2.7 Distributions

The Strategy may generate a certain amount of income each quarter. The current policy of the Series Trust is to pay to unitholder a quarterly distribution in respect of each distribution date of an amount similar to the generated income attributable to the corresponding distribution period.

The quarterly distribution is expected to be computed from the following separate elements:

- (i) an amount equal to the return from the performance of the Index and the dividends or distributions paid by the Strategy (net of all applicable taxes); and
- (ii) interest accrued on the dividend or distribution amounts received from (i) above, until paid out on the corresponding distribution date (paragraphs (i) and (ii) hereafter referred to as the "Generated Income").

The amount of distribution paid in respect of each distribution date is determined by the Manager in its sole discretion taking into account Generated Income, realized and unrealized capital gains from the Strategy, and miscellaneous costs, among other factors, per unit each quarter. The Manager may, in circumstances where it deems appropriate, elect that a quarterly distribution is not payable in respect of units for a relevant quarter. Circumstances where the Manager may make such an election, include but are not limited to where it determines in its sole discretion that application of the Series Trust's investment objectives and policies have generated a negative performance over the previous quarter or have underperformed to the extent that the Manager deems it appropriate to make such an election.

Distributions declared and paid during the years ended September 30, 2020 and September 30, 2019 were as follows:

	2020 Total Amount	2019 Total Amount
AUD Class Units	\$ 207,371	\$ 198,430
JPY Class Units	148,550	182,083
	<u>\$ 353,921</u>	<u>\$ 380,513</u>

2.8 Repurchases of Units

The Series Trust has two classes of units which are repurchased at the holder's option. The Series Trust classifies its puttable instruments as liabilities in accordance with IAS 32 (Amendment) 'Financial Instruments: Presentation'. The amendment requires puttable financial instruments that meet the definition of a financial liability to be classified as equity where certain strict criteria are met. Those criteria include:

Australia REIT Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020
(Expressed in Australian Dollars)

- The puttable instruments must entitle the holder to a pro-rata share of net assets;
- The puttable instruments must be the most subordinated class and class features must be identical;
- There must be no contractual obligations to deliver cash or another financial asset other than the obligation on the issuer to repurchase; and
- The total expected cash flows from the puttable instrument over its life must be based substantially on the profit or loss of the issuer.

The Series Trust's participating units do not meet all of these conditions and are accordingly classified as financial liabilities at September 30, 2020 and September 30, 2019.

Units can be put back to the Series Trust at any time for cash equal to a proportionate share of the Series Trust's Net Asset Value.

Units are carried at the repurchased amount that is payable at the Statement of Financial Position date if the holder exercises the right to put the units back into the Series Trust.

Units are issued and repurchased at prices based on the Series Trust's Net Asset Value per unit at the time of issue or repurchase. The Series Trust's Net Asset Value per unit is calculated by dividing the net assets attributable to the holder of each class of units by the total number of outstanding units for each respective class. Refer to Note 3 for further discussion.

2.9 Indemnities

The Trustee and the Manager, on behalf of the Series Trust, enter into certain contracts that contain a variety of indemnifications. The Series Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown. However, the Series Trust has not had prior claims of losses pursuant to these contracts and expects the risk of loss to be remote.

2.10 Receivables for Subscriptions of Units and Payables for Repurchases of Units

Receivable for subscriptions of units is carried at the issuance amount that is receivable at the Statement of Financial Position date. Payable for repurchase of units is carried at the repurchase amount that is payable at the Statement of Financial Position date.

2.11 Net income from financial instruments at FVTPL

Net income from financial instruments at FVTPL includes realized and unrealized gains/losses on financial assets and liabilities and Generated Income. Net realized gain or loss from financial instruments at FVTPL is calculated using the first in, first out method. Net realized (loss)/gain on financial assets and liabilities at FVTPL represents the difference between the cost of the financial instruments and its settlement price of the sale trade.

Net change in unrealized (depreciation)/appreciation on financial assets and liabilities at FVTPL represents the difference between the carrying amount of a financial instrument at the beginning of the period, or the transaction price if it was purchased in the current reporting period and its carrying amount at the end of the reporting period.

Interest income is calculated using the effective interest method and recorded on an accrual basis. Interest income and expense, where relevant presented in the Statement of Comprehensive Income comprise dividend on financial assets and financial liabilities measured at FVTPL. Interest income is included as part of Generated Income. During the years ended September 30, 2020 and September 30, 2019, there was interest income of \$353,921 and \$308,387, respectively.

2.12 Taxation

The Trust has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains taxes until December 2, 2063. No such taxes are levied in the Cayman Islands at the present time.

The Series Trust could incur withholding taxes imposed by certain countries on investment income and capital gains. Such income or gain would be recorded gross of withholding taxes in the Statement of Comprehensive Income. Withholding taxes would be shown as a separate item in the Statement of Comprehensive Income. No withholding tax expense was paid for the years ended September 30, 2020 and September 30, 2019, respectively.

Australia REIT Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020
(Expressed in Australian Dollars)

The Series Trust may choose to invest in securities domiciled in countries other than the Cayman Islands. Many of these foreign countries have tax laws which indicate that capital gains taxes may be applicable to non-residents including the Series Trust. These capital gains taxes are required to be determined on a self-assessment basis and, therefore, such taxes may not be deducted by the Series Trust's broker on a "withholding" basis.

In accordance with IAS 12 *Income Taxes*, the Series Trust is required to recognize a tax liability when it is probable that the tax laws of foreign countries require a tax liability to be assessed on the Series Trust's capital gains sourced from such foreign country, assuming the relevant taxing authorities have full knowledge of all the facts and circumstances. The tax liability is then measured at the amount expected to be paid to the relevant taxation authorities using the tax laws and rates that have been enacted or substantively enacted by the end of the reporting year. There is sometimes uncertainty about the way enacted tax law is applied to offshore investment Series Trusts. This creates uncertainty about whether or not a tax liability will ultimately be paid by the Series Trust. Therefore, when measuring any uncertain tax liabilities management considers all of the relevant facts and circumstances available at the time which could influence the likelihood of payment, including any formal or informal practices of the relevant tax authorities.

As at September 30, 2020 and September 30, 2019, the Manager has determined that the Series Trust did not have a liability to record for any unrecognized tax benefits in the accompanying financial statements. While this represents the Manager's best estimate there remains a risk that the foreign tax authorities will attempt to collect taxes on capital gains earned by the Series Trust. This could happen without giving prior warning, possibly on a retrospective basis, and could result in a loss to the Series Trust.

3. REPURCHASES OF UNITS

The Net Asset Value of each unit of the Series Trust is calculated by dividing the Net Asset Value of the Series Trust by the total number of units of the Series Trust then outstanding. The Administrator computes the Net Asset Value of the Series Trust at the close of business on each dealing day.

The price of units, for all purposes, in respect of AUD Class Units is calculated and paid in Australian Dollars and in respect of JPY Class Units, in Yen.

The minimum initial subscription must be no less than 1 unit and orders may not include fractions. All unitholders must complete a subscription application. The initial purchase price for AUD Class Units is \$100 per unit and for JPY Class Units is ¥1,000 per unit, respectively. All payments in respect of AUD Class Units, must be made in Australian Dollars and in respect of JPY Class Units, must be made in Yen. The Trustee may reject any subscription for any reason and without providing reasons.

After the initial issue of units, an eligible investor may subscribe for units on any subsequent subscription date at the relevant subscription price. All payments in respect of AUD Class Units, shall be made in Australian Dollars and in respect of JPY Class Units, shall be made in Yen. The Trustee may reject any subscription for any reason and without providing reasons.

The Trustee or its duly designated agent must receive the subscription price for the units on or prior to 2:00 p.m. (London time) by no later than the second business day after the relevant subscription date. Subscription applications are irrevocable.

The total net assets, units outstanding and net assets value per unit as of September 30, 2020 were as follows:

Classes of units	Total net assets	Units outstanding	Net Asset Value per unit
AUD Class Units	\$ 5,517,702	62,230	\$ 88.666
JPY Class Units	4,086,325	350,173	11.659
	<u>\$ 9,604,027</u>	<u>412,403</u>	

Australia REIT Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020
(Expressed in Australian Dollars)

The total net assets, units outstanding and net assets value per unit as of September 30, 2019 were as follows:

Classes of units	Total net assets	Units outstanding	Net Asset Value per unit
AUD Class Units	\$ 8,677,086	77,649	\$ 111.748
JPY Class Units	5,884,844	387,273	14.679
	<u>\$ 14,561,930</u>	<u>464,922</u>	

The operational currency of the units is the Australian Dollar.

As of September 30, 2020 and September 30, 2019, all issued units were held by one unitholder, who holds 100% of interest in the net assets.

A unitholder may transfer its holdings in units only with the prior written consent of the Trustee which consent shall not be unreasonably withheld or delayed. No transfer of units will be effective and binding on the Trustee or unitholder until entered into the Series Trust's register of unitholders.

Each unitholder may submit to the Trustee or its duly designated agent a repurchase notice requesting to have all or a portion of its units repurchased at the Repurchase Price on the relevant repurchase date. Repurchase orders may be submitted in either the relevant currency or in units. If such notice is not in respect of the entire holding units of such unitholder recorded in the register of unitholders then the Trustee in its sole discretion may apply a minimum repurchase requirement of 1 unit. Repurchase notices are irrevocable.

At the time of each repurchase of units prior to the Final Repurchase Day, no repurchase fee is applied to each unit being repurchased.

Amounts payable to the unitholder in connection with the repurchase of units of any class is paid in cash but may be made in kind (or partially in kind) by the distribution of securities held by the Trustee to the extent that the Trustee, in consultation with the Manager, determines it to be in the best interests of the unitholder. If such a determination is made by the Trustee, distributions to all repurchasing unitholders on the same day is made on the same basis.

Payment may also be made in such other currency that may be freely purchased with such applicable currency as a unitholder may request, provided that any foreign exchange cost shall be deducted from the amount payable to such unitholder. No such repurchase proceeds will bear interest prior to actual distribution.

During the years ended September 30, 2020 and September 30, 2019, the proceeds from units issued, repurchased and outstanding were as follows:

Classes of units	At September 30, 2019	Proceeds from units issued	Proceeds from units repurchased	At September 30, 2020
AUD Class Units	\$ 7,972,190	\$ 495,464	\$ (2,093,870)	\$ 6,373,784
JPY Class Units	5,877,780	—	(491,157)	5,186,603
Total	<u>\$ 13,849,950</u>	<u>\$ 495,464</u>	<u>\$ (2,585,027)</u>	<u>\$ 11,660,387</u>

Classes of units	At September 30, 2018	Proceeds from units issued	Proceeds from units repurchased	At September 30, 2019
AUD Class Units	\$ 6,438,570	\$ 3,252,811	\$ (1,719,191)	\$ 7,972,190
JPY Class Units	9,815,371	—	(4,137,611)	5,677,760
Total	<u>\$ 16,253,941</u>	<u>\$ 3,252,811</u>	<u>\$ (5,856,802)</u>	<u>\$ 13,649,950</u>

Australia REIT Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020
(Expressed in Australian Dollars)

During the years ended September 30, 2020 and September 30, 2019, the number of units issued, repurchased and outstanding were as follows:

Classes of units	At September 30, 2019	Units issued	Units repurchased	At September 30, 2020
AUD Class Units	77,849	5,110	(20,529)	62,230
JPY Class Units	387,273	—	(37,100)	350,173
Total	464,922	5,110	(57,629)	412,403

Classes of units	At September 30, 2018	Units issued	Units repurchased	At September 30, 2019
AUD Class Units	64,147	29,595	(16,093)	77,849
JPY Class Units	689,618	—	(302,345)	387,273
Total	753,765	29,595	(318,438)	464,922

The issue and repurchase of units and payments in respect of such transactions will be suspended in any circumstances where the calculation of the Net Asset Value per unit is suspended. The Trustee will inform unitholder of such a suspension as soon as practicable after it is imposed or lifted. Subscription applications and repurchase notices cannot be withdrawn during such suspension and will be processed for the next subscription date or repurchase date, as the case may be.

4. CRITICAL ACCOUNTING ESTIMATES AND JUDGMENTS

Management makes estimates and assumptions concerning the future that affect the reported amounts of assets and liabilities. Estimates are continually evaluated and based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances. The resulting accounting estimates will, by definition, seldom equal the related actual results. The Series Trust may, from time to time, hold financial instruments that are not quoted in active markets, such as over-the-counter derivatives. Fair values of such instruments are determined by using valuation techniques. Where valuation techniques (for example, models) are used to determine fair values, they are validated and periodically reviewed by the Manager.

5. FINANCIAL RISKS MANAGEMENT

5.1 Principal Risk Factors of the Series Trust

The Series Trust's investment portfolio comprises the Collateralized Swaps. The Series Trust's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including currency risk, interest rate risk and price risk), credit risk and liquidity risk. The management of these risks is carried out by the Manager under policies approved by the Trustee.

The Series Trust uses different methods to measure and manage the various types of risks to which it is exposed; these methods are explained below.

(A) Market Risk

(i) Currency Risk

Collateralized Swaps transactions in which the Series Trust invests may be denominated or quoted in currencies other than the functional currency of the Series Trust. For this reason, changes in foreign currency exchange rates can affect the value of the Series Trust's portfolio.

Generally, when the Series Trust's functional currency rises in value against another currency, a security denominated in that currency loses value because the currency is worth less giving effect to the conversion into the Series Trust's functional currency. Conversely, when the Series Trust's functional currency decreases in value against another currency, a security denominated in that currency gains value.

This risk, generally known as "currency risk," means that a strong functional currency of the Series Trust may reduce returns to investors while a weak functional currency of the Series Trust may increase those returns. Currency rates may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons, including changes in interest rates, intervention (or the failure to intervene) by the governments, central banks or supranational entities such as the

Australia REIT Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020
(Expressed in Australian Dollars)

International Monetary Fund, or by the imposition of currency controls or other political developments. As a result, the Series Trust's investments in foreign-currency denominated securities may reduce its returns. Certain positions taken by the Series Trust are designed to profit from forecasting currency price movements. Predicting future prices is inherently uncertain and the losses incurred, if the market moves against a position, will not be hedged. The speculative aspect of attempting to predict absolute price movements is generally perceived to exceed that involved in attempting to predict relative price fluctuations.

Through the use of various types of foreign currency transactions, the Series Trust or classes thereof, as applicable, may be exposed to the performance of a particular currency or currencies to contribute to the performance of the Series Trust or class. There can be no assurance that the Manager will employ a successful currency program and the Series Trust or class could incur losses attributable to its currency activities when the value of the functional currency weakens against the other currencies of the Series Trust or classes. In addition, the Series Trust or class will incur transaction costs in connection with the currency strategy designated by the Manager.

The table below summarizes the Series Trust's exposure to currency risks as of September 30, 2020:

As of September 30, 2020		Cash and cash equivalents	Collateralized Swaps	Other Assets and Liabilities (Net)	Net Assets	% of Net Assets
Japanese Yen	JPY	\$ 3,920	\$ 4,063,020	\$ (3,966)	\$ 4,062,974	42.3%
United States Dollar	USD	200	-	-	200	0.0%
		4,120	4,063,020	(3,966)	4,063,174	42.3%
Australian Dollar	AUD	93	5,540,760	-	5,540,853	57.7%
		\$ 4,213	\$ 9,603,780	\$ (3,966)	\$ 9,604,027	100.0%

The table below summarizes the Series Trust's exposure to currency risks as of September 30, 2019:

As of September 30, 2019		Cash and cash equivalents	Collateralized Swaps	Other Assets and Liabilities (Net)	Net Assets	% of Net Assets
Japanese Yen	JPY	\$ -	\$ 5,659,494	\$ (48)	\$ 5,659,446	39.4%
United States Dollar	USD	212	-	-	212	0.0%
		212	5,659,494	(48)	5,659,658	39.4%
Australian Dollar	AUD	-	8,701,977	95	8,702,072	60.6%
		\$ 212	\$ 14,361,471	\$ 47	\$ 14,361,730	100.0%

The following table summarizes the sensitivity of the Series Trust's assets and liabilities to changes in foreign exchange movements at September 30, 2020 and September 30, 2019. The analysis is based on the assumptions that the relevant foreign exchange rate increased/(decreased) against the Australian Dollar by the percentages disclosed in the table, with all other variables held constant. This represents management's best estimate of a reasonably possible shift in the foreign exchange rates, having regard to historical volatility of those rates.

Currency		Reasonably possible shift in currency rate 2020		Impact to Series Trust Net Assets
JPY	+/-	4.54%	+/-	184,459
USD	+/-	6.62%	+/-	14

Australia REIT Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020
(Expressed in Australian Dollars)

Currency		Reasonably possible shift in currency rate 2019		Impact to Series Trust Net Assets
JPY	+/-	11.33%	+/-	641,215
USD	+/-	6.51%	+/-	14

(ii) Interest Rate Risk

The majority of the Series Trust's financial assets and liabilities are non-interest bearing. Interest bearing assets held by the Series Trust are comprised of cash and cash equivalents whose maturity is less than three months. As a result, the Series Trust is not subject to any significant risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates.

Under the Collateralized Swaps, the Series Trust pays Collateralized Swaps Counterparty LIBOR + spread, while it receives the performance of AS51Prop Index from Collateralized Swaps Counterparty. LIBOR is reset monthly.

(iii) Market Price Risk

The market price of securities owned by the Series Trust may go up or down, sometimes rapidly or unpredictably. Securities may decline in value due to factors affecting securities markets generally or particular industries represented in the securities markets. The value of a security may decline due to general market conditions which are not specifically related to a particular company, such as real or perceived adverse economic conditions, supply and demand for particular securities or instruments, changes in the general outlook for corporate earnings, changes in interest or currency rates or adverse investor sentiment. They may also decline due to factors which affect a particular industry or industries, such as labor shortages or increased production costs and competitive conditions within an industry. During a general downturn in the securities markets, multiple asset classes may decline in value simultaneously. Equity securities generally have greater price volatility than fixed income securities.

Price risk is the risk that the value of the investment will fluctuate as a result of changes in market prices, whether caused by factors specific to the Strategy or factors affecting all instruments traded in the market.

As the Series Trust's investments are carried at fair value with fair value changes recognized in the Statement of Comprehensive Income, all changes in market conditions will directly affect the total net assets and total comprehensive income.

A 1% increase in the Strategy prices at September 30, 2020 and September 30, 2019, would have increased the net assets attributable to the holder of units by \$96,038 and \$143,615, respectively. A decrease of 1% would have resulted in an equal but opposite effect.

(B) Credit Risk

The Series Trust takes on exposure to credit risk, which is the risk that a counterparty will be unable to pay amounts in full when they fall due. Impairment provisions are provided for losses that have been incurred by the Statement of Financial Position date, if any.

Credit risk is the risk that counterparty to a financial instrument will fail to discharge an obligation or commitment that it has entered into with the Series Trust. The Manager determines concentration risk in relation to exposure to individual counterparties. At the Statement of Financial Position date, the entire net assets are held by the Collateralized Swaps Counterparty.

The Collateralized Swaps Counterparty has charged collateral to the Trustee for the benefit of the unitholder and the Trustee has recourse to such collateral in the event of a failure by the Collateralized Swaps Counterparty to perform its payment and other obligations under the Collateralized Swaps. However, there is no guarantee that the value of the collateral realized will be sufficient to meet the Collateralized Swaps Counterparty's payment obligations under the Collateralized Swaps.

Where the value of the collateral decreases below the predetermined collateral coverage, the agreement requires the Collateralized Swaps Counterparty to post additional collateral. As at September 30, 2020 and September 30, 2019 the Series Trust's collateral value were \$9,649,450 (US\$6,916,243) and \$14,621,278 (US\$9,861,321), respectively.

Australia REIT Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020
(Expressed in Australian Dollars)

The credit risk is mitigated by undertaking transactions with reputable financial institutions and counterparties. The Manager monitors its risk by monitoring the credit quality and financial positions of such parties on an ongoing basis.

The maximum exposure to credit risk of all financial assets as of September 30, 2020 and September 30, 2019 is the carrying amounts as shown on the Statement of Financial Position, without taking into account the net realizable value of collateral, where charged. None of these assets are impaired or past due.

The clearing and depository operations for the Series Trust's security transactions are mainly concentrated with the Custodian, with a Fitch credit rating of A+. The Collateralized Swaps are entered into with Credit Suisse International, with a Moody's credit rating of A1 at September 30, 2020 and September 30, 2019.

At September 30, 2020 and September 30, 2019, all cash and cash equivalents were placed in custody with the Custodian.

(C) Liquidity Risk

Liquidity risk exists when particular investments are difficult to purchase or sell. The Series Trust's investments in illiquid securities may reduce the returns of the Series Trust because it may be unable to sell the illiquid securities at an advantageous time or price. To the extent that the Series Trust's principal investment strategies involve non-developed country securities and securities with substantial market and/or credit risk, the Series Trust will tend to have the greatest exposure to liquidity risk. The Series Trust's investments are not traded in an organized market and may be illiquid. As a result, the Series Trust may not be able to quickly liquidate its investments in these instruments at an amount close to their fair value to meet its liquidity requirements.

The Series Trust's constitution provides for the daily cancellation of units and it is therefore exposed to the liquidity risk of meeting a unitholder's repurchase at any time if it is unable to sell sufficient investments to meet the repurchase amount. Units are repurchased on demand at the holder's option. However, the Trustee does not envisage that this contractual maturity disclosed will be representative of the actual cash outflows, as holders of these instruments typically retain them for the medium to long term.

The Manager monitors the Series Trust's liquidity position on an ongoing basis. Financial liabilities have residual contractual maturities of less than three months. Liquidity risk is managed by investing no more than 15% of the Series Trust's Net Asset Value in illiquid assets which cannot be readily realized. The total value of securities sold short shall not at any time exceed the Net Asset Value of the Series Trust.

The tables below analyze the Series Trust's financial liabilities into relevant maturity grouping based on the remaining period at the Statement of Financial Position date to the contractual maturity date. The amounts in the tables are the contractual undiscounted cash flows.

At September 30, 2020	Less than 1 month	1 - 3 months	Total
Other liabilities	\$ 3,966	\$ -	\$ 3,966
Contractual cash out flows (excluding net assets attributable to the holder of units)	\$ 3,966	\$ -	\$ 3,966

At September 30, 2019	Less than 1 month	1 - 3 months	Total
Bank overdraft	\$ 67,149	\$ -	\$ 67,149
Contractual cash out flows (excluding net assets attributable to the holder of units)	\$ 67,149	\$ -	\$ 67,149

(D) Risk Management

The Series Trust's investment Manager's team is supported by certain risk management systems and professionals, which provide regular reporting on all portfolio positions and quantitative risk measures. Prospective investors should be aware that no risk management system is fail-safe, and no assurance can be given that risk frameworks employed by the Manager (e.g., stop-win, stop-loss, sharpe ratios, loss limits, value-at-risk or any other methodology now known or later developed) will achieve their objectives and prevent or otherwise limit substantial losses. No

Australia REIT Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020
(Expressed in Australian Dollars)

assurance can be given that the risk management systems and techniques or pricing models will accurately predict future trading patterns or the manner in which investments are priced in financial markets in the future.

(E) Capital Risk Management

The capital of the Series Trust is represented by the net assets attributable to the holder of units. The amount of net assets attributable to the holder of units can change significantly on a daily basis as the Series Trust is subject to daily subscriptions and repurchases at the discretion of the unitholder. The Series Trust's objective when managing capital is to safeguard the Series Trust's ability to continue as a going concern in order to provide returns for the unitholder and benefits for other stakeholders and to maintain a strong capital base to support the development of the investment activities of the Series Trust. In order to maintain or adjust the capital structure, the Series Trust's policy is to perform the following:

- Monitor the level of daily subscriptions and repurchases relative to the liquid assets and adjust the amount of distributions the Series Trust pays to the holder of units.
- Repurchase and issue new units in accordance with the constitutional documents of the Series Trust.

The Manager monitors capital on the basis of the value of net assets attributable to the holder of units.

5.2 Additional Series Trust's Risks

(A) Custody Risk

Neither the Trustee nor the Manager controls the custodianship of the Series Trust's entire holding of securities. The Custodian or other banks or brokerage firms selected to act as custodians may become insolvent, causing the Series Trust to lose all or a portion of the funds or securities held by those custodians.

(B) Risk of Indemnification

The Trustee, the Manager, the Administrator, the Custodian, and other parties, and each of their respective agents, principals, officers, employees, and affiliates are entitled to be indemnified out of the assets of the Series Trust under certain circumstances which may result in a decrease in Net Asset Value per unit.

(C) Settlement Risk

Settlement and clearance procedures in certain foreign markets differ significantly from those in the United States, the European Union and Japan. Foreign settlement and clearance procedures and trade regulations also may involve certain risks (such as delays in payment for or delivery of securities) not typically associated with the settlement of United States investments. At times, settlements in certain foreign countries have not kept pace with the number of securities transactions. These problems may make it difficult for the Manager to carry out transactions for the account of the Series Trust.

If the Manager cannot settle or is delayed in settling a purchase of underlying securities, it may miss attractive investment opportunities and certain of the Series Trust's assets may be uninvested with no return earned thereon for some year. If the Manager cannot settle or is delayed in settling a sale of securities, the Series Trust may lose money if the value of the security then declines or, if it has contracted to sell the security to another party, the Series Trust could be liable for any losses incurred.

(D) Counterparty and Broker Risk

The financial institutions and counterparties, including banks and brokerage firms, such as the Custodian, with which the Manager or its delegate trades or invests for the account of the Series Trust, may encounter financial difficulties and default on their respective obligations owed in respect of the Series Trust. Any such default could result in material losses to the Series Trust. In addition, the Manager may pledge collateral for the account of the Series Trust to the counterparties in order to secure certain transactions.

The Series Trust has not offset any financial assets or liabilities in the Statement of Financial Position and did not hold any derivative assets.

(E) Generated Income and Distributions

There is no guarantee that there will be any Generated Income. Distributions may be paid in whole or in part out of investment principal attributable to the units or, alternatively, the Generated Income may be zero. A distribution can in effect result in a return of an investor's initial capital or capital gains thereby eroding that capital to the extent the distribution exceeds available income. In consequence of this possibility, investors seeking capital preservation may

Australia REIT Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020
(Expressed in Australian Dollars)

not achieve this given probable deterioration in the value of the Series Trust's investments caused by declining asset values and a return of capital to investors by way of distribution. If the Series Trust is not profitable, the Repurchase Price a unitholder receives back in respect of a repurchase of units may be less than the unitholder's initial investment.

(F) No Interest in the Collateralized Swaps

The return on the units depends, amongst other things, on the performance of the Collateralized Swaps. An investment in the units does not give a unitholder a direct interest in the Collateralized Swaps or any underlying assets linked to the Collateralized Swaps nor does it give the unitholder any right to control the actions of the Collateralized Swaps Counterparty, any underlying asset linked to the Collateralized Swaps or any service provider to the Collateralized Swaps Counterparty. In order to offset (whether in whole or in part) its liability under the Collateralized Swaps, the Collateralized Swaps Counterparty or a third party may own an interest (directly or indirectly) in the underlying assets comprising the relevant strategy contained in the Collateralized Swaps, however, there is no requirement that any such person must maintain such an interest or as to the size of any such interest.

(G) Early Termination of the Series Trust

Although the Final Repurchase Day of the Series Trust is scheduled for September 16, 2021, the Final Repurchase Day will be brought forward should a Compulsory Repurchase Event occur.

(H) Other Risk

During the year, the COVID-19 outbreak was declared a pandemic by the World Health Organization. The situation is dynamic with various cities and countries around the world responding in different ways to address the outbreak. The rapid development and fluidity of this situation precludes any prediction as its ultimate impact, which may have a continued adverse impact on economic and market conditions and trigger a period of global economic slowdown.

Management and the Trustees are monitoring developments relating to COVID-19 and are coordinating its operational response based on existing business continuity plans and on guidance from global health organizations, relevant governments, and general pandemic response best practices.

5.3 Fair Value Estimation and Hierarchy Designation

The Series Trust applies IFRS 13, 'Fair value measurement' and utilizes the last traded market price for its fair valuation inputs for both financial assets and liabilities.

An active market is a market in which transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis.

The fair value of financial assets and liabilities that are not traded in an active market is determined by using valuation techniques. The Series Trust uses a variety of methods and makes assumptions that are based on market conditions existing at each period end date. Valuation techniques used for non-standardized financial instruments such as options, currency swaps and other over-the-counter derivatives, include the use of comparable recent arm's length transactions, reference to other instruments that are substantially the same, discounted cash flow analysis, option pricing models and other valuation techniques commonly used by market participants making the maximum use of market inputs and relying as little as possible on entity-specific inputs.

For instruments for which there is no active market, the Series Trust may use internally developed models, which are usually based on valuation methods and techniques generally recognized as standard within the industry. Some of the inputs to these models may not be market observable and are therefore estimated based on assumptions.

The output of a model is always an estimate or approximation of a value that cannot be determined with certainty, and valuation techniques employed may not fully reflect all factors relevant to the positions the Series Trust holds. Valuations are therefore adjusted, where appropriate, to allow for additional factors including model risk, liquidity risk and counterparty risk.

The Series Trust classifies fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements.

Australia REIT Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020
(Expressed in Australian Dollars)

The fair value hierarchy has the following levels:

- Level 1 inputs are quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities that the entity can access at the measurement date;
- Level 2 inputs are inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly or indirectly; and
- Level 3 inputs are unobservable inputs for the asset or liability.

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorized in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a Level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgment, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes 'observable' requires significant judgment by the Administrator, under advisement of the Manager. The Administrator, under advisement of the Manager, considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of September 30, 2020 in valuing the Series Trust's financial assets:

Financial Assets at Fair Value Through Profit or Loss	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at September 30, 2020
Investment in Collateralized Swaps	\$ —	\$ 9,603,780	\$ —	\$ 9,603,780
Financial assets at fair value through profit or loss	\$ —	\$ 9,603,780	\$ —	\$ 9,603,780

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of September 30, 2019 in valuing the Series Trust's financial assets:

Financial Assets at Fair Value Through Profit or Loss	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at September 30, 2020
Investment in Collateralized Swaps	\$ —	\$ 14,361,471	\$ —	\$ 14,361,471
Financial assets at fair value through profit or loss	\$ —	\$ 14,361,471	\$ —	\$ 14,361,471

During the years ended September 30, 2020 and September 30, 2019 there were no transfers between Levels 1, 2 and 3.

Financial instruments that trade in markets that are not considered to be active but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. These include over-the-counter derivatives. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

Investments classified within Level 3 have significant unobservable inputs, as they trade infrequently. As of September 30, 2020 and September 30, 2019, the Series Trust did not hold investments classified as Level 3.

Valuation of the Collateralized Swaps is determined in accordance with the valuation model stated in Appendix 22 to the Offering Memorandum. Refer to Note 2.2 (D) for further details.

Australia REIT Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020
(Expressed in Australian Dollars)

Financial assets and liabilities not carried at fair value through profit or loss

- (i) At September 30, 2020 and September 30, 2019, cash and cash equivalents and all other assets and liabilities (including receivables for investments sold, bank overdraft and payables for other liabilities) are deemed short-term financial assets and liabilities whose carrying amounts approximate fair value because of their short-term nature. Refer to Note 2 for a description of the valuation techniques.
- (ii) Net assets attributable to the holder of units. The Series Trust repurchases and issues the units at the amount equal to the proportionate share of net assets of the Series Trust at the time of repurchase, calculated on a basis consistent with that used in these financial statements. Accordingly, the carrying amount of net assets attributable to the holder of units approximates their fair value.

6. COLLATERALIZED SWAPS

The Series Trust invests in the Collateralized Swaps, the value of which is linked to the performance of the Strategy for the account of the Series Trust. Fluctuations in value are recorded as unrealized gain or loss. On the termination date, the Series Trust will receive a payment from the counterparty based on the value of the referenced security and record a realized gain or loss. Structured products are subject to various risks discussed in Note 5.

AUD Class Units - Collateralized Swap Outstanding at September 30, 2020: (57.7% of Net Assets)

Strategy	Expiration Date	Counterparty	Fair Value	Unrealized Depreciation
Australian REIT Index Strategy	9/10/2021	Credit Suisse International	\$ 5,540,760	\$ 14,793

JPY Class Units - Collateralized Swap Outstanding at September 30, 2020: (42.3% of Net Assets)

Strategy	Expiration Date	Counterparty	Fair Value	Unrealized Depreciation
Australian REIT Index Strategy	9/10/2021	Credit Suisse International	\$ 4,063,020	\$ 10,201

AUD Class Units - Collateralized Swap Outstanding at September 30, 2019: (60.6% of Net Assets)

Strategy	Expiration Date	Counterparty	Fair Value	Unrealized Depreciation
Australian REIT Index Strategy	9/10/2021	Credit Suisse International	\$ 8,701,977	\$ (3,369)

JPY Class Units - Collateralized Swap Outstanding at September 30, 2019: (39.4% of Net Assets)

Strategy	Expiration Date	Counterparty	Fair Value	Unrealized Depreciation
Australian REIT Index Strategy	9/10/2021	Credit Suisse International	\$ 5,659,494	\$ (930)

7. NET GAIN ON INVESTMENTS IN COLLATERALIZED SWAPS

	September 30, 2020	September 30, 2019
Net (loss)/gain on financial assets and liabilities at fair value through profit and loss consist of the following:		
Net realized (loss)/gain on investments in Collateralized Swaps	\$ (2,697,422)	\$ 1,383,753
Total net realized (loss)/gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	\$ (2,697,422)	\$ 1,383,753
Movement in unrealized appreciation on investment in Collateralized Swaps	\$ 29,293	\$ 295,586
Total net change in unrealized appreciation on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	\$ 29,293	\$ 295,586

Australia REIT Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020
(Expressed in Australian Dollars)

In respect of a repurchase of units of the Collateralized Swaps on any repurchase day, the Trustee agrees to decrease the notional amount proportionately to the number of units repurchased in the Series Trust and the Collateralized Swaps Counterparty is authorized by the Trustee to decrease the notional amount of this transaction accordingly.

For each unit repurchased in the Series Trust the Repurchased Amount per unit is calculated as follows:

$(\text{Notional Amount per unit}) \times (\text{the Strategy Unit Level})$

Where:

"Notional Amount per unit" means the number of notional amount per unit calculated on each calendar day after the Effective Date;

"the Strategy Unit Level" means the number calculated by the Calculation Agent in respect of any dealing day.

The Repurchased Amount per unit is calculated by the Calculation Agent as of such dealing day and provided to the Trustee as soon as reasonably practicable after such dealing day.

8. FEES, EXPENSES AND RELATED PARTY TRANSACTIONS

8.1 Fees and Expenses

(A) Administrator Fees

The Administrator receives an annual fee of 0.03% of net assets subject to an annual minimum monthly fee of US\$3,333. This is paid by the Fee Agent using the Operational Costs Fee. The Administrator is also entitled to reimbursements from the Operational Costs Fee for all out-of-pocket expenses properly incurred by it in the performance of its duties.

(B) Custody Fees

The Custodian receives an asset based fee and transactional charges dependent on market demographics of the assets, paid by the Fee Agent using the Operational Costs Fee, for providing custody services. The Custodian is also entitled to reimbursements from the Operational Costs Fee for all out-of-pocket expenses properly incurred by it in the performance of its duties.

(C) Transfer Agent Fees

The Transfer Agent receives an annual fee of 0.01% of net assets and a \$10 fee per transaction. This is paid by the Fee Agent using the Operational Costs Fee.

8.2 Related Party Transactions

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. The Trustee, Fee Agent, Manager, Collateralized Swaps Counterparty, Agent Member Company, Distributor and Manager Support Service Provider are all related parties to the Series Trust.

There were no other transactions with related parties other than those in the normal course of business.

(A) Trustee Fees

The Trustee is entitled to receive a fixed annual fee of US\$10,000 per annum payable annually in advance which is paid by the Fee Agent using the Operational Costs Fee. All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Trustee from the Operational Costs Fee. The fees earned by the Trustee during the years ended September 30, 2020 and September 30, 2019 and outstanding fees payable to the Trustee as of September 30, 2020 and September 30, 2019, if any, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively, as a part of Fee agent fees.

Australia REIT Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020
(Expressed in Australian Dollars)

(B) Fee Agent Fees

The Trustee has entered into a fee agent appointment agreement with the Fee Agent pursuant to which the Fee Agent has undertaken to pay, for the account of the Series Trust, certain ongoing and operational costs and expenses of the Series Trust (the "Ordinary Costs"). The fees earned by the Fee Agent during the years ended September 30, 2020 and September 30, 2019 and outstanding fees payable to the Fee Agent as of September 30, 2020 and September 30, 2019, if any, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively. Fee agent fees include the formation expenses, manager fees, trustee fees, custody fees, manager support service provider fees, audit fees and the following costs and expenses, which are, in reasonable judgement of the Fee Agent, determined as ordinary costs and expenses:

- (i) auditing costs that are not included in the audit fees and expenses;
- (ii) annual fees payable in respect of the Series Trust or the Trust to government bodies and agencies; and
- (iii) insurance costs (if any).

For the avoidance of doubt, the Fee Agent is not responsible for the payment of any fees related to the Collateralized Swaps, any broker fees relating to security transactions, any taxes relating to the purchase or disposal of securities, legal or compensation costs, any communication costs related to investors services and unitholders meetings, confirmations, financial reporting and other reporting, proxies, the costs relating to the Offering Memorandum and Appendix 22 and other similar offering documents and the costs relating to the preparation, printing, translation and delivery of such documents, and any other extraordinary costs and expenses that would not usually occur.

The Trustee has agreed to indemnify the Fee Agent, out of the assets of the Series Trust, against all actions, proceedings, claims, costs, demands and expenses which may be brought against, suffered or incurred by the Fee Agent by reason of the performance or non-performance of its obligations or functions as Fee Agent under the terms of the fee agent appointment agreement (including all legal, professional and other expenses reasonably and properly incurred), except where such action, proceeding, claim, cost, demand or expense arises from the gross negligence, bad faith, fraud or wilful default of the Fee Agent.

The Fee Agent is entitled to receive Operational Costs Fees, accrued on and calculated as at each valuation day.

The Fee Agent is entitled to receive a fee of 0.41% per annum of the Net Asset Value and a fee of 0.03% per annum of the Net Asset Value (subject to a minimum monthly fee of USD3,333) (together the "Operational Costs Fees").

The Operational Costs Fees are payable by the Administrator, on behalf of the Trustee, out of the assets of the Series Trust. To the extent that the Operational Costs Fee is not sufficient to cover the Ordinary Costs, the Fee Agent is liable for any outstanding amounts. Any amounts remaining following payment of the Ordinary Costs shall be retained by the Fee Agent as its remuneration for acting as fee agent in respect of the Series Trust. The Operational Costs Fee accrues daily on an actual / 365 day count fraction basis and is payable quarterly in arrears in the amount accrued, from and excluding, for the first accrued period only, the initial closing day and for all other accrued periods, the last day of each calendar quarter.

Formation Expenses include offering costs related to the issuance of units (including but not limited to the fees related to the preparation and submission of the Offering Documents) and fees related to the marketing of the Series Trust, if any; and other costs related to the formation of the Series Trust and the offering of units, other than those initially incurred. Such costs and expenses are payable by the Fee Agent using the Operational Costs Fees.

(C) Manager Fees

The Manager is entitled to receive out of the Operational Cost Fee, a management fee of US\$5,000 per annum payable monthly in arrears. The fees earned by the Manager during the years ended September 30, 2020 and September 30, 2019 and outstanding fees payable to the Manager as of September 30, 2020 and September 30, 2019, if any, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively, as a part of Fee agent fees.

Australia REIT Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020
(Expressed in Australian Dollars)

(D) Agent Member Company Fees

The Agent Member Company is entitled to receive a fee of 0.01% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears. The Agent Member Company Fees are paid by the Administrator, on behalf of the Manager out of the assets of the Series Trust. The fees earned by the Agent Member Company during the years ended September 30, 2020 and September 30, 2019, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income.

(E) Collateralized Swaps Counterparty

The Series Trust is permitted to enter into Collateralized Swaps with Credit Suisse International, a related party to the Manager. Open Collateralized Swaps contracts at September 30, 2020 and September 30, 2019, are discussed in Note 6 and Note 7. During the years ended September 30, 2020 and September 30, 2019, there was net realized (loss)/gain of \$(2,697,422) and \$1,383,753, respectively, and there was change in unrealized appreciation of \$29,293 and \$295,586, respectively, on Collateralized Swaps with Credit Suisse International which is disclosed in the Statement of Comprehensive Income.

(F) Distribution Fees

In respect of each class of units, the Distributor is entitled to receive a fee of 0.75% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each valuation day multiplied by the fraction of units of such class for which the Distributor is unitholder divided by the total number of units issued in respect of such class of units, and payable monthly in arrears (the "Distribution Fees"). The Distribution Fees are payable by the Administrator, on behalf of the Manager, out of the assets of the Series Trust. The fees earned by the Distributor during the years ended September 30, 2020 and September 30, 2019, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income.

(G) Manager Support Service Provider Fees

The Manager Support Service Provider Fees shall be included in and paid as part of the Investment Management Fees.

9. BORROWING AND LEVERAGE POLICY

The Series Trust may borrow up to 10% of its Net Asset Value if required to facilitate short term cash flows. During the years ended September 30, 2020 and September 30, 2019, the Series Trust did not incur any borrowings.

10. SUBSEQUENT EVENTS

The development of the COVID pandemic since October 1, 2020 is ongoing and its impact has proven to have an adverse effect on financial markets. The rapid development and fluidity of this situation precludes any prediction as its ultimate impact, which may have a continued adverse impact on economic and market conditions and trigger a period of global economic slowdown. Manager and the Trustee do not believe that there is any financial impact to the financial statements as at September 30, 2020 as a result of this subsequent event.

Management and the Trustee are monitoring developments relating to coronavirus and is coordinating its operational response based on existing business continuity plans and on guidance from global health organizations, relevant governments, and general pandemic response best practices.

The Trustee has evaluated all subsequent transactions and events through February 1, 2021, the date on which these financial statements were available to be issued. Effective October 1, 2020 through February 1, 2021, there were repurchases of \$2,057,709. During the same period, there were distributions of \$48,310. There are no other subsequent events to report as relates to the Series Trust.

（２）【損益計算書】

ファンドの損益計算書については、「（１）貸借対照表」の項目に記載したファンドの包括利益計算書をご参照ください。

（３）【投資有価証券明細表等】

ファンドの投資有価証券明細表等については、「（１）貸借対照表」の項目に記載したファンドの「注記６．担保付スワップ」をご参照ください。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2021年1月末日現在)

	豪ドル（ を除く ）	円（単位：千円（ 、 を除く ））
・資産総額	8,373,128.45	670,520
・負債総額	0	0
・純資産総額（ - ）	8,373,128.45	670,520
・発行済口数	日本円投資コース：229,405 豪ドル投資コース：57,380	
・1口当たり純資産価格（ / ）	日本円投資コース：1,011.2(円) 豪ドル投資コース：95.60(豪ドル)	豪ドル投資コース：7,656(円)

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次の通りです。

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー

取扱場所 米国 マサチューセッツ州 02110-1548 ボストン ポストオフィススクエア 50

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(ロ) 受益者集会

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され基準価額の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産価額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。受託会社は、各集会の15暦日前までに、集会の場所、日時および集会で提案される決議の条件を記載した書面による通知を、トラストの受益者全員の集会の場合は各受益者に郵送し、ファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に郵送します。集会の基準日は、集会の通知に指定された日の少なくとも21暦日前とします。受益者に対する通知が偶然になされなかった場合または受益者によって通知が受領されなかった場合でも、集会の手続が無効となることはありません。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限を付与された役員は、いずれの集会にも出席し、発言する権利を有します。定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しかいない場合はこの限りではなく、この場合定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の投票に付された決議は書面による投票で決定され、提案されたのが受益者による決議であるときは基準価額の合計がトラストのシリーズ・トラスト全ての純資産価額の50%以上である受益証券を保有する受益者により承認される場合、提案されたのがファンドによる決議であるときは発行済みの当該ファンドの受益証券口数の半分以上を保有する受益者により承認された場合、投票結果は集会の決議であるとみなされます。上記にかかわらず、且つ基本信託証書第33.2条の目的に限り、トラストが「ミューチュアル・ファンド」であって「規制対象のミューチュアル・ファンド」(ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に定義された用語)ではない場合はいつでも、「受益者による決議」という表現は、トラストの(当該法で定義された)「投資者」の人数の過半数が書面で同意した決議を指します。受益者による決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の該当する評価日の評価時点で行われます。投票は、本人または代理人のいずれかにより行うことができます。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外があります。))ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)による受益証券の取得も制限することができます。

第三部【特別情報】

第１【管理会社の概況】

１【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の払込済み資本金の額は、2021年１月末日現在735,000米ドル（約7,679万円）です。

（注）米ドルの円換算額は、2021年１月29日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝104.48円）によります。

(2) 会社の機構

管理会社の定款によれば、管理会社の業務は10名以上（代理取締役は除きます。）で構成される取締役会によって管理されます。取締役の株式保有資格は総会において管理会社によりかかる決定がなされるまで要求されません。管理会社は通常の決議により取締役を選任でき、同様に取締役を解任し、代わりに他の者を指名できます。取締役は、管理会社の定款に定められた最大数を条件として、いつでも随時何人をも取締役に指名する権限を有します。

取締役会は、その構成員から議長を選出できますが義務はありません。

取締役会は、招集通知に記載された場所で開催されます。

取締役会は、各取締役および代理取締役に書面により少なくとも２日前に通知がなされることにより招集されます。ただし、全取締役（または代理取締役）が通知を取締役会開催の前か後に撤回する場合、招集通知の期間が短縮された取締役会も有効な取締役会であるものとします。

取締役会の決議の定足数は、取締役会で別途定めがなければ２名です。ただし、いかなる時でも取締役が１名の場合は定足数は１名です。

決議は、定足数を満たしている取締役会に自らまたは代理人により参加している者の過半数の賛成によりなされます。議長は、賛否同数の場合の決定権を有します。

取締役会は、法律、定款、総会で管理会社により規定された規則および関連するファンドの基本的書類による制限にしたがって、管理会社の名前で活動し、管理会社のために活動する過程にある全業務ならびに事務管理および財産処分に関する全活動を行い、かつ、権限を付与する権限を授与されています。

取締役会は、取締役会の構成員ではない１名以上の執行役員、支部の委員会もしくは代理人、または取締役会の構成員で構成されると取締役がみなす委員会に対し、管理会社の業務および管理会社の代表権の全てまたは一部を委託することができます。

株主総会が、適式に成立した場合には、全株主を代表します。株主総会は、管理会社に代わって活動を行い、かつ、承認し、ならびに議題を提案する幅広い権限を有します。

適用法令の要件および管理会社の定款の遵守を条件とし、株主総会で正式に可決された決議は全株主を拘束します。

２【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2021年１月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
---------	-----	----	-------------

ケイマン諸島	公募	10	841,869,229 米ドル
			32,642,178 豪ドル
			7,634,625,014 円
			256,709,971 トルコリラ
	私募	29	225,574,163,669 円

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度(2018年1月1日から2018年12月31日までおよび2019年1月1日から2019年12月31日まで)の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2021年1月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=104.48円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

損益およびその他の包括利益計算書（2019年12月31日終了事業年度）

		2019年度		2018年度	
	注記への 参照	USD	千円	USD	千円
損益計算書（米ドル）					
受取利息		34,534	3,608	22,534	2,354
- うち、償却原価で測定される金融商品に かかる受取利息		34,534	3,608	22,534	2,354
純受取利息	4	34,534	3,608	22,534	2,354
サービス報酬収入	5	215,000	22,463	205,000	21,418
その他（損失）／収益		(21)	(2)	8	1
純収益		249,513	26,069	227,542	23,774
一般管理および営業費	6	(143,734)	(15,017)	(121,067)	(12,649)
引当金繰入および税引前営業利益		105,779	11,052	106,475	11,125
税引前利益		105,779	11,052	106,475	11,125
法人税等	7	—	—	—	—
税引後利益		105,779	11,052	106,475	11,125

8ページから17ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

財政状態計算書(2019年12月31日現在)

		2019年度		2018年度	
	注記への 参照	USD	千円	USD	千円
資産（米ドル）					
現金預け金	9	1,436,186	150,053	1,213,367	126,773
その他資産	10	217,427	22,717	206,873	21,614
資産合計		1,653,613	172,769	1,420,240	148,387
負債（米ドル）					
その他負債	10	131,329	13,721	3,735	390
負債合計		131,329	13,721	3,735	390
株主資本（米ドル）					
資本金	11	735,000	76,793	735,000	76,793
利益剰余金		787,284	82,255	681,505	71,204
株主資本合計		1,522,284	159,048	1,416,505	147,996
負債および株主資本合計		1,653,613	172,769	1,420,240	148,387

(日付)、取締役会により発行の承認および許可を受けた。

)
)
) 取締役
)
)

8ページから17ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

持分変動計算書（2019年12月31日終了事業年度）

	資本金		利益剰余金		合計	
	USD	千円	USD	千円	USD	千円
2019年度						
2019年度持分変動計算書（米ドル）						
2019年1月1日現在の残高	735,000	76,793	681,505	71,204	1,416,505	147,996
当該年度の利益	—	—	105,779	11,052	105,779	11,052
2019年12月31日現在の残高	735,000	76,793	787,284	82,255	1,522,284	159,048
2018年度						
2018年度持分変動計算書（米ドル）						
2018年1月1日現在の残高	735,000	76,793	575,030	60,079	1,310,030	136,872
当該年度の利益	—	—	106,475	11,125	106,475	11,125
2018年12月31日現在の残高	735,000	76,793	681,505	71,204	1,416,505	147,996

8ページから17ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

キャッシュ・フロー計算書（2019年12月31日終了事業年度）

		2019年度		2018年度	
	注記への 参照	USD	千円	USD	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー （米ドル）					
当該年度の利益		105,779	11,052	106,475	11,125
純利益を営業活動より生じた現金と一致させるた めの調整					
税引およびその他調整前純利益に含まれる非現金 項目：					
受取利息	4	(34,534)	(3,608)	(22,534)	(2,354)
未実現損益		21	2	(8)	(1)
営業資産および負債変動前の営業活動より生じた 現金		71,266	7,446	83,933	8,769
営業資産の純（増）／減：					
その他資産		(10,575)	(1,105)	92,358	9,650
営業資産の純（増）／減：		(10,575)	(1,105)	92,358	9,650
営業負債の純増／（減）：					
その他負債および引当金		127,594	13,331	(1,639)	(171)
営業負債の純増／（減）		127,594	13,331	(1,639)	(171)
法人税等の支払額		—	—	—	—
営業活動より生じた現金		188,285	19,672	174,652	18,248
財務活動によるキャッシュ・フロー （米ドル）					
			0		
受取利息	4	34,534	3,608	22,534	2,354
財務活動により生じた現金（米ドル）		34,534	3,608	22,534	2,354
現金および現金同等物の純増額		222,819	23,280	197,186	20,602
期首における現金および現金同等物		1,213,367	126,773	1,016,181	106,171
期末における現金および現金同等物 （米ドル）		1,436,186	150,053	1,213,367	126,773
現金預け金	9	1,436,186	150,053	1,213,367	126,773
期末における現金および現金同等物 （米ドル）		1,436,186	150,053	1,213,367	126,773

8ページから17ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

財務諸表に対する注記

1. 主たる事業

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「当社」という。）は、ケイマン諸島に設立された有限会社である。当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。当社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1 1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド内（c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands）に所在する。

2. 重要な会計方針

(a) 準拠表明

本財務諸表は、該当するすべての国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成されている。IFRSは、該当する個々の国際財務報告基準、国際会計基準（以下、「IAS」という。）および国際会計基準審議会（以下、「IASB」という。）が発行する解釈指針等すべての総称である。当社が採用した重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

(b) 財務諸表の作成基準

本財務諸表は、取得原価基準を測定基準として作成されている。

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間のみに影響を及ぼす場合は当該期間に、見積りが修正された期間および将来の期間双方に影響を及ぼす場合は当該期間および将来の期間に認識される。

(c) 外貨

当社の機能通貨および表示通貨は米ドル（USD）である。期中の外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産・負債は報告会計期間末の実勢為替レートで米ドルに換算される。為替差損益は、損益計算書に認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣性資産・負債は公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算される。再換算により生じる為替差損益は、損益計算書に認識される。

2. 重要な会計方針（続き）

(d) 現金および現金同等物

現金預け金は、銀行預け金、銀行手元現金、および短期の流動性の高い投資であり、容易に一定額の現金に換金することが可能であり、かつ、価値の変動については僅少なリスクしか負わず、取得時の満期が3ヵ月以内のものをいう。

(e) その他の資産

その他の資産は、まず時価で計上し、その後、償却原価から減損（貸倒引当金）を差し引いて記載する（注記2(g)を参照）。ただし、未収金が関連当事者に対する特定返済条件のない無利子融資である場合や、その割引の影響が微小である場合はこの限りでない。これらに該当する場合、未収金は不良債権の減損を差し引いた原価で計上される。

(f) 引当金および偶発債務

引当金は、当社が過去の事象の結果として生じる法的または推定的債務を有しており、債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつその金額について信頼できる見積りができる場合に、不確実な時期または金額の負債に対して認識される。金額の時間的価値が重要な場合、引当金は債務を決済するために予想される支出の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低く、金額の見積もりに信頼性がない場合、経済的便益の流出の可能性が微小でないかぎり、債務は偶発債務として開示する。1ないし複数の将来事象の発生または未発生によってのみその存在を確認できる潜在的な債務についても、経済的便益の流出の可能性が微小でない限り、債務は偶発債務として開示する。

(g) 減損

当社の資産の帳簿価額は、各報告期間末に見直しを行い、減損を行うべき客観的根拠の有無を判定する。このような客観的根拠がある場合には、各報告期間末において、この資産の回収可能額の見積もりを行う。資産の帳簿価額が回収可能額を上回る場合には、必ず減損損失を計上する。減損損失は利益または損失として計上する。

IFRS第9号に従って、減損要件は主として償却原価で測定される金融資産に適用される。減損要件は、報告日付において将来の経済状況に対する合理的かつ信頼性の高い予測を織り込むことにより、IFRS第9号における発生損失モデルから、IFRS第9号における予想信用損失（ECL）モデルに変更となった。本基準の適用による当社財務諸表への重大な影響はない。

(h) 収益の認識

投資運用サービスを提供し、当社に経済的便益が流入する可能性が高く、適宜収益および費用を信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書に管理報酬が認識される。

2. 重要な会計方針（続き）

(i) 費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

(j) 関連当事者

本財務諸表では、当事者が以下のいずれかに該当する場合に当社の関連当事者とみなしている。

(a) 個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、当社の関連当事者である。

(i) 当社を支配している、または共同支配している。

(ii) 当社に重要な影響を与える。

(iii) 当社または当社親会社経営幹部の一員である。

(b) 企業は、以下の条件のいずれかに該当する場合、当社の関連当事者である。

(i) その企業と当社が同じグループの傘下にある（すなわち、それぞれの親会社、子会社、関連会社が関連している。）。

(ii) その企業と他方の企業が関連会社であるか、合併会社である（その企業の関連会社または合併会社の属する企業グループに他方の企業が属している。）。

(iii) 両企業が、同一の第三者企業の合併会社である。

(iv) ある企業がある第三者企業の合併会社であり、他方の企業が当該第三者企業の関連会社である。

(v) ある企業が、当社または当社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。

(vi) ある企業が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。

(vii) (a)(i)に規定する個人が、ある企業に重要な影響を与えているか、その企業（またはその親会社）の経営幹部の一員である。

個人の家族の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与える、または当該個人の影響を受けると予想される親族の一員をいう。

(k) 当期に発効された基準および解釈指針

- IFRIC第23号：国際会計基準審議会（IASB）は2017年6月にIFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」を公表した。IFRIC第23号は、法人所得税務処理に関する不確実性について明確化を図るものであり、IAS第12号に基づく法人所得税務処理に関して不確実性が存在する場合に、課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、未使用の欠損金、未使用の繰越税額控除および税率の決定に適用される。IFRIC第23号は、2019年1月1日以降に始まる年度から有効となった。当社は2019年1月1日にIFRIC第23号を適用した。この適用は、当社の財政状態、経営成績またはキャッシュ・フローに重大な影響を与えていない。

2. 重要な会計方針（続き）

- ・ IFRS年次改善2015-2017年サイクル：IASBは、2017年12月に「IFRS年次改善2015-2017年サイクル」（IFRS改善2015-2017年）を公表した。IFRS改善2015-2017年は、2019年1月1日以降に始まる年度から有効となった。当社は2019年1月1日にIFRS年次改善2015-2017年サイクルを適用した。この適用は、当社の財政状態、経営成績またはキャッシュ・フローに重大な影響を与えていない。
- ・ IAS第19号の改訂：制度改訂、縮小または清算：IASBは2018年2月に「制度改訂、縮小または清算」（IAS第19号の改訂）を公表した。これは確定給付年金制度に変更が生じた場合に企業が年金費用をどのように決定するかを規定するものである。IAS第19号の改訂は2019年1月1日以降に始まる年度から有効となった。当社は2019年1月1日にIAS第19号の改訂を適用した。この適用は、当社の財政状態、経営成績またはキャッシュ・フローに重大な影響を与えていない。

3. 会計方針の変更

IASBは、当会計期間に新たに発効するIFRSの複数の改訂基準を公表している。これらの変更事項は、これまでに作成または注記2(k)に提示された、現在または以前の期間の当社業績および財政状況に重大な影響を及ぼしていない。

当社は、新しい会計基準または解釈指針のうち当会計期間に発効していないものについては適用していない（注記17）。

4. 純受取利息

	2019年度	2018年度
純受取利息（米ドル）		
現金預け金にかかる受取利息	34,534	22,534
受取利息	34,534	22,534

金融商品にかかる上記の受取利息はすべて償却原価で測定される。

5. サービス報酬収入

当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。

収益は、以下に示す関連会社から得た投資運用報酬である。

	2019年度	2018年度
収益（米ドル）		
サービス報酬収入	215,000	205,000
収益合計	215,000	205,000

6. 一般管理および営業費

	2019年度	2018年度
一般管理および営業費（米ドル）		
その他費用	(34,668)	(1,315)
銀行手数料	(191)	(545)
営業費	(34,859)	(1,860)
監査報酬	(3,119)	(3,117)
役員報酬	(105,756)	(106,500)
専門家サービス	—	(9,590)
一般管理費	(108,875)	(119,207)
一般管理および営業費合計	(143,734)	(121,067)

上記の支出はいずれも直接持株会社に対して支払われ、直接持株会社は当社に代わりこれを決済する。

7. 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、当社は、ケイマン諸島総督より、2029年10月10日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

8. 非連結のストラクチャード・エンティティ

スポンサーとなる非連結ストラクチャード・エンティティ

当社は、当社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または当社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは当社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。当社がスポンサーではあるが持分を有していない非連結ストラクチャード・エンティティについて、当社は報告期間中これらエンティティから投資運用報酬を受け取っておらず、またいかなる資産もこれらエンティティに移管していない。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、当社がスポンサーとなっているが、管理費用は受け取っておらず、2019年12月31日現在当社は持分を保有していない。

- HOLT®ジャパン・インカム・プラス・ストラテジー・ファンド（適格機関投資家限定）

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、当社がスポンサーであり、年間固定管理費用として5,000米ドル（2018年：5,000米ドル）を受け取っているが、2019年12月31日現在当社は持分を保有していない。

8. 非連結ストラクチャード・エンティティ(続き)

アジア・エクイティ・インカムプラス・ストラテジー・ファンド(適格機関投資家限定)
グローバル・リートα・ファンド(適格機関投資家限定)
豪州高配当株・ツインαファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・オーストラリア高配当株αファンド(適格機関投資家限定)
プリンシパル/CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
CSグローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
USスモール・キャップ・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
J-REITファンド(適格機関投資家限定)
USプリファード・リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
NB/MYAM米国リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)
AMPオーストラリア・インカム債券ファンド(適格機関投資家限定)
ブラジル株式αファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・ブラジリアン・レアル・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
US・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド(適格機関投資家限定)
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)
AMPオーストラリアREITファンド(適格機関投資家限定)
J-REITアンド リアル エステート エクイティファンド(適格機関投資家限定)
新生・欧州債券ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
新生ワールド・ラップ・ファンド・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)
新生ワールド・ラップ・ファンド・グロース・タイプ(適格機関投資家限定)
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド(適格機関投資家限定)
日本国債17-20年ラダー・ファンド(適格機関投資家限定)
オーストラリア・リート・ファンド
オーストラリア・リート・プラス
米国債5-7年ラダー・ファンド(適格機関投資家限定)
米国・地方公共事業債ファンド
東京海上・CATボンド・ファンド
下落抑制株式ファンド(適格機関投資家限定)
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
マイスターズ・コレクション
米国リート・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
HOLTユーロ株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
PIMCO 短期インカム戦略ファンド
ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー
ダイワ・J-REIT・カバード・コール・ファンド(適格機関投資家限定)

当社は、契約上提供を求められていない連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

当社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

9. 現金預け金

現金および現金同等物の内訳：

	2019年度	2018年度
現金預け金（米ドル）		
現金預け金	1,436,186	1,213,367
現金預け金合計	1,436,186	1,213,367

10. その他の資産および負債

	2019年度	2018年度
その他資産（米ドル）		
未収利息および報酬	217,427	206,873
その他資産合計	217,427	206,873
	2019年度	2018年度
その他負債（米ドル）		
未払利息および報酬	131,329	3,735
その他負債合計	131,329	3,735

11. 資本金

(a) 授權株式および発行済株式

	2019年度		2018年度	
	株数	米ドル	株数	米ドル
授權株式：				
1株当たり1米ドルの普通株式	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
発行済全額払込済株式：				
普通株式	735,000	735,000	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、当社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残余財産に関して同等順位である。

(b) 資本管理

当社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、当社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。当社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する当社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。当社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

11. 資本金（続き）

当社の資本構成は定期的に見直しが行われ、当社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、当社に対する取締役の信任義務に反しない限り、当社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において当社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

12. 財務リスク管理および公正価値

当社には、通常の業務の過程において、信用リスク、流動性リスク、金利リスクおよび外国為替リスクに対するエクスポージャーが生じる。当社はこれらのリスクを以下に記載する財務管理方針および慣行により管理している。

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主にグループ企業に対する債権および銀行預け金に起因するものである。信用リスクは、金融商品の一方当事者が債務を履行しないことにより他方当事者に財務上の損失を生じさせるリスクとして定義されている。経営陣は信用リスクが確実に最低限に維持されるよう、定期的にリスクを監視している。信用リスクの最大エクスポージャーは、財政状態計算書上の各金融資産の帳簿価額から減損引当金を控除した額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社は契約債務および合理的に予測可能な債務を期限到来時に履行するため、定期的に流動性の要件を監視することを方針としている。

2019年および2018年12月31日現在、当社のすべての債務および未払金を含めて、当社の金融負債はすべて要求払いまたは無日付であり、3ヵ月以内に決済される予定である。

(c) 金利リスク

当社は現金および預け金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2019年および2018年12月31日現在、金利の変動が当社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(d) 為替リスク

当社は、主に香港ドル（以下、「HKD」という。）建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクにさらされている。

HKDは米ドル（以下、「USD」という。）に固定されているため、当社はUSDとHKD間の為替レートの変動リスクは重要ではないと考えている。

(e) 公正価値

原価または償却原価で計上された当社の金融商品の帳簿価額は、2019年および2018年12月31日現在の公正価値と大きな相違はない。

13. 重要な関連当事者間取引

財務諸表上で開示されている取引や残高に加え、当社は次の重要な関連当事者間取引を実施した。

a) 関連当事者間の貸借対照表取引

財務諸表上で開示されている取引や残高に加え、当社は通常の業務過程において、次の重要な関連当事者間取引を行った。

	2019年12月31日			2018年12月31日		
	親会社	関連グループ会社	合計	親会社	関連グループ会社	合計
資産（米ドル）						
その他資産	—	215,000	215,000	—	205,000	205,000
資産合計	—	215,000	215,000	—	205,000	205,000
負債および資本（米ドル）						
その他負債	25,573	—	25,573	3,735	—	3,735
資本金	735,000	—	735,000	735,000	—	735,000
負債および株主資本合計	760,573	—	760,573	738,735	—	738,735

b) 関連当事者間の収益および費用

	2019年12月31日			2018年12月31日		
	親会社	関連グループ会社	合計	親会社	関連グループ会社	合計
その他収益（米ドル）						
その他収益	—	215,000	215,000	—	205,000	205,000
その他費用（米ドル）						
その他費用	34,668	—	34,668	1,315	—	1,315

c) 経営幹部報酬

経営幹部報酬（米ドル）	2019年度	2018年度
短期従業員給付	105,756	106,500
経営幹部報酬合計	105,756	106,500

14. 親会社および最終的な持株会社

2019年12月31日現在、当社の直接の親会社は香港で設立されたクレディ・スイス（ホンコン）リミテッドであり、当社の最終的な支配当事者はスイスで設立されたクレディ・スイス・グループ・アーゲーである。クレディ・スイス・グループ・アーゲーは、一般向けの財務諸表を作成している。

15. 比較対象期間の数値修正再表示

当社の財務報告については、修正再表示を行っていない。

16. 修正を要しない後発事象

2019年度において、修正を要しない重要な事象は存在しない。

17. 公表後、2019年12月31日に終了した事業年度には未だ発効していない改訂基準、新基準および解釈指針による影響の可能性

本財務諸表の公表日までに、IASBは、2019年12月31日に終了した事業年度には未だ発効しておらず、本財務諸表では採用されていない複数の改訂、新基準、IFRS第17号「保険契約」を公表している。このうち当社に関連する可能性があるものは、以下のとおりである。

	発効する会計期間の期首
IFRS第3号の改訂、「事業の定義」	2020年1月1日
IAS第1号およびIAS第8号の改訂、「『重要性がある』の定義」	2020年1月1日

当社は現在、これらの改訂基準が初度適用期間に及ぼすと予想される影響について評価を行っている。本修正は、2020年1月1日以降に開始される年度に適用でき、早期導入が認められている。2020年1月1日の適用は、当社の財政状態、経営成績またはキャッシュ・フローに重大な影響を与えていない。

[次へ](#)

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

**Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income for the Year Ended
31 December 2019**

	Reference to Note	2019	2018
Statement of profit or loss (USD)			
Interest income		34,534	22,534
- of which Interest income from instruments at amortised cost		34,534	22,534
Net interest income	4	34,534	22,534
Service Fee Income	5	215,000	205,000
Other (losses)/revenues		(21)	8
Net revenues		249,513	227,542
General, administrative and trading expenses	6	(143,734)	(121,067)
Operating profit before allowance and taxation		105,779	106,475
Profit before tax		105,779	106,475
Income tax expense	7	—	—
Profit after tax		105,779	106,475

The notes on pages 8 to 17 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of financial position at 31 December 2019

	Reference to Note	2019	2018
Assets (USD)			
Cash and due from banks	9	1,436,186	1,213,367
Other assets	10	217,427	206,873
Total assets		1,653,613	1,420,240
Liabilities (USD)			
Other liabilities	10	131,329	3,735
Total liabilities		131,329	3,735
Shareholders' equity (USD)			
Share capital	11	735,000	735,000
Retained earnings		787,284	681,505
Total shareholders' equity		1,522,284	1,416,505
Total liabilities and shareholders' equity		1,653,613	1,420,240

Approved and authorised for issue by the board of directors on 10 June 2020



)
)
) Director
)
)

Nicolas Papavoine
Director
Credit Suisse Management (Cayman) Limited

The notes on pages 8 to 17 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of changes in equity for the year ended 31 December 2019

	Share capital	Retained earnings	Total
2019			
2019 Statement of changes in equity (USD)			
Balance at 1 January 2019	735,000	681,505	1,416,505
Profit for the year	—	105,779	105,779
Balance at 31 December 2019	735,000	787,284	1,522,284
2018			
2018 Statement of changes in equity (USD)			
Balance at 1 January 2018	735,000	575,030	1,310,030
Profit for the year	—	106,475	106,475
Balance at 31 December 2018	735,000	681,505	1,416,505

The notes on pages 8 to 17 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of Cash flow for the year ended 31 December 2019

	Reference to Note	2019	2018
Cash flows from operating activities (USD)			
Profit for the year		105,779	106,475
Adjustments to reconcile net profit to net cash generated from operating activities			
Non-cash items included in net profit before tax and other adjustments:			
Interest Income	4	(34,534)	(22,534)
Unrealised gain and loss		21	(8)
Cash generated from before changes in operating assets and liabilities		71,266	83,933
Net (increase)/decrease in operating assets:			
Other assets		(10,575)	92,358
Net (increase)/decrease in operating assets		(10,575)	92,358
Net increase/(decrease) in operating liabilities:			
Other liabilities and provisions		127,594	(1,639)
Net increase/(decrease) in operating liabilities		127,594	(1,639)
Income taxes paid		—	—
Net cash generated from operating activities		188,285	174,652
Cash flows from financing activity (USD)			
Interest income	4	34,534	22,534
Net cash generated from financing activity (USD)		34,534	22,534
Net increase in cash and cash equivalents		222,819	197,186
Cash and cash equivalents at the beginning of year		1,213,367	1,016,181
Cash and cash equivalents at the end of year (USD)		1,436,186	1,213,367
Cash and due from banks	9	1,436,186	1,213,367
Cash and cash equivalents at the end of year (USD)		1,436,186	1,213,367

The notes on pages 8 to 17 form part of these financial statements.

Notes to the financial statements

1. Principal activities

Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Company") is incorporated in the Cayman Islands with limited liability. The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. The Company's registered office is c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

2. Significant Accounting Policies

(a) *Statement of compliance*

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable International Financial Reporting Standards ("IFRSs"), which collective term includes all applicable individual International Financial Reporting Standards, International Accounting Standards ("IASs") and Interpretations issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). A summary of the significant accounting policies adopted by the Company is set out below.

(b) *Basis of preparation of the financial statements*

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The preparation of financial statements in conformity with IFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

(c) *Foreign currency*

The Company's functional and presentation currency is US Dollars (USD). Foreign currency transactions during the year are translated into United States Dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into United States Dollars at the foreign exchange rates ruling at the end of the reporting period. Exchange gains and losses are recognised in the profit or loss.

Non-monetary assets and liabilities that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated into United States Dollars using the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies that are stated at fair value are translated using the foreign exchange rates ruling at the dates the fair value was determined. Foreign currency differences arising on retranslation are recognised in profit or loss.

2 Significant accounting policies (continued)**(d) Cash and Cash Equivalents**

Cash and due from banks comprise cash at bank and on hand with banks, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(e) Other assets

Other assets are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost less allowance for impairment of doubtful debts (see note 2(g)), except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less impairment for bad and doubtful debts.

(f) Provisions and contingent liabilities

Provisions are recognised for liabilities of uncertain timing or amount when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate cash be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

(g) Impairment

The carrying amount of the Company's assets is reviewed at the end of each reporting period to determine whether there is any objective evidence of impairment. If any such objective evidence exists, the asset's recoverable amount is estimated at the end of each reporting period. An impairment loss is recognised whenever the carrying amount of an asset exceeds its recoverable amount. Impairment losses are recognised in the profit or loss.

Under IFRS 9, the impairment requirements apply primarily to financial assets measured at amortised cost. The impairment requirements have changed from an incurred loss model under IFRS 9 to an expected credit loss ("ECL") model under IFRS 9 by incorporating reasonable and supportable forecasts of future economic conditions available at the reporting date. The adoption of this does not have a material impact to the Company's financial statements.

(h) Revenue recognition

Provided that it is probable that the economic benefits will flow to the Company and the revenue and costs, if applicable, can be measured reliably, management fee income is recognised in profit or loss when the investment management service is provided.

2 Significant accounting policies (continued)**(i) Expenses**

All expenses are recognised in profit and loss on an accrual basis.

(j) Related parties

For the purposes of these financial statements, a party is considered to be related to the Company if:

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
 - (i) has control or joint control over the Company;
 - (ii) has significant influence over the Company; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.
- (b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:
 - (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
 - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (iv) One entity is a joint venture of a third party and the other entity is an associate of the third party.
 - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
 - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
 - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

(k) Standards and Interpretations effective in the current period

- IFRIC 23: In June 2017, the IASB issued IFRIC 23 'Uncertainty over Income Tax Treatments' (IFRIC 23). IFRIC 23 clarifies the accounting for uncertainties in income taxes and is to be applied to the determination of taxable profit (tax loss), tax bases, unused tax losses, unused tax credits and tax rates, when there is uncertainty over income tax treatments under IAS12. IFRIC 23 was effective for annual periods beginning on or after 1 January 2019. The Company adopted IFRIC 23 on 1 January 2019. The adoption did not have a material impact to the Company's financial position, results of operation or cash flows.
- Annual Improvements to IFRSs 2015-2017 Cycle: In December 2017, the IASB issued 'Annual Improvements to IFRSs 2015-2017 cycle' (Improvements to IFRSs 2015-2017). The Improvements to IFRSs 2015-2017 were effective for annual periods beginning on or after 1 January 2019. The Company adopted the Annual Improvements to IFRSs 2015-2017 Cycle on 1 January 2019. The adoption did not have a material impact to the Company's financial position, results of operation or cash flows.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2019

2 Significant accounting policies (continued)

- Amendments to IAS 19: Plan Amendment, Curtailment or Settlement: In February 2018, the IASB issued 'Plan Amendment, Curtailment or Settlement' (Amendments to IAS 19) that specifies how companies determine pension expenses when changes to a defined benefit pension plan occur. The Amendments to IAS 19 were effective for annual periods beginning on or after 1 January 2019. The Company adopted the Amendments to IAS 19 on 1 January 2019. The adoption did not have a material impact to the Company's financial position, results of operation or cash flows.

3. Changes in Accounting Policies

The IASB has issued a number of amendments to IFRSs that are first effective for the current accounting period of the Company. None of these developments have had a material effect on how the Company's results and financial position for the current or prior periods have been prepared or presented in Note 2(k).

The Company has not applied any new standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting period (Note 17).

4. Net Interest income

	2019	2018
Net Interest Income (USD)		
Interest income on cash and due from banks	34,534	22,534
Interest income	34,534	22,534

All the above interest income on instruments are at amortised cost.

5. Service Fee Income

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

Revenue represents investment management fee income earned from fellow subsidiary as follows:

	2019	2018
Revenues (USD)		
Service fee income	215,000	205,000
Total revenues	215,000	205,000

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2019

6. General, Administrative and Trading Expenses

	2019	2018
General, administrative and trading expenses (USD)		
Other expenses	(34,668)	(1,315)
Bank charges	(191)	(545)
Trading expenses	(34,859)	(1,860)
Auditor remuneration	(3,119)	(3,117)
Directors' remuneration	(106,756)	(106,500)
Professional Services	—	(9,590)
General and administrative expenses	(108,875)	(119,207)
Total general, administrative and trading expenses	(143,734)	(121,067)

All of the above expenditures are payable to the Company's immediate holding company and the immediate holding company settles such expenditures on behalf of the Company.

7. Taxation

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes until 10 October 2029. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

8. Unconsolidated Structured Entities

Sponsored unconsolidated structured entities

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity. For unconsolidated structured entities that were sponsored by the Company but no interest was held, the Company did not receive investment management fees from these entities during the reporting period and no assets were transferred to these entities.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where no management fee is received and no interest is held by the Company as at 31 December 2019:

- HOLT® Japan Income Plus Strategy Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD 5,000 (2018: USD 5,000) is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2019:

8. Unconsolidated Structured Entities (Continued)

Asia Equity Income Plus Strategy Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Global REIT Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Australian High Dividend Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
CS Global REIT Triple Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Small Cap Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Emerging Local Market Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
J-REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Preferred REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
NB/MYAM US REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa UK High Dividend Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia Income Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Value Equity Concentrated Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei European Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei World Wrap Fund Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei World Wrap Fund Growth Type (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Japanese Government Bond 17-20 Year Ladder Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Australia REIT Fund
Australia REIT Plus Fund
US Treasury 5-7 Year Ladder Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Municipal Bond Fund
Tokio Marine CAT Bond Fund
Downside Control Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Meister's Collection
US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
HOLT Euro Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
PIMCO Short Term Income Strategy Fund
PIMCO Short Term Strategy
Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

The Company has not provided financial or other support to consolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently have the intention to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that it is not contractually required to provide.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2019

9. Cash and Due from Banks

Cash and cash equivalents comprise:

	2019	2018
Cash and due from banks (USD)		
Cash and due from banks	1,436,186	1,213,367
Total cash and due from banks	1,436,186	1,213,367

10. Other Assets and Other Liabilities

	2019	2018
Other assets (USD)		
Interest and fees receivable	217,427	206,873
Total other assets	217,427	206,873

	2019	2018
Other liabilities (USD)		
Interest and fees payable	131,329	3,735
Total other liabilities	131,329	3,735

11. Share Capital

(a) Authorised and issued share capital

	No. of shares	2019 USD	No. of shares	2018 USD
Authorised:				
Ordinary shares of USD 1 each	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
Issued and fully paid up:				
Ordinary shares	735,000	735,000	735,000	735,000

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

(b) Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns for shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

11. Share Capital (continued)

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

12. Financial Risk Management and Fair Values

Exposure to credit, liquidity, interest rate and foreign currency risks arises in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to amounts due from group companies and cash at bank. Credit risk is defined as risk that one party to a financial instrument will cause a financial loss to another party by failing to discharge an obligation. Management regularly monitors its risk exposure to ensure that its credit risk is kept to a minimal level. The maximum exposure to credit risk is represented by the carrying amount of each financial asset in the statement of financial position after deducting any impairment allowance.

(b) Liquidity risk

The Company's policy is to regularly monitor its liquidity requirements to satisfy its contractual and reasonably foreseeable obligations as they fall due.

At 31 December 2019 and 2018, all of the Company's financial liabilities, which includes all creditors and accruals, are on demand or undated and are expected to be settled within three months.

(c) Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and deposits. At 31 December 2019 and 2018, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

(d) Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars ("HKD").

As the HKD is pegged to the United States dollar ("USD"), the Company considers that the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

(e) Fair values

The carrying amounts of the Company's financial instruments carried at cost or amortised cost are not materially different from their fair value as at 31 December 2019 and 2018.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2019

13. Material Related Party Transactions

In addition to the transactions and balances disclosed elsewhere in the financial statements, the Company entered into the following material related party transactions:

a) Related party balance sheet transactions

In addition to the transactions and balances disclosed elsewhere in the financial statements, the Company entered into the following material related party transactions in the normal course of business.

	December 31, 2019			December 31, 2018		
	Parent	Fellow Group Companies	Total	Parent	Fellow Group Companies	Total
Assets (USD)						
Other assets	—	215,000	215,000	—	205,000	205,000
Total assets	—	215,000	215,000	—	205,000	205,000
Liabilities and Equity (USD)						
Other liabilities	25,573	—	25,573	3,735	—	3,735
Share capital	735,000	—	735,000	735,000	—	735,000
Total liabilities and shareholders' equity	760,573	—	760,573	738,735	—	738,735

b) Related party revenues and expenses

	December 31, 2019			December 31, 2018		
	Parent	Fellow Group Companies	Total	Parent	Fellow Group Companies	Total
Other revenues (USD)						
Other revenues	—	215,000	215,000	—	205,000	205,000
Other expenses (USD)						
Other expenses	34,668	—	34,668	1,315	—	1,315

c) Remuneration of Key Management Personnel

Remuneration of Key Management Personnel (USD)	2019	2018
Short-term employee benefits	105,756	106,500
Total Remuneration of Key Management Personnel	105,756	106,500

14. Parent and Ultimate Holding Company

At 31 December 2019, the immediate parent of the Company is Credit Suisse (Hong Kong) Limited, which is incorporated in Hong Kong and the ultimate controlling party of the Company is Credit Suisse Group AG, which is incorporated in Switzerland. Credit Suisse Group AG produces financial statements available for public use.

15. Restatement of Comparative Figures

The Company financials have not been re-stated.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2019

16. Non-Adjusting Events after the Reporting Period

There are no material non-adjusting events for 2019.

17. Possible Impact of Amendments, New Standards and Interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2019

Up to the date of issue of these financial statements, the IASB has issued a number of amendments and a new standard, IFRS 17, Insurance contracts, which are not yet effective for the year ended 31 December 2019 and which have not been adopted in these financial statements. These developments include the following which may be relevant to the Company.

	Effective for accounting periods beginning on or after
Amendments to IFRS 3, <i>Definition of a business</i>	1 January 2020
Amendments to IAS 1 and IAS 8, <i>Definition of material</i>	1 January 2020

The Company is in the process of making an assessment of what the impact of these developments is expected to be in the period of initial application. The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2020 with an early adoption permitted. The adoption on 1 January 2020 did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations or cash flows.

（２）【損益計算書】

管理会社の損益の状況については、「（１）貸借対照表」の項目に記載した管理会社の包括利益計算書をご参照ください。

4【利害関係人との取引制限】

受託会社および管理会社、これらの持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社(以下「利害関係者」といいます。)は、随時、ファンドと利益相反を生じる可能性のある他の金融、投資またはその他の専門的活動(以下「利益相反」といいます。)に関与することができます。これには、別のファンドの受託者、管理者、保管者、運用者、投資運用者または販売者として行為すること、および別のファンドまたは別の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。とりわけ、管理会社またはその利害関係者は、ファンドと投資目的が類似または重複した別の投資ファンドの運用または助言に関与することを想定されます。また、管理会社の関連会社は、受託会社および/または管理会社と合意した条件に基づき、ファンドに対し、銀行サービス、財務顧問サービス、保管サービス、販売サービス、スワップ・カウンターパーティーサービスまたはヘッジサービスを提供することができ、これを行う場合、かかるサービスの提供により得た利益は当該利害関係者が留保します。受託会社および管理会社は、ファンドに提供されるサービスと類似のサービスを第三者に提供することができ、かかる行為により得た利益を計上する責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社(適切な場合)は、その公正な解決を確保するよう努力します。ファンドを含め、他の顧客に投資機会を割り当てる場合、管理会社は、かかる業務に関して利益の相反に直面する可能性があります、このような状況における投資機会が公正に割り当てられることを確保します。

5【その他】

(1) 定款の変更等

定款の変更または管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項ありません。

(3) 出資の状況

該当事項ありません。

(4) 訴訟およびその他の重要事項

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。

本書提出日現在において訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited) (「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2021年1月末日現在の額は、100米ドル(約1万円)です。

(ロ) 事業の内容

エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッドは、ファンドの受託会社です。受託会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社であり、インタートラスト・コーポレート・サービス(ケイマン)リミテッド(旧名称:エリアン・フィデューシャリー・サービシズ(ケイマン)リミテッド)(以下「ICSCIL」といいます。)の完全子会社です。ICSCILは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の法律に従い、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、CIMAの規制を受けています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(その後の改正を含みます。)に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件を免除されています。ICSCILの最終親会社は、ユーロネクストに上場しているオランダの居住者会社インタートラスト・エヌバイ(Intertrust N.V.)です。

- (2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.) (「管理事務代行会社」および「保管会社」)

(イ) 資本金の額

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーの2021年1月末日現在の資本金の額は、8億5,000万米ドル(約8,880,800万円)です。

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーは、受託会社または管理会社の監督および指示を受けて、ファンドの日々の一定の管理サービス(取引処理および審査、マネーロンダリング防止遵守サービス、保管口座の照合、投資会計、財務報告、譲渡代行サービス、経費予算作成等)の遂行に責任を負っています。管理事務代行会社は管理事務代行契約が規定するその義務を、その関連事業体または第三者に委譲することができます。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーは、世界中で金融資産に関するサービスを提供する目的で、保管、多通貨会計および現金管理の各種機能を提供するフルサービス型金融機関です。さらに保管会社は、保管契約の一部または全部の条項を実行するためのサブ保管会社および代理人を任命および解任することができます。保管会社は、保管契約の条項に従って、自らが交付および維持するファンドの全ての資産のために別個の勘定を維持し、当該資産に対する所有権を有します。保管会社は、1940年米国投資顧問業法(改正法)が規定する規則206(4)-2(c)(3)の意味における「資格を有する保管会社」です。受益証券の販売、またはその他の方法で発生した、ファンドの勘定で受領する一切の金銭は、保管契約に従ってブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーの口座で保持されます。さらに、当該金銭は、投資を購入する、受益者による買戻しもしくは支払要求に対応する、ファンドの諸費用を支払う、またはその他の承認された支払いを行うという目的に限定した適切な指示に従って、当該口座から引き出すことができます。

- (3) クレディ・スイス証券株式会社(「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2021年1月末日現在 781億円

(ロ) 事業の内容

クレディ・スイス証券株式会社は、クレディ・スイスの日本における拠点として、総合的に証券・投資銀行業務を展開しています。日本での長い経験とグローバルな実績をもとに、株式、債券、コーポレート・アドバイザー、ファイナンス、プライベート・エクイティ、オルタナティブなど、多岐にわたるサービスを提供しています。

(4) 大和証券株式会社（「販売会社」）

（イ）資本金の額

2021年1月末日現在 1,000億円

（ロ）事業の内容

大和証券株式会社は大和証券グループの完全子会社です。1999年4月26日、大和証券株式会社は大和証券グループから日本国内の個人顧客部門を引き継ぎ、営業を開始しました。同社は、日本における証券サービスを提供しています。

大和証券株式会社は受益証券販売・買戻契約に従って、ファンドの受益証券の日本における販売業務および買戻しの取次業務を提供します。

(5) クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International)（「報酬代行会社」）

（イ）資本金の額

2021年1月末日現在の払込済株式資本は、113億6,600万米ドル（約118,751,968万円）です。

（ロ）事業の内容

クレディ・スイス・インターナショナル（以下「C S I」といいます。）は1990年5月9日に、1985年会社法に従ってイングランドおよびウェールズで設立されました（登記番号2500199）。C S Iは、1990年7月6日に「クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ」という社名で無限責任会社として登記され、2000年3月27日に「クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル」に、2006年1月16日に「クレディ・スイス・インターナショナル」に社名が変更されました。C S Iはクレディ・スイス・アー・ゲーの完全間接子会社です。登記上の本店はワン・カボット・スクウェア、ロンドン、E14、4QJ、電話番号は +44 (0) 20 7888 8888です。C S Iの取引主体識別子（L E I）は、E58DKGMJYYYJLN8C3868です。C S Iは、プルーデンス規制機構（以下「P R A」といいます。）の認可を受けており、金融行為監督機構（F C A）およびP R Aによる規制を受けています。

C S Iは無限責任会社であり、このため同社株主は、同社の清算時にその資産に不足分がある場合、それに対応するための連帯無限責任を負います。同社資産に不足分がある場合にそれに対応するための株主の連帯無限責任は、同社の清算時においてのみ適用します。よって、その清算までは、有価証券の保有者は同社資産に対してのみ償還請求権を有し、その株主の資産については当該請求権を有しません。

CSIは1990年7月16日に事業を開始しました。同社の主たる事業は銀行業（金利、外国為替、株式、商品、および信用に連動するデリバティブ商品を含みます。）です。同社の主たる目的は、包括的な資金およびリスク管理のデリバティブ商品サービスを提供することです。同社はあらゆる種類のデリバティブ商品を提供することにより世界中のデリバティブ市場で大きな存在感を確立し、顧客ニーズならびに基本となる市場の変化に対応した新商品開発を継続しています。その事業は、クレディ・スイス・エイ・ジー（Credit Suisse AG）のグローバルマーケット部門、インベストメント・バンキング部門およびキャピタルマーケット部門の一環として行われています。

C S Iは、チューリッヒに本拠をおく世界有数の金融グループであるクレディ・スイス・グループの一員です。クレディ・スイス・グループは世界50ヵ国以上に拠点をもち、世界中の法人および富裕層個人顧客、またスイス国内の一般個人顧客に多彩な金融サービスを提供しています。

(6) 三井住友DSアセットマネジメント株式会社（「管理会社代行サービス会社」）

（イ）資本金の額

2021年1月末日現在の払込済株式資本は、20億円です。

（ロ）事業の内容

管理会社代行サービス会社は2019年4月1日付で、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社、三井住友アセットマネジメント株式会社を存続会社として合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社となりました。管理会社代行サービス会社は、主として株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社、住友生命保険相互会社および三井住友信託銀行株式会社が所有する企業です。

2【関係業務の概要】

- (1) エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)
信託証書に基づき、受託業務を提供します。
- (2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.)
登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務と保管業務を提供します。
- (3) クレディ・スイス証券株式会社
日本における代行協会員業務を行います。
- (4) 大和証券株式会社
ファンドの受益証券の募集に関し、日本における販売・買戻業務を行います。
- (5) クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International)
報酬代行会社任命契約に基づき、報酬支払代行会社としての業務を行います。
- (6) 三井住友DSアセットマネジメント株式会社
管理会社代行サービス契約に基づき、管理会社代行サービス業務を行います。

3【資本関係】

管理会社と他の関係法人の間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法(その後の改正を含む。)(以下「銀行・信託会社法」という。))の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、会社管理法(その後の改正を含む。))または地域会社(管理)法(その後の改正を含む。))の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。))として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップも設定された。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は投資信託を規制する二つの立法体制をとっている。
 - (a) 1993年7月に施行されたミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。))は、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型ファンドに対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。最新の改正ミューチュアル・ファンド法は、2020年に施行された。
 - (b) 2020年2月に施行されたプライベート・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と総称して「ファンド法」という。))は、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドに対する規則を制定している。
- 1.4 プライベート・ファンドに対する明示的な言及により別段に明示される場合(または投資信託一般に対する言及によって暗示される場合)を除き、本リーガル・ガイドの残りの部分は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型ミューチュアル・ファンドの運用について取り扱っており、それに応じて「ミューチュアル・ファンド」という用語を解釈するものとする。
- 1.5 2019年12月現在、ミューチュアル・ファンド法の規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は10,857(2,886のマスター・ファンドを含む。))であった。また、当該日付において、適用除外対象となる非登録ファンドも多数存在していた。これには、(2020年2月からプライベート・ファンド法の下で規制される)クローズド・エンド型ファンドおよび(2020年2月から一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される)限定投資家ファンド(以下に定義される)が含まれるが、これらに限定されない。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法(その後の改正を含む。)(以下「金融庁法」という。))により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。))が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法の解釈上、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケ

イマン諸島から運用管理が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 プライベート・ファンド法の解釈上、プライベート・ファンドとは、会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、その主たる業務が投資者の選択により買い戻しができない投資持分を募集または発行することであり、投資者の資金をプールして以下の場合に投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- (a) 投資持分の保有者が投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しないこと
- (b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に管理されていること

を含むが、

- (a) 投資信託の受託者は銀行・信託会社法または保険法(その後の改正を含む。)に基づき免許を付与された者
- (b) 建設社会法(その後の改正を含む。)または友好社会法(その後の改正を含む。)に基づき登録された者
- (c) 非ファンド・アレンジメント(プライベート・ファンド法の別紙に記載されるアレンジメント)を除く。

- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドでありそれ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドの役割を果たすケイマン諸島の法人を規制する責任を負う。一般的に、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの一般的な投資戦略を実施することを主な目的として1名以上の投資者(一つ以上の規制フィーダー・ファンドを含む。)に対して(直接的または仲介業者を通して間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドはCIMAに登録するよう義務付けられる可能性がある。

- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した(改正)ミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運用者を選任または解任することができる場合に従前登録を免除されていた、ケイマン諸島の一部のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう規定する。

- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、以下の4つの有効な形態がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量で発行されるミューチュアル・ファンドの免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して販売書類を提出し、適用される申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するために十分な専門性を有し、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担うにふさわしい適切な者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定することである。この場合、販売書類と所定の法定様式が適用される申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。管理者に関するオンライン申請もまた、所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要がない。その代わりに、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判のある者により管理されること、および投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4条3項ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4条3項に基づき登録されたミューチュアル・ファンドに適用され、以下のいずれかに該当するものである。

(a) 一投資家当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許または主たる事務所の提供は必要ない。登録投資信託は、単に一定の所定の詳細を記載した販売書類をオンライン提出し、適用される申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前においては登録を免除されていたが、現在はCIMAへの届出が必要となった。限定投資家ファンドの義務は、CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含め、ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドの義務と類似しているが、いくつか重要な相違点も存在する。ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資家が15名以内でなければならず、当該投資家は、その過半数の賛成でミューチュアル・ファンドの運営者の選任または解任を行うことができなければならない(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社またはマネージャーを意味する)。もう一つの重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドの投資家は、法定の当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の要件に従わなければならないのに対し、限定投資家ファンドの投資家には、法定の当初最低投資額は適用されない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドを除いて、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権について全ての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集要項を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集要項、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集要項がない場合は、マスター・ファンドに関する詳細は規制フィーダー・ファンドの募集要項(当該要項はCIMAに提出しなければならない。)に含まれることが多い。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務および全ての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があった場合、修正した募集要項(または、限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは募集要項の内容または形式を指示する特定の権限を有しないものの、CIMAは、募集要項の内容について規則もしくは方針を公表することがある。

- 4.2 全ての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会社書類の監査を実施する過程で投資信託が以下のいずれかに該当することを知ったときまたはその疑いがあるときはCIMAに対し書面の通知を送付する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと企図している場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたは行おうと企図している場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含む。)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。) または免許を受けたミューチュアル・ファンドについてのみ、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたは行おうと企図している場合。
- 4.3 全ての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。当該通知の期間は、適用される規則の方式(または適用される条件)によって異なる場合があり、当該通知は、当該変更の前提条件として必要とされる、または当該変更の実施から21日以内に行わなければならないことがある。
- 4.4 2006年12月27日に発効した2006年投資信託(年次申告書)規則(その後の改正を含む。)に従って、全ての規制投資信託は、当該投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、同規則に定める細目を記載した、正確かつ完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは、当該期間の延長を許可することができる。当該申告書は、投資信託に関する一般的情報、運用情報および財務情報を含み、CIMAによって承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については責任を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産の全てまたは実質上資産の全てを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社もしくはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、および法的記録が保管されるまたは事務作業が行われる登記された事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、良好な評判を有し、投資信託管理者としての業務が、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担うにふさわしい適切な者にて管理される、という法定の基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記を示しかつその所有状況と財務構造およびその取締役と役員を明らかにした詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルでなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主

たる事務所をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、(数の制限なく)複数の投資信託のために行うことができる。

- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、当該投資信託の全てをCIMAに通知すること、および上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して報告すべき法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針においては、最大10のファンドに許可が付与されうる。)に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマン諸島に投資信託運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のない投資信託を運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、免許を受けた投資信託管理者の会計の監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当することを知ったとき、またはその疑いがあるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと企図している場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのように企図している場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下各号に基づく規則を遵守せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
 - () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - () 当該免許が、以下各号のいずれかにおいて「企業サービスプロバイダー」として定義されている場合、
 - (A) 会社法(その後の改正を含む。)(以下「会社法」という。)の第XVIIA。
 - (B) 有限責任会社法(その後の改正を含む。)の第12。
 - (C) 有限責任パートナーシップ法(その後の改正を含む。)の第8。
 - (併せて、以下「受益権法令」という。)
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役もしくは上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに支払う当初手数料は、(管理する投資信託の数によって)24,390米ドルまたは30,488米ドル、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルであり、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間の手数料は、(管理する投資信託の数によって)36,585米ドルまたは42,682米ドル、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている事業体は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(事業目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立文書、特に基本定款は、ファンドの条件案をより正確に反映するために、ミューチュアル・ファンドの設立と事業の開始の間に改定されることが多い。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型の投資信託で外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社が設立された場合、会社法における主たる要件は、要約すると以下のとおりである。
 - () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
 - () 免除会社は、適用される受益権法令を遵守しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、1名以上の取締役を有さなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、額面株式および無額面株式の両方を発行することができない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払いに加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができること(すなわち会社が支払能力を維持すること)を条件とする。
- (k) 免除会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役は、その支払後、投資信託が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務大臣が与える当該約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。

- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた、ケイマン諸島における法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(その後の改正を含む。)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、買収ファンド、ベンチャー・キャピタルおよびグロース・キャピタルを含むあらゆる種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。特定の法域におけるファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして許容される投資家の人数に制限はない。
- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法(その後の改正を含む。)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島法において別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの組成および運営を定めた、ケイマン諸島の主要な法令である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置くものであり、今日では他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいる。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国の弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島もしくはその他の規定された法域において登録されているかまたは設立されたものである。)当該リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出

し、手数料を支払うことによって有効となる。法定の保護がリミテッド・パートナーに付与されるのは、登記時である。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、外部と免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーではない者と共に業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、またパートナーシップ契約中のこれと反対の趣旨の明示的規定に服することを条件として、常に、パートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に一致しない場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法(その後の改正を含む。)の下で、パートナーシップに適用されるエクイティおよびコモンの法理は、特定の例外を除いて、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 氏名・名称および住所、リミテッド・パートナーとなった日、ならびにリミテッド・パートナーでなくなった日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている登録事務所の登録簿を維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所において維持される場合、税務情報法(その後の改正を含む。)に基づく税務情報庁からの命令または通知に応じ、登録事務所において電子フォームまたはその他の媒体によるリミテッド・パートナーの登録簿を提供する。
 - () リミテッド・パートナーによる出資の額および日付ならびに当該出資の撤回の額および日付についての記録を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
 - () 有効な通知が送達された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保権設定の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常時、少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、取下げ、または買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な規定に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要求に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は(免除会社と同様に)独立した法人格を有し、その株主は有限責任を負う。一方で有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を提供しており、免除リミテッド・パートナーシップと

同様の方法で資本勘定戦略を実行するために使用することができる。有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも単純で柔軟な運営が認められており、例としては、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレートガバナンスの概念が挙げられる。

- (c) 有限責任会社は、様々な種類の取引において普及していることがわかっており、かかる取引の例には、ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディール、および従業員インセンティブ/プラン・ピークルが含まれる。有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法、税制または規制上の理由から独立した法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド(代替投資ピークルを含む。)に関連してますます活用されている。
- (d) とりわけ、オンショア—オフショアのファンド構造においてオンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、運営におけるさらなる安定および費用効率をもたらし、かかる構成における異なるピークルの投資家の権利をより緊密に整合させることが可能となる可能性がある。契約法(第三者の権利法)(その後の改正を含む。)によって提供されている柔軟性も、有限責任会社に関連して利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の不課税にかかる保証を得ることができる。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、マネージャー、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示することができる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。これに違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為または全ての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者を害するような方法で、事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的に廃業する場合。

- (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (e) 規制投資信託の管理・運用が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (f) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うため、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為には以下の事項が含まれる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、投資信託を解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づく義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 第8.3項による指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金が課せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ

(b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。

8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を停止したかまたは停止しようとしている場合や投資信託管理社が清算手続きに入るか解散されたと認めた場合は、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。

8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。

(a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。

(b) 免許投資信託管理者がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。

(c) 受益権法令に規定されている「企業サービスプロバイダー」である免許投資信託管理者が、受益権法令に違反した場合。

(d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。

(e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行うか、またはそのように企図している場合。

(f) 免許投資信託管理業務の管理運営が、適正かつ正当な方法で行われていない場合。

(g) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。

(h) 公開されている免許投資信託管理事業の支配または所有を取得した者が、かかる支配または所有にふさわしい適切な者ではない場合。

8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

(a) 免許投資信託管理者の以下の不履行

() CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。

() CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。

() 投資信託、または投資信託の設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。

() 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。

() CIMAの命令に従い、名称を変更すること。

() 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。

() 少なくとも2人の取締役をおくこと。

() CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。

(b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。

(c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること。

(d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。

8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通り。

(a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を取り消すこと。

(b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。

(c) 管理者の取締役その他の上級役員、ジェネラル・パートナーの交代を要求すること。

(d) 投資信託の管理の適切な実施に関し、管理者に助言を行う者を選任すること。

- (e) 投資信託の管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されている全ての投資信託の投資者、当該管理者の債権者および当該投資信託の債権者の利益を保護するために必要と考えるその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、以下の事由に該当する場合、CIMAは、選任を取り消し、これに替えて他の者を選任することができる。
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
- (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94条(4)によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
- (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を廃止したか、または事業を行おうとすることをやめてしまっていると認めた場合。
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合(たとえば、投資信託の受託者である場合)、銀行・信託会社法によりCIMAによる規制および監督の対象ともなる。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的な法の執行

9.1 以下の者の解散の申請がCIMA以外の者によって行われる場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に立ち会うことができる。

- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった者
- (d) 免許投資信託管理者であった者

9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定する者またはそれらの債権者への送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された者は、以下の行為を行うことができる。

- (a) 第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定された人物の債権者集会に出席すること。
- (b) 和解または取り決めに審議するために設置された委員会の会議に出席すること。
- (c) かかる会議における全ての決定事項について意見を表明すること。

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が行った申請について、ミューチュアル・ファンド法または受益権法令の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われているか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があると認めた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下の事項を授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること。
- (d) ミューチュアル・ファンド法または受益権法令のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
- (e) ミューチュアル・ファンド法または受益権法令のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが实际的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法に基づき、CIMAは、以下のいずれに関する情報も開示してはならない。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事項。
- (c) 投資信託管理者に関する事項。

ただし、これらの情報は、CIMAが何らかの法に基づく職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもののうち、次のいずれの場合にも当てはまらないものに限られる。

- (a) 例えば秘密情報開示法(その後の改正を含む。)、犯罪収益に関する法律(その後の改正を含む。) または薬物濫用法(その後の改正を含む。) 等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
- (b) C I M A が金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (c) 免許取得者に関する事項、または免許取得者の顧客、株主、クライアントもしくは保険証券所持者、または免許取得者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項(場合に応じて、免許取得者、顧客、株主、クライアント、保険証券所持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。) に関係する場合。
- (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはC I M A が何らかの法に基づく職務を行う際の内閣とC I M A の間の取引に関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合。
- (e) 開示される情報が現在、他の情報源から公衆により閲覧可能である場合。
- (f) 要約または統計での開示であって、開示される情報によって免許取得者または投資者の身元が開示されることとならない場合(ただし、かかる身元の開示が許される場合は、身元が開示されることとなる場合であっても許容される。) 。
- (g) 刑事手続の開始に備えて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行局に対して開示される場合。
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従って人に開示される場合。
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対する開示であって、免許取得者に関してC I M A が行使する権能に相当する権能を当該金融監督当局が行使するために必要な情報を開示する場合。ただし、当該監督当局による情報の更なる開示について十分な法的規制がなされているものとC I M A が認めることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)投資信託、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的な不実表明

事実の不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法(その後の改正を含む。)

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が、そのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイ

ザーに対して、さらに請求することは可能であるものの、申込人の請求の対象となる者は投資信託となる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を生じさせることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもあり得る。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類も投資信託(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的には、当該契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、またはアドバイザーに対して、さらに請求することが可能であるものの、申込者が請求する相手方当事者は、投資信託(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

投資信託の受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、投資信託と第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、投資信託によって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、投資信託に帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(その後の改正を含む。)第257条

会社の役員(またはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(その後の改正を含む。)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照: 上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照: 第7.17(c)項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している(参照: 第7.17(d)項)。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが解散された時点で、ジェネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して解散の届出をしなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社については、その登記を抹消するかまたは正式に精算することができる。解散の仕組みは、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対する支払い、またはケイマン諸島の投資信託によって行われる支払いに適用される二重課税防止条約を、いかなる国との間でも締結していない。免税会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の不課税にかかる誓約書を取得することができる(上記第6.1(1)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(その後の改正を含む。)

- 14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(その後の改正を含む。)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、日本においてその証券を公募するために設定され、または公募を意図した、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)に基づき免許を取得している受託会社、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップをいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日の時点で存在していた投資信託、または当該日の時点で存在し、当該日の後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。

- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要な全ての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言された全ての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または、犯罪収益法第5(2)(a)条に従いケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロ資金供与への対策に係る措置を有しているとして指定される法域(以下「同等の法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関連する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(その後の改正を含む。)の別表2第3項に規定される活動を含む。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
- () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
- () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
- () 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約の規定通りにその投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
- () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4) 項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされる全ての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。) において、12か月を超えない期間に限り、本() 項において言及される借入れ制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金の全てまたは実質的に全てを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
本() 項において言及される借入れ制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用する全ての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。) の株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に当該一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が、当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の投資家の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。) を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5) 項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。

- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者の全てのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付する全ての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中にかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託

の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

(b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
- () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)。
- () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
- () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
- () 監査人の氏名および住所
- () 下記の()、() および() に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
- () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)。
- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)。
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件。
- () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述。
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- () 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- () 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)。
- () 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)。
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- () 投資顧問会社(下記事項を含む)。
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【その他】

- (1) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)の表紙にロゴ・マークや図案を採用し、また使用開始日を記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書(交付目論見書)の投資リスクにおいて、「ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- (3) 投資信託説明書(交付目論見書)に以下の事項を記載する場合があります。
 - 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
 - ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は販売会社に請求すれば当該販売会社を通じて交付される旨
 - EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されているため、詳細情報の内容は<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただける旨
 - その他の詳細は請求目論見書で参照できる旨
 - 投資リスクの項の冒頭において、()ファンドは、値動きのある有価証券等に投資するので、基準価額が変動し、したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがある旨、
 - ()信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属する旨、ならびに()投資信託は預貯金と異なる旨
- (4) 投資信託説明書(交付目論見書)は、電子媒体等として使用され、またインターネット等に掲載されることがあります。
- (5) ファンド証券の券面は、原則発行されません。

KPMG
P.O. Box 493
SIX Cricket Square Grand Cayman KY1-1106 Cayman Islands
電話 +1 345 949 4800
ファックス +1 345 949 7164
ウェブサイト www.kpmg.ky

受託会社への独立監査人の報告書

意見

当監査法人は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）IIIのシリーズ・トラストの一つである適格機関投資家のみを対象としたオーストラリア・リート・ファンド（適格機関投資家のみを対象とする）（以下「シリーズ・トラスト」という）の2020年9月30日現在の財政状態計算書、および同日に終了する年度の包括利益計算書、受益者に帰属する純資産の変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報を記載した注記から構成される添付の財務諸表について監査を行った。

当監査法人は、添付の財務諸表が、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して、本シリーズ・トラストの2020年9月30日現在の財政状態ならびに同日をもって終了する年度の財務実績およびキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準（以下「ISA」という）に従い監査を実施した。それらの基準を元にした当監査法人の責任内容については、監査報告書の「財務諸表の監査に対する監査人の責任」の欄に詳しく述べられている。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む）」（以下「IESBA規程」という）およびケイマン諸島での財務諸表監査に関する倫理要件に従って本シリーズ・トラストから独立しており、またこれらの要件およびIESBA規程に従ってその他の倫理的責任を果たした。当監査法人は、監査意見表明のための基礎を提供するために十分かつ適切な裏付けとなる証拠を得たと確信している。

財務諸表に対する運営者および統治責任者の責任

運営者は、これらの財務諸表を、IFRSに準拠して作成し、公正に表示することに責任を有している。かかる責任には、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、重要な虚偽記載のない財務諸表の作成に必要な内部統制を決定することが含まれる。

財務諸表の作成にあたり、運営者は、本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する問題を必要に応じて開示し、継続企業に対し会計基準を用いる責任を有している。ただし、運営者が本シリーズ・トラストを清算する、もしくは事業を停止する、または、そうする以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

統治責任者は本シリーズ・トラストの財務報告工程を監督する責任を有する。

受託会社への独立監査人の報告書(続き)

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、財務諸表に不正行為または誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかに関して合理的な保証を得ること、および当監査法人の意見を含んだ監査人の報告書を発行することである。合理的な保証とは高水準の保証であるが、ISAに従って実施される監査により重要な虚偽記載が常に発見されることを保証するものではない。虚偽記載は不正行為または誤謬により生じることがあり、個別もしくは全体的に、これらの財務諸表に基づいた経済的決定に影響を及ぼすと合理的に予測される場合には重要だと判断される。

ISAに従い実施する監査の一環として、当監査法人は監査全体を通じて専門家としての判断を行い、専門家としての懐疑心を維持する。また当監査法人は：

- ・ 不正行為または誤謬によるものにかかわらず、財務諸表の重要な虚偽記載に関するリスクを発見し評価し、これらのリスクに対応し監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供するために十分かつ適切な裏付けとなる証拠を得るものとする。不正行為による重要な虚偽記載を発見しないリスクは、誤謬によるリスクよりも高い。これは不正行為が癒着、偽造、故意の脱漏、不実表示、または内部統制の不遵守を伴っている可能性があるためである。
- ・ 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために監査に関する内部統制への理解を得る。これは本シリーズ・トラストの内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- ・ 運営者により採用された会計方針の適切性、会計上の見積りの妥当性および関連する開示内容を評価する。
- ・ 運営者により採用された継続企業を前提とした会計処理の適切性を判断する。また、監査で得た証拠を基に、継続企業として存続するための本シリーズ・トラストの能力に大きな疑念が生じるような、重要な不確定要素が存在するかどうかを判断する。重要な不確定要素があると判断した場合、当監査法人は監査報告書の中で、財務諸表上の関連開示内容に対して注意喚起をする必要がある。また当該開示内容が不十分である場合には、当監査法人の意見を修正する必要がある。当監査法人の判断は、監査報告書日までに監査で得た証拠を基にしている。しかし、将来の事象や状況が本シリーズ・トラストの継続企業としての存続を停止する可能性もあり得る。
- ・ 財務諸表の全体の体裁、構成および開示内容を含む内容、および財務諸表が原取引や事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

当監査法人は、統治責任者と、特に監査の計画範囲とタイミング、および重要な監査所見に関して連絡を取り合う。これには、当監査法人が監査の間に特定する内部統制の著しい欠陥も含まれる。

2021年2月1日

[次へ](#)

KPMG
P.O. Box493
SIX Cricket Square Grand Cayman KY1-1106 Cayman Islands
Telephone +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Internet www.kpmg.ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only) (the "Series Trust"), a series-trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III, which comprise the statement of financial position as at September 30, 2020, the statements of comprehensive income, changes in net assets attributable to the holder of units and cash flows for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at September 30, 2020, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) ("IESBA Code") together with ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with IFRS, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Auditors' Responsibility for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

February 1, 2021

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（ケイマン諸島に設立された有限会社）取締役会への独立監査人の報告書

意見

当監査法人は、4ページから17ページに記載するクレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という。）の2019年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針の概要を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、財務諸表は、2019年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際財務報告基準（「IFRS」）に準拠した正確かつ公正な表示を行っている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準（「ISA」）に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規定（「IESBA基準」）ならびに当監査法人による財務諸表の監査に適用されるケイマン諸島における倫理要件に従い、会社から独立しており、また、当監査法人は、IESBA基準に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表以外の情報およびそれに関する監査人の報告書

取締役はその他の情報について責任を有する。その他の情報は、財務諸表および当監査法人によるそれに関する監査人の報告書以外の年次報告書に含まれるすべての情報から構成される。

財務諸表に関する当監査法人の意見は、その他の情報を対象にはしておらず、当監査法人はそれに対していかなる種類の保証となる結論も表明しない。

財務諸表の監査に関する当監査法人の責任は、その他の情報を通読し、その中で、その他の情報が財務諸表または監査の中で当監査法人が得た知識に著しく矛盾していないか、または重大な虚偽記載と思われるものがないかを検討することである。

当監査法人が実施した作業に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があると結論づけられた場合、当監査法人はその事実を報告する義務を負う。この点について、当監査法人が報告すべき事項はない。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（ケイマン諸島に設立された有限会社）取締役会 への独立監査人の報告書（続き）

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、財務諸表をIFRSに準拠して正確かつ公正に表示されるよう作成すること、および、取締役が必要と判断する内部統制によって、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務諸表の作成を可能にすることに責任を有している。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。本報告書は、当監査法人の合意された業務条件に従い、全体的に会社への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを発見することを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性があるとは合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

ISAに従い実施する監査の一環として、当監査法人は監査を通して専門家としての判断を行い、専門家としての懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- 不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（ケイマン諸島に設立された有限会社）取締役会 への独立監査人の報告書（続き）

財務諸表の監査に対する監査人の責任（続き）

- 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関連する内部統制を理解するが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りと関連する開示の合理性を評価する。
- 取締役による継続企業の前提に基づく会計処理の適切性について、および、入手した監査証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- 開示事項を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務諸表が基礎となる取引および事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

公認会計士

プリンスビルディング8階
チャーター・ロード10
香港、セントラル

[次へ](#)

**Independent auditor's report to the board of directors of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited**
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

We have audited the financial statements of Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the “ Company ”) set out on pages 4 to 17, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2019, the statement of profit and loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flow for the year other than ended and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2019 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standard (“ IFRS ”).

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (“ ISAs ”). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants (“ IESBA Code ”) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information other than the financial statements and auditor's report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information; we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

**Independent auditor's report to the board of directors of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued)**
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Responsibilities of the directors' for the financial statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with IFRS and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with our agreed terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the Audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.

**Independent auditor's report to the board of directors of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued)**
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company ' s internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors ' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company ' s ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor ' s report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor ' s report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。